

# ローマ属州総督の秕政と善政（一）

—「ローマの平和」成立の一条件を探る—

高田邦彦

## 序論

### 人類と戦争

平和は万人の希求する理想的な生活様態であると一般に考えられているが、人類の歩み五千年の歴史を繙くと、平和な時代がいかに稀れであったかを否応なしに思い知らされて、慄然となざるを得ない。

数年前に日本で翻訳書が刊行されたフランスのジャン・バコ(注)1 (Jean Bacon) の『戦争症候群』によると、紀元前一四九六年から紀元後一八六一年までの二三五八年間のうち、二〇一八年は戦争があり、戦争がなかつたのは僅か二

(注) 1 Bacon, Jean; *Les saigneurs de la guerre.* 1981.

標題の原意は『戦争の屠殺者ども』。

七七年に過ぎなかつたとい<sup>(注)2</sup>う。この計算が正しければ、古代オリエントの最強力王朝の出現から近代の帝国主義時代の開幕に至る全期間に亘つて、平和の期間は戦争の期間の僅か十一分の一に過ぎなかつたということになる。

さらに同書によると、グリーヴス陸軍少佐の調査の結果、紀元前二三八〇〇年から現在に至るまでの五、六〇〇年間に、この地球上で一四、五四二回の戦争が行なわれたとい<sup>(注)3</sup>う。ここで少佐の意味する戦争概念が、果たして主権を有する諸国家間の戦争のみを指すものか、それとも諸部族間の局地的な小競合をも含むものか一向に明瞭でなく、科学的厳密さを欠くものであるとしても、とに角人類最古のシュメール人の都邑がメソポタミアに出現した有史草創の時代から二十世紀の今日に至るまで、約一万五千回とい<sup>(注)4</sup>う膨大な戦争が行なわれ、そして恐らく何億という人命が失われたという事実は、理性的存在を以て自任しているわれわれの度胆を抜くに十分である。

このような具体的数値を示されると、われわれは十七世紀の思想家トマス・ホッブズ (Thomas Hobbes) が述べた「人間は人間にとつて狼である (*homo homini lupus*)」とい<sup>(注)5</sup>うあの暗鬱な言葉を、紛れもない真実であると認めざるを得ない気持になる。古く紀元前四千年紀のシュメール人の都市国家からして、その発展を促す起動力となつたのは、敵意をむき出しにした諸国家の競合や抗争であつて、決して相互の平和的交渉や協力でなかつたことを、最近の発掘調査の結果が教えてくれる。人類文化の師表と仰がれるあの古代ギリシア人でさえも、その活動の全期間において諸都市国家間の血腥い戦争を体験していたのであって、かれらの言う「平和 (*eἰρῆνη*)」とは単に恒常的な戦闘状態の中斷を意味するに過ぎず、決して絶対的な無事平穏の状態を指すものではなかつた。ペロポンネソス戦争の最中にリュシストラテー (反戦夫人) という女性の口を藉りて平和への願いを語つたアリストプアネース (*Aριστοφάνης*) のささやかな声も、戦争に狂奔する市民らの怒号にかき消されて、何ひとつ摵々しい実を結ばなかつたのだ。東洋文化の中心と目される中国では、前六世紀の諸子百家の間に庶民出身の墨子が出て、徹底した非戦と博愛の思想を唱えた

が、その声は周末の戦国時代に杜絶えて、以後一千年間その衣鉢を継ぐ者はなかつた。三百万年前の大昔に、東アフリカの高原地帯で猛獸との血みどりの闘いを余儀なくされたわれわれ人類の闘争本能が、猛獸との生存競争に勝ち残つたのちも根強く残つて、その祖先を今度は同胞に対して向け続けてゐるのであるうか。

動物比較行動学を創始したドイツのコンラート・ロレンツ (Konrad Lorenz) によれば、野生の鳥獸は同種の仲間にに対する攻撃本能を無制限に行使せず、相手が降伏の意思表示をすれば殺さないのが習性であつて、降伏の意思表示をした相手をなおも徹底的に殺戮するのは、人間だけであるところ<sup>(注) 5</sup>。その原因を考察してかれは、攻撃本能の無制限な行使が野生の鳥獸にとっては種の絶滅に繋る怖れがあるため、本能的にそれを抑制する機能が働くが、人間は言語

(注) 2 いの記事は、Jähns, Max ; Über Krieg, Frieden und Kultur, eine Umschau. 1893, から引用したといふ。紀元前四九六年は、エジプト新王國第十八王朝の女王ハム・ハヤヌーストムの義子トゥム・メス二世の共同統治の第六年に当たり、紀元後一八六一年はヨーロッパでイタリア王国の成立、アメリカで南北戦争の勃発の年、日本では桜田門外の変の翌年に当たる。なぜいれらの紀年が選ばれたのか、理由は全く不明である。

(注) 3 グリーゲン少佐の調査結果は、次の書物に記載されてゐる。

Clarke, Robin ; The Course to the Death or the Technocracy of the War. 1972.

(注) 4 アリストテレスには、平和を勧告した次のような戯曲がある。

『平和』 (Eἰρῆνη), 前団一一年。

『リュシペルカテー』 (Λυσιπέλκατη) (別名『女の中庭』) 前団一一年。

(注) 5 Lorenz, K. ; Das sogenannte Böse. Zur Naturgeschichte der Aggression. 1963. (邦訳、『攻撃——惡の自然史』、

日高敏隆、久保和也訳、ふゆや書房。一九七〇年刊)  
Lorenz, K. ; Die acht Todssüden der zivilisierte Menschheit. 1973. (邦訳、『文明化した人間の八つの大罪』、日高敏隆、大羽更明訳、思潮社、一九七二年刊)

を発明して相手に意思を伝え、文化を発展させて理性に頼る存在となつたため、本能的な抑止機能を喪失したのだろうという。それが事実とすれば、恐ろしいことである。人類は、核兵器を発明した今日こそ、野生動物的な種属保存本能に立ち帰つて、直ちに戦争行為を抑止することが望ましいが、核兵器の出現後四十年経つても依然として攻撃的態度を改めないのは、先祖伝来の闘争本能のみ温存されて、しかも動物的抑制本能と人間的理性のいずれも満足に機能しないという中途半端な状態にあるためであろう。それにまた、こうも考えられる。人間が野生鳥獣以上に情容赦のない残酷な存在であるのは、恐らく野生鳥獣が個体と種属の保存（すなわち食物と異性の獲得）というごく単純な闘争原因を持つのに対し、人間のみが実に複雑多様な闘争原因を持つため、相互に敵意や怨恨を野放図に増幅させて、容易には相手を許し得なくなるためではなかろうか。

### ○戦争の発生原因

人間の闘争原因の複雑多様さを究明するため、試みに有史以来の過去五千年間にに行なわれた大規模な闘争（諸民族・諸国家間の戦争や、一民族・一国家内の内乱・反乱）を取り上げて、その発生原因を分類してみよう。尤も、大規模な闘争のもつ複雑な性格や関係資料の不足、証言・証拠の一一面性などのために、その発生原因を明確に整理分類することは不可能に近いが、一応現在の研究成果に基づいてこれを行なえば、大凡次の四種類に分類できるように思われる。

(1) 経済的原因——これは人間がもつ最も基本的な個体・種属保存本能（食欲、時には性欲）と、物欲とに根差すものである。まず（イ）食物・衣類・住居の獲得など、必要最低限の生存条件の確保に始まり、次いで（ロ）文化生活に必要な嗜好品・奢侈品など高級物産を求めての植民地の獲得へと進み、遂には（ハ）大規模な経済的利権の拡大を目指す帝国主義的世界分割へ至る。

(2) 政治的原因——これは本来、個体・種属維持のための防衛本能に基づくものと考えられるが、やがて権勢欲や名譽欲が絡んでくると、攻撃本能に転換する。(イ) 小規模なものは、個人や集団の政治的野心による政権獲得あるいは王位継承に留まるが、(ロ) 大規模なものは部族・民族間の霸権争奪へと進み、(ハ) 最終的には民族の膨張・発展による帝国樹立へと至る。

(3) 感情的原因——これは人間の精神作用中の情意(あるいは心情)に関わるものである。古くから、(イ) 部族・民族間の感情的対立、ひいては怨恨による对外報復があり、また(ロ) 民族的感情による他民族支配の排除がある。特に後者は、近代以降ナショナリズムの昂揚によって、世界各地の民族解放運動として現われている。

(4) 思想的原因——これは情意の上に知性の加わった、やや高度な精神作用に由来するものである。古くから(イ) 宗教信仰上の対立<sup>(注)6</sup>として、異宗教間の勢力争いや同一宗教内の宗派的抗争、異端狩りがあり、また近代以降は、(ロ) 政治的イデオロギーの対立として、自由・平等・友愛などの政治的理念の実現を目指す闘争や、第一次大戦以後のファシズム・共産主義をめぐる闘争がある。思想的原因による闘争は、知性が加わるだけに、単なる感情本位の対立よりも不寛容で殘忍である。

戦争原因は大体以上の四種類に尽きると思うが、もちろんこれ以外に種々の原因を唱える人が居ないわけではな

---

(注) 6 シュライエルマッヘル(Schleiermacher)は宗教活動の本質を「絶対帰依の感情」に置いて、宗教を情意作用のひとつの現われと見なすが、ここでは原始的な自然宗教や低級な呪術宗教を戦争原因から除外し、高度な知的操作を経て基本的教義を確立した民族宗教や世界宗教のみを対象とする。

い。有名なのは「クレオパトラの鼻」というパスカル (Pascal) の警句である。<sup>(注)7</sup> パスカルは人間存在の空しさを知るために、愛の原因と結果を考えてみるように勧め、人間にとつて得体の知れぬほど小さな愛というものが、結果的には王たちや軍隊を動かすと述べ、「クレオパトラの鼻がもし短かかったら地球の全表面は変わっていたろう」と結んでいる。つまり男女のせせやかな恋愛が、地球を震撼させるような大戦争の原因であると見做すのだが、しかし実際はクレオパトラが鼻の短い不美人であつたとしても、やはりカエサルはエジプトを征服したであろうし、アントニウスはオクターウィアヌスと地中海世界の覇権を賭けて争つたであろう。戦争の真の原因是、世人の目を眩惑する華やかな現象の背後に隠れているのであって、クレオパトラの鼻ひとつでは何も動きはしない。

同じく東洋では、前二世紀の秦の『呂子春秋』に、少女の些細な遊戯から楚吳両国の戦争が起つた話が述べられている。<sup>(注)8</sup> 楚と吳の国境の卑梁という所で、吳の少女と遊んでいた楚の少女が、突き倒されて怪我をする。少女の父は吳の少女の父へ抗議に出かけ、口論の末相手を殺す。怒つた吳の村人は大挙して楚の村へ押しかけ、少女の一家を皆殺しにする。楚の大夫は復讐のため吳の村を攻めて、老弱を問わず虐殺する。それを聞いて怒つた吳王夷昧は公子光の軍隊を派遣し、楚の鶴父<sup>けいは</sup>を攻めて大将潘子臣以下の將士を虜にし、本国へ引き上げたという。この話の集録者は、大規模な軍事行動の原因が少女の喧嘩もしくは一家の怨恨という些末事にあることを述べて、治国の要諦は初めを知ることにあると力説したのであろうが、しかし戦争の真の原因是常日頃から相手の領土を窺窺する両国への政治的野心にあつたので、少女の喧嘩だけでは何も起こりはしない。第一次大戦の前夜、ボスニアの都サラエボでセルビアの一青年がオーストリア皇太子夫妻を暗殺したあの不幸な事件が、単に大戦の切掛けを作つたに過ぎないのと、この話はよく似ている。

さて以上のように分類してみて驚くことは、人間がほとんどすべての本能的欲望と意識的作用とを動機として、戦

争を行ないうる存在であるという、痛ましい事実である。人間の本能的欲望としては、(個人的に強弱の差はあっても)すべての人に食欲・性欲・物欲・権勢欲・名誉欲・知識欲などが備わっていると考えられるが、これらの中、知識欲を除くいずれもが、戦争の発生原因たり得るのである。また人間の意識的・精神作用には、知情意の三種があるといふのが古典的な観念論哲学の分類法であるが、そのいずれもが戦争を誘発する重要な因子となつており、とりわけ人間特有の知性が、闘争本能に左右されがちな情意を抑制するどころか、それを促進・激化する役割を演じやすいといふ事実には、失望のほかはない。このようなわけで人類は、単に個体・種属の保存本能のみに駆られて闘争する野生鳥獸に較べて、遙かに大規模かつ執拗・残忍な戦争を敢行する、きわめて特異な存在になつたものと考えられる。

### ○ 戰争の分類

それでは、ここで、人類の歴史に残る主要な戦争を、(内乱・反乱をも含めて)以上四種類の原因別に分類してみよう。実を言えば、この四種類中のただ一種の原因から起つた戦争は比較的稀れであつて、ほとんど大部分は二種ないし三種の原因の絡み合いから生じているようである。一、二の実例を挙げると、十六世紀後半のオランダ独立戦争は、スペイン王権の専制的支配に対するネーデルラント住民の政治的解放運動であるが、同時にフェリペ二世の力

(注) 7 Pascal, Blaise; Pensées. 162.

なおパスカルには、これと似通つた意味をもつ「クロムウェルの砂粒」(176)という警句もある。

(注) 8 『孟子春秋』卷十六、先識見第四、察微。この書は、秦の宰相呂不韋が、門下・食客三千人を集めて編纂させた、當時の学説知識の総録である。

(注) 9 十九世紀後半の心理学の発達以後は、むしろ知と情意(あるいは心情 Gemüt)の二種に分類するのが通例だが、この場合は、いずれに考へても結果は同じである。

トリック信仰強制に対するプロテスタント教徒の宗教的自由獲得の闘争もあり、また世界的植民帝国の経済的権益の独占に対する新興商業民族の利権割取の挑戦でもあった。十七世紀半ばのイギリスの清教徒革命は、ステュアート王権の絶対主義に対する有産市民層の政治的自由確保の闘争であるが、同時にイングランド国教会信仰の強要に対する新教派清教徒の福音的信仰保持の抵抗もあり、また封建的な領主やギルドの経済的利益の独占を打破しようとする新興産業資本家層の抗争という意味をも含んでいた。十八世紀後半のアメリカ合衆国の独立戦争は、宗主国イギリスの専横な支配に対するニューアイングランド植民地住民の感情的反撥を端緒とするが、表向きは「自由」の理念を麗々しく掲げた政治的自立を目指してのイデオロギー闘争であり、付隨的には王党派イギリス人の財産や権益をそつくり没収する経済的效果をも画策するものであった。さらに二十世紀の現代になると、兩度の世界大戦において明白に看取されるように、種々の原因より生じた複数の戦争が複雑に絡み合って、戦争の性格を一刀両断的に分析することは全く不可能である。ごく大雑把に見ても、第一次世界大戦の原因としては、バルカン半島の権益を争奪するスラヴ民族（ロシアとセルビア）とゲルマン民族（オーストリアとドイツ）の政治的・経済的・感情的対立、世界的植民帝国の覇権を死守する老大国イギリスとこれに挑戦する新興ドイツ第二帝国の政治的・経済的対立、さらには普法戦争の勝者ドイツに対してその報復を狙うフランスの民族主義的敵愾心などが考えられる。第二次世界大戦の原因としては、ブロック経済政策を採用して世界恐慌を乗り切ろうとする先進植民帝国英仏米と独自の生存圏（Lebensraum）を設定してこれに割り込もうとする中進勢力独伊日の経済的対立、統制主義・独裁主義・全体主義を標榜するファシズム国家独伊日に対して自由主義・民主主義・個人主義を擁護する英仏米のイデオロギー的対立、ソ連の共産主義の国際的拡大に対しこれの阻止に躍起となる反共グループ独伊日の政治的・理念的対立、それに第一次大戦後の仏英の苛酷な賠償取立てを恨むドイツ第三帝国の報復心、などが考えられる。

このように近年になるほど複雑な動機が絡んでいて、いずれの種類にも分類し難い戦争が多いが、敢て独断の誇りを顧みず、比較的性格の明瞭なものを主体に分類すれば、概ね次の様になろう。（括弧内の数字は、世紀を表わす。）

### (1) 経済的原因。

(イ) 食物・衣類・住居の獲得など、必要最低限の生存条件の確保。

a、遊牧民族——農耕定住民族の社会に対する侵入・略奪・征服。

メソポタミア北部の先住民村落に対するアッカド (Akkad) 人の侵入（前四〇）。グティウム (Gutiim) 人の侵入によるアッカド王朝の滅亡（前二一）。南メソポタミアのシュメール (Sumer) 人都邑に対するアムツル (Amurru) 人の侵入とバビロン第一王朝の建設（前十九）。エジプトに対するヒュクソス (Hyksos) (フツリ Hurri 人を主体とする混成遊牧民族) の侵入と第十二王朝の建設（前十九）。インド北西部に対するアーリア人の侵入とインダス文明諸都市の滅亡（前十五）。中国の歴代王朝に対する塞外民族の侵入、すなわち秦・前漢・後漢王朝に対する匈奴（前三一—後一）、晉王朝に対する五胡（匈奴・鮮卑・羯・氐・羌）（四一五）、ヨーロッパに対するフン族の侵入（五）。なお北宋王朝に対する契丹（遼）（十一一一）と女真（金）（十二）、南宋王朝に対する蒙古（元）（十三）、明王朝に対する女真（清）（十七）などは、遊牧民の侵入征服というよりは、むしろ民族の政治的発展の範疇に入るべきものであろう。アラビア人によるイスラーム帝国の建設（七一八）や、トルコ人によるセルジューク (Selçuk) 朝（十一一一）・オスマーン (Othmān) 帝国（十三）の建設なども、同様のものと考えられる。

b、海上民族——既存の定住社会に対する侵入・略奪・征服。

ハッティ (Hatti) 王国に対する東地中海の「海の民」の侵入・征服（前十三）。ロシア・フランス・イギリス・

シチリア島に対するノルマン人(ヴィーキング Viking)の劫掠と征服(九—十一)。元・明王朝に対する倭寇の侵入・略奪(十三—十六)、など。

### c、農耕民族——農民一揆など、下層民の反乱。

中国では、新を倒した赤眉の乱(後一)、後漢末の黃巾の乱(一)、唐末の黃巢の乱(九)、元末の紅巾(白蓮教徒)の乱(十四)、清末の太平天国の乱(十九)、などがある。但し後二者は、異民族支配に対する漢民族の感情的反撥という要素も大きいようである。ヨーロッパでは、フランスのジャッククリー(Jacquerie)の乱(十四)、イギリスのワット・タイラー(Wat Tyler)の乱(十四)、ドイツの大農民戦争(十六)、フランス大革命勃発時の「農民の革命」(十八)、などがある。日本では加賀の一一向一揆(十五)や島原の乱(十七)がある。

### (口) 文化生活に必要な嗜好品・奢侈品など、高級物産を求めての植民地の獲得。

#### a、近代以降のヨーロッパ人の世界進出。

ヨーロッパは緯度的位置が北に偏り過ぎて天然の物産に恵まれぬため、その住民は他大陸(特に温・熱帶地方)の貴重な産物を、異常に欲しがった。その結果、ポルトガルの東方貿易拠点の奪取(十六)。スペインのアステカ(Azteca)王国・インカ(Inca)帝国の征服(十六)。オランダの東南アジア征服(十七—十八)、イギリス・フランスのインド侵略(十八)、など。フランスがイギリスに敗れたあと、イギリス人はインドにおいてマイソール(Mysore)戦争・マラータ(Maratha)戦争・ sikh 戦争(十八—十九)を行なつてこれを征服し、ビルマに対してはビルマ戦争(十九)、中国に対してはアヘン戦争・アロー(Arrow)戦争(十九)によって、侵略を進めた。フランスはインドシナへ進出(十九)。北アメリカ大陸では、イギリス・フラ

ンスが競つて侵略を推し進めた（十七—十八）。

b、先進国同士の植民地争奪戦。

最も派手に戦われたのは、英仏植民地百年戦争（十七—十九）である。これはヨーロッパでの英仏の抗争（プアルツ Pfalz 戦争・スペイン継承戦争・オーストリア継承戦争・七年戦争・ナポレオン戦争）と同時並行的に行なわれているので、政治的性格も強い。アメリカ大陸における両者の対決は、ウイリアム王戦争・アン女王戦争・ジョージ王戦争・フレンチ・インディアン (French-Indian) 戦争と呼ばれている。

(ハ) 大規模な経済的利権の拡大を目指す帝国主義的世界分割。

a、一八七五年、イギリスがスエズ運河会社の株式を買収してアフリカ大陸の侵略に乗り出したのを皮切りに、フランス・ベルギー・ドイツ・イタリアなどヨーロッパ列強がアフリカ大陸全土を蹂躪し、一九一二年、イタリアのトリポリ (Tripoli) 征服（伊土戦争）を以て一応終結した。これと並行してアジアでは、イギリスがインドのムガール (Mughal) 帝国を併合、フランスがインドシナ諸国を併合、ロシアが満州を侵略、さらに列強は日清戦争で敗北した中国から、租借地を割取した。バルカンから西アジアにかけては、列強が老朽化したオスマーン帝国に襲いかかって、一寸刻みに領土を扼取った。十九世紀末には、アメリカ合衆国と日本が列強の仲間入りをし、前者はキューバ・フィリピン（米西戦争）、それにハワイを併合し、後者は朝鮮を併合した。

b、この過程で行なわれた列強同士の抗争を見ると、時代は少々遡るが、クリミア (Crimea) 戦争・アフガン (Afghan) 戦争があり、帝国主義時代にはいって、露土戦争・ブーア (Boer) 戦争・日露戦争がある。最後にバルカン戦争を経て、第一次世界大戦へ突入して行く。

c、第一次大戦後もなおこの趨勢は続き、アジアでは満洲事変以後の日中戦争、アフリカではイタリアのエチオピア征服がある。そして日中戦争の延長線上に日米戦争（いわゆる太平洋戦争）がある。

## (2) 政治的原因。

(イ) 個人や集団の政治的野心による政権獲得、あるいは王位継承。

この実例は枚挙に遑ないが、曰ぼしいものののみを拾い上げれば、中国では、諸王朝建設のための戦いのほかに、挫折したものとして、前漢王朝に対する呉楚七国の乱（前154）、晉王朝下の八王の乱（後四）、唐王朝に対する安史の乱（八）、元王朝下のハイドゥ（Khaidu）の乱（十三）、清王朝に対する三藩の乱（十七）、などがある。日本では、源平の戦い（十一）、建武の中興（十四）、信長・秀吉の天下統一（十六）、家康の関ヶ原・大阪の陣（十七）、戊辰戦争（十九）があり、挫折したものとしては、承平・天慶の乱（十）、応仁の乱（十五）、西南戦争（十九）などがある。ヨーロッパではフランス大革命などの市民革命があるが、これには経済的・思想的因素が複雑に混入して居て、この範疇に加えない方が無難である。挫折したものとしては、ドイツの騎士戦争（十六）、フランスのフロンンド（Fronde）の乱（十七）、などがある。

王位継承戦争としては、中国に靖難の変（十五）、日本に壬申の乱（七）がある。ヨーロッパでは込みいった諸王朝間の姻戚関係のため、この種の悶着が極めて多く、その規模も国際的に拡大したものが多い。ノルマンディー公ウイリアムのイギリス征服（十一）、英仏百年戦争（十四—十五）、イギリスのバラ戦争（十五）、スペイン継承戦争（十八）、オーストリア継承戦争（十八）、など。

## (ロ) 部族・民族間の霸権争奪戦。

この種の実例もあるが、主要なものを例示すれば、エジプト新王国とハツティ王国のカデシュ（Kadesh）

の戦い（前十三）、カルデア（Khaldea）王国のアッシリア王国征服（前七）、アテーナイ・スパルタ間のペロポンネーソス戦争（前五）、スパルタ・テーバイ間のレウクトラ（Λευκτρα）の戦い（前四）、ローマ・カルタゴ間のポエニ（Poeni）戦争（前二一一）、ヴェネツィア・ジェーノヴァ間の抗争（後十三一十四）、スペイン・イギリス間のアルマダ（Armada）戦争（十六）、プロイセン・オーストリア間の普墺戦争（十九）、プロイセン・フランス間の普仏戦争（十九）、そしてイギリス・ドイツ間の第一次世界大戦（一〇〇）、など。日本では、前九年の役（十一）が、これに当たるであろうか。

#### （ハ）民族の膨張・発展による帝国樹立。

いわゆる英雄の外征は、ほとんどがこれに該当する。ダレイオス（Dareios）大王（ドクセルクセス Xerxes 一世）のギリシア侵攻（ペルシア＝ギリシア戦争）（前五）、アレクサンドロス大王のオリエント遠征（前四）、カエサルのガッリア征服（前一）、カール大帝のランゴバルド（Langobardi）征服とイベリア（Iberia）征討（八）、チンギス・ハン（Chinghis Khan）の中央アジア遠征（十二）、ティムール（Timur）の中央アジア帝国設立（十四）、ルイ十四世の侵略（南ネーデルラント継承戦争・オランダ侵略戦争・アルツ戦争・スペイン継承戦争）（十七一十八）、ナポレオンのヨーロッパ大陸征服（第二次・第三次大同盟戦争・イベリア半島戦争・ロシア遠征など）（十八一十九）。そして恐らくヒトラーの第一次大戦（一〇〇）。日本では、秀吉の朝鮮侵略（文禄慶長の役）（十六）がこれに当たるであろうか。

#### （3）感情的原因。

（イ）部族・民族間の感情的対立、ひいては怨恨による対外報復。  
アレクサンドロス大王のペルシア遠征（前四）、ローマに対するカルタゴのハンニバル（Hannibal）戦争（前

三)、プロイセンに対するオーストリアの七年戦争(十八)、歐米列強に対する中国の北清事変(十九)、ドイツに対するフランスの第一次大戦(二〇)、フランスに対するドイツの第二次大戦(二〇)、イスラエルに対するアラブ諸国の中東戦争(二〇)、など。第二次大戦の末期にソ連が対日戦に参加したのは、スターリンの明言によると「日露戦争の仇討ち」という口実であつたが、これを報復の範疇に含めるのは些か疑問であつて、むしろ政治的・経済的戦略という性格の方が強かつたと考えられる。

(ロ) 民族的感情による他民族支配の排除。

a、古くはシリア王国に対するユダヤ人のマッカバイオス(Makkabaios)戦争(前一)、ローマ帝国に対するユダヤ戦争(後一)が名高い。ヨーロッパでは、オーストリアに対するスイスの独立戦争(十三—十四)、スペインに対するオランダの独立戦争(十六)があり、中国では前述の紅巾の乱(十四)がある。

b、近代に至ると、フランス大革命以後、民族的覚醒によるナショナリズムの昂揚が見られ、まずヨーロッパで、次いでアメリカ・アジア・アフリカの各地で、被抑圧民族の解放運動が頻発した。すなわち、ヨーロッパでは、ナポレオンに対する諸国民戦争、オスマーン帝国に対するギリシア独立戦争、オランダに対するベルギー独立戦争、オーストリア帝国に対するイタリア統一戦争、ロシア帝国に対するポーランドの独立反乱、そして二〇世紀にはいると、オスマーン帝国に対するスラヴ諸国(セルビア・モンテネグロ・ブルガリア・ギリシア)の第一次バルカン戦争がある。アメリカ大陸では、スペインに対するラテン=アメリカ諸国(コロンビア・アルゼンチン・チリ・ボリビア、それにメキシコなど)の独立戦争があり、アジアでは中国の太平天国の乱、インドのセポイ(Sepoy)の反乱があり、アフリカではエジプトのアラビ・パシャ(Arabi Pasha)の乱がある。

## (4) 思想的原因。

(イ) 宗教信仰上の対立。

異宗教間の勢力拡大や、同一宗教内の宗派的抗争、異端狩りなどがあるが、とりわけ西アジアからヨーロッパにかけての一神教を信ずる民族に、この種の闘争が数多く見られる。すなわち、イスラーム教徒の聖戦(Jihad)（七八）、カール大帝のイベリア遠征（九）、キリスト教徒の十字軍遠征（十一—十三）、ドイツ皇帝に対するベーメン（ボヘミア）のフス教徒(Hussiten)の乱（十五）、ドイツのシュマールカルデン(Schmalkalden)戦争（十六）、フランスのユグノー(Huguenot)戦争（十六）、三十年戦争（十七）、イギリスの清教徒革命（十七）、など。日本では、前述の島原の乱がこの性格を併有している。

## (ロ) 政治的イデオロギーの対立。

これは近代啓蒙主義以後の産物で、当初は自由・平等・友愛などの政治的理念の実現を目指す闘争であり、第一次大戦以後は、ファンズムや共産主義をめぐっての闘争である。前者には、アメリカ合衆国独立戦争（十八）、フランス革命時の大同盟戦争（十八）、アメリカ合衆国の南北戦争（十九）があり、後者には、スペイン内乱、独ソ戦争、中国内戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争、などがある。

## 。現在の情勢。

以上、煩を顧みず長々と分類してきたが、これで高校の世界史教科書に記載されている程度の、比較的重要な戦争・内乱・反乱は、ことじとく取り上げたつもりである。この分類を終えての感想は、よくもまあ人類が昔から今に至るまで、似たような種類の闘争を性懲りもなく繰り返してきたものよという驚きであり、また過去の教訓が後代に全然生かされて来なかつたという慨嘆である。いま試みに、これらの戦争の中で、今後起こりそうにない型の戦争が

あるかどうかを検討してみると、その結果は遺憾ながら悲観的と言わねばなるまい。なるほど植民地獲得競争は、犯罪的行為であるとの烙印を捺されて一応地球上から消滅したかに見えるが、その本質である経済的利権の争奪は貿易戦争に形を変えて今なお激しく戦われており、日本がその渦中の当事者（それも最大の悪玉）として世界の憎まれ者になつてていることは、周知の事実である。民族の政治的野心による帝国の建設ないしは維持も、時代錯誤の悪行として特に後進諸国民から嫌厭されているが、米ソ両大国が過去の帝国の栄光を失うまいと悪足搔きして、今なお世界各地で無用の動乱を惹き起こしていることも、天下周知の事実である。民族の感情的怨恨による対外報復は、二十世紀とは縁遠い昔話であると思いたいが、中東戦争におけるイスラエルとアラブ諸国の激突やパレスチナ＝ゲリラのテロ行為の凄まじさは、日を覆うばかりである。また宗教信仰上の対立は前近代的な愚挙妄動と見なしたいが、インド亞大陸におけるヒンドゥー・イスラーム両教徒の紛争や、同じイスラーム内のイラン（主にシーア派 Shiáh）とイラク（主にスンニ派 Sunni）の熱い戦争は、今や泥沼状態と化していく終熄するか予測もつかない。要するに第二次世界大戦以後四〇年を経ても、人類はあまり賢くなつておらず、過去に出揃つた戦争のほとんどの銘柄が、依然として世界市場に豊富に出回っているという感じである。僅かにひとつだけ跡を絶つたと見られるのは王位継承戦争であるが、それでさえ人類が賢明になつた結果ではなく、世界的に消滅する傾向にある国王という存在が（イギリスや日本の例で明らかのように）政治的実権を失つて、その継承を争うほどに魅力ある地位でなくなつた結果に過ぎない。

### ○平和を志向する人間性。

さてここまでこのところ、筆者はトマス・ホップズの「自然状態における人間は互いに狼である」という悲観的命題に従つて話を進めてきた。ホップズによれば、人間は本来平等なものであつて絶対不可侵の生存権を持つが、その平等な人間が自己の生存のために一切のものを利用するならば、「万人の万人に対する闘争 (Bellum omnium contra

<sup>(注) 10</sup>

omnes)」に陥って、生存権 자체が否定されることになる。この矛盾を救うために、理性の戒律としての自然法 (lex naturalis) が、社会契約によつて自然権を制限すべきことを人々に命ずる。そして自然権の相互的放棄を保証するため、万人に勝る主権が設定されなければならない。こうしてホッブズは、社会契約思想によつて、国王の絶対主権を擁護する結果になつた。つまり上からの権力の押しつけによつて国民の平和を確保する道を容認し、却つて諸階級間の対立の激化に力を藉したのである。しかし一方ではこの社会契約思想を導入することによつて、ホッブズとは異なる結論に至つたジョン・ロック (John Locke) のような思想家も居たのである。

ロックもまたホッブズと同じく、人間は本来平等なものであるという大前提から出発する。<sup>(注) 11</sup> しかしかれの考える「自然状態における人間」は、平等であると同時に、独立かつ自由な存在であり、他者に服従または従属することを峻拒するのである。かれの人間は、ただ理性の戒律である自然法にのみ従うが、この自然法は平和と全人類の存続とを目的とするものであつて、万人に対して、自己自身の維持と他者の生命・身体・自由・財産の尊重とを命ずる。その自然法の実現を可能ならしめるため、本来自由なる人間は社会契約を結んで、改廃可能な市民政府を組織する。こうして、最初ホッブズと同じ前提から出発したロックは、君主の絶対権の否定という正反対の結論に至り、當時澎湃として起つた市民革命に理論的正当性を賦与した。要するにかれの理論構成の中からは、人間が本来自己の永続を希求する平和的な存在であるという、ホッブズとは異なる樂観的命題が浮かび上がって來るのである。この命題もまた一面の真理であつて、人類は本来そのような素質を持ち合わせてゐるからこそ、闘争のみ目立つ修羅の歴史を繰り返しつつも、今まで根強く生き延びてきたのだと見えよう。

(注) 10 Hobbes, Thomas; Leviathan. Chap. XⅢ～XⅣ.

(注) 11 Locke, John; Two Treatises of Government. Part II. The True End of Civil Government. Chap. II.

## 。「ローマの平和」と「徳川の泰平」。

18 (361)

ローマ属州総督の秕政と善政(一) (高田)

1985. 9

従つてここでひと先ず視点を変えて、永続的平和の実現した時代に集点を合わせてみよう。永続的平和という言葉から、われわれ日本人は徳川二百年の泰平を連想するが、ヨーロッパ人はローマ帝国二百年の平和、いわゆる「ローマの平和 (Pax Romana)」を連想するのである。絶え間ない戦乱によつて彩られた人類の歴史にあって、この二つの長期的平和はまさに稀有の事例であると言わねばなるまい。しかも「徳川の泰平」は日本一国のみ、人口にして一六〇〇万人、面積にして三〇万平方キロ<sup>(注)12</sup>を覆う平和であり、徳川に較べて人口は二倍、面積は十一倍という、實に壮大な規模の平和であつた。もつともその内容を検討してみると、「徳川の泰平」が文字通り平穏無事で動乱のない時代であつたのに対し、「ローマの平和」は必ずしもそうでない。「徳川の泰平」においては、島原の乱の終結した一六三八年から、第一回長州征伐のあつた一八六四年までの一二五年間に、小規模な争乱（一六五一年の「慶安の変」、いわゆる由比正雪・丸橋忠弥の乱）が唯ひとつ介在するだけであるのに対し、「ローマの平和」においては、広大な属州や保護王国で、特に紀元一世紀には相当数の民族的反乱が勃発し、皇帝の軍団と激しい戦闘を演じていて、到底平穏無事とは言えないるのである。しかしながら、紀元前三〇年のオクタウィアーヌスによるエジプト征服から、紀元後一六七年の上パンノニア (Pannonia) におけるマルコマンニ族 (Marcomanni) の反乱開始に至る一九七年間、帝国の中核をなすイタリア半島と地中海沿岸地方において概ね平和が保たれたという事実は、高く評価されねばなるまい。

一体にわれわれ日本人は、島国に閉じ込められた單一民族であるために、多民族の入り乱れて抗争するヨーロッパ人に較べて、遙かに多くの平和に恵まれており、それだけに平和の内容について評価の点数が辛いようである。日本史において鬪争が目立つのは、源平の争い・建武の中興期・戦国時代から徳川の天下統一まで・幕末維新期のわずか

四時期に過るも、日本の叙事詩（軍記物）も講談・稗史の類も、その扱う題材はほとんどの四時期に集中してゐる。そして過去四百年間（一五八六年から一九八六年まで）の歴史を調べると、この期間に日本人の戦つた戦争は、内乱・外征を含わせて都合十一回に過る。この同じ時期にヨーロッパの先進諸国は、日本の数倍の頻度で戦争を行なつて居り、わけても筆頭株のイギリスとフランスは八〇回以上と云ふ、田を剥くばかりの凄まじいものである。このヨーロッパ人にとって、イタリア半島を中心とするローマ帝国中核地域の一百年の平和が、太平無事な黄金時代と思いつられるのは、理の当然である。チャールズワース（Charlesworth）は「ローマの平和」の先駆けをなした「アウグス

- (注) 12 人口は享保六年（一七二一年）の宗門人別帳による全国集計の数値で、これ以後幕末までほとんど変動がない。面積は蝦夷地（北海道）を除いたもの。
- (注) 13 初代皇帝アウグストゥスの死去した紀元後十四年における人口・面積を、ドイツのベロッホが推定したもの。（Beloß, K. J.; Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt. 1886.）
- (注) 14 紀元一世紀には、ローマ帝国の国境がまだ安定せず、辺境地方ではしばしば他民族との戦闘や属州民の反乱があつた。主要なものを、以下に摘記する。後九年、ゲルマニニアのアルミニウス（Arminius）の反乱。一二一三年、ガッタリア諸族の反乱。一六年、トライキア（Thracia）の反乱。三五年、四九一五〇年、ペルティア（Parthia）王国との交戦。五一一年、アルメニア（Armenia）の戦争。六一一六年、ブリタンニアのイケニー（Iceni）族の女王ボウディッカ（Boudicca）の反乱。六六一七〇年、ヨダヤ戦争。六八一六九年、ガッタリア・ゲルマニニアの大反乱。八五年、ブリタンニア北部カレドニア（Caledonia）諸族の反乱。（これらはタキトゥス Tacitus の諸著作に詳述されてゐる。）
- (注) 15 内訳は、文禄慶長の役、関ヶ原の戦い、大阪の陣、島原の乱、長州征伐、戊辰戦争、西南戦争、日清戦争、日露戦争、第一次大戦、日中戦争、日米（太平洋）戦争。
- (注) 16 Charlesworth, M. P.; The Roman Empire. 1951. p. 27.

トウスの平和 (Pax Augusta)」<sup>(注)17</sup>を褒めちぎって、次のように述べている。「内乱が終結し、新時代の到来が見られたこの時期、すなわち「アウグストゥスの平和」は、ローマ市民と属州民とを問わず、帝国の全住民にとって、日の当たりに見る素晴らしい天福であった。この新時代とは、正義と秩序と自由が支配するはずの時代であり、怒りを鎮めたローマの神々のもとにローマ国家がもう一度歩み始めるはずの時代であった。この平和はアウグストゥスが保証したように、「一度短い内乱によって中断されはしたが、」以後<sup>(注)18</sup>二百余年の間継続するはずで、その恩恵を西洋世界の広大な領域に行き回らせるはずであった。この文章を書いていたときチャールズワースの脳裏には、ローマ帝国と重なつて、かれの母国大英帝国の姿が、——世界に跨る広大な植民地に近代文明を移植して、後進諸民族に恩恵と平和を施していたはずのあの大英帝国の姿が——、浮かんでいたのかも知れない。

しかし、このような「ローマの平和」に対する無条件的礼讃がある一方で、手厳しい批判があることもまた事実である。すでに十九世紀の中葉に、ドイツのローマ法学者イエーリング (Jehring) が、「ローマの平和」を「訓練されたエゴイズム」と扱い下ろしており、その後現代に至るまで「ローマの平和」を胡散臭い目で見る否定的見解が跡を絶たない。「ローマの平和」則「ローマの支配」と解するならば、早くも「平和」の真只中である一世紀末に、ローマ最大の歴史家タキトゥス (Cornelius Tacitus) が、蛮族の指導者の口を借りて、痛烈な批判の声を放っている。この問題を論及する「削達氏の諸論稿」<sup>(注)19</sup>は、タキトゥスに始まって五世紀のアウグスティヌスに至るまでの、「ローマの支配」の本質論を展開しているので、今暫くこれを参照しつつ、考察を進めて行きたい。

### 。「ローマの平和」の本質

『年代記』(Annales) や『ゲルマニア』(Germania) の著者として有名なタキトゥスは、ローマ属州ガッリアニアルボーネンシス (Gallia Narbonensis) の出身者であるが、同郷出身の偉大な政治家であり自身の岳父でもあるアグリ

コラ (Cn. Iulius Agricola) の『*農業記*』を書き残した。アグリコラは、無名の皇帝ドミティアーナス (Domitianus) の治世に属州ブリタニアの総督に任せられ、思慮深い善政によりての属州統治の基礎固めをした政治家でもあり、また属州北方のカレドニア (Caledonia) (現在のスコットランド) の諸族を征服してローマの支配領域を拡大した将軍でもあった。かれがカレドニアを攻撃したと/or/、諸部族の共通の危難を見て奮い立った指導者カルガクス (Calgacus) なる人物が、三万人の大軍勢を前にして行なつたアジ演説は、(タキトウスの創作であらうが) 被支配者たる属州民の側から「ローマの平和と支配」の正体を発じたものとして、夙に著名である。せわりの部分のみを引用すると、<sup>(注) 20</sup>

(注) 17 「平和」 (Pax) といふ言葉は、アウグストゥスの地中海世界統一を象徴する女神を指すことから始まつた言葉で、「アウグストゥスの平和」から「ローマの平和」という理念が導き出された。この女神を礼拝するための記念物が、前九年、ローマ市に建設された「平和の祭壇」 (Ara Pacis) である。

(注) 18 紀元後六八年、皇帝ネロ (Nero) は Hispania Narbonensis 総督ガルバ (Galba) の反乱に始まり、翌年オトー (Otho)・ヴィテリウス (Vitellius) の抗争を経て、ウェスペルシアンス (Vespasianus) の天下平定・皇帝就任に終る内乱を指す。

(注) 19 今削除「ローマの地中海支配」 (『歴史と人物』、中央公論社、一九七一年九月、所収) (一九八四年、『明日への歴史学』、河出書房新社、において、「ローマの平和」と改題)

同「支配・ローマ・自由」 (『ローマ——経済・社会・文化』、創文社、一九七九年、所収)  
同「Ubi solitudinem faciunt, ....」 (副題、「ローマの平和」と「現代の平和」) (『歴史評論』、二二九、一九八一年一月、所収)

(注) 20 引用は国原吉之助氏訳、『アグリコラ』 (筑摩書房版、世界古典文学全集、第一二一巻、『タキトウス』所収、一九六五年刊) によつた。

「この地球の掠奪者ども（ローマ人）は、あらん限り荒らし回って、土地がなくなると海を探し始めた。……もう東方の世界も西方の世界も、ローマ人を満足させることができないのだ。全人類の中でもうただけが、世界の財貨を求めると同じ熱情でもって、世界の窮乏を欲している。彼らは破壊と殺戮と掠奪を、偽って「支配(imperium)」と呼び、荒涼たる世界(solitudo)を作り上げたとき、それをごまかして「平和(pax)」と名づける。……自分の子供や肉親らは、ローマの課す徴兵制度で奪われ、奴隸奉公するためにどこかへ運ばれて行かれる。……所有物や財産は貢物として取られ、畠やそこでの一年の収穫は、徴発用穀物とされる。われわれの体や手足すらが、森や沼地を切り開いて道をつくるために、鞭と虐待の中ですりへらされている。……」(30, 31)

すなわち「ローマの平和」は、被治者から見る場合、ローマ人にとって都合のよい支配であり、その支配とは破壊であり殺戮であり掠奪であった。また徴兵であり奴隸化であり、財産や穀物の徴発であり、土木工事への徴用であった。これでは「ローマの恵み」どころか、戦争が及ぼす禍害と何ら選ぶ所がない。このカルガクスより一四年前には、ブリタニアのイケニー族(Iceni)の女王ボウディッカ(Boudicca)がローマの支配に対し反乱を起こしているが、タキトゥスの『年代記』の記述<sup>(注)21</sup>によると、女王はブリタニア諸部族の大軍に訴えて、「私は王家と富のために戦うのではない。人民の一人として、奪われた自由と、鞭で打たれた体と、凌辱された娘の貞節のため、復讐するのである。」と言っている。これらの記述に何がしかの修辞的誇張があるとしても、これは正しく「ローマの平和」に対する痛烈な内部告発に外なるまい。

しかしタキトゥスはまた『アグリコラ伝』の中で、総督アグリコラの善政を通して、「ローマの平和」による恩恵のかずかずをも詳述している。すなわちアグリコラは属州民の気持に細心の注意を払い、不穏な属州から戦争の原因を除去しようと決心した。「穀物の供出や税の取立ては、この義務負担を公平に割り当てるこことによって、その苦しみを

軽減してやつた。ローマ人が私腹を肥やすために考え出していた手段で、現地人には課税そのものよりもいつそう堪え難い負担であったものを、みな根絶やした。」(19) 「それまで平和は、前任者らの無関心や克己心の不足によって、戦争と同じほどに現地人から恐れられていたので、これらの弊習を最初の年にすぐさま禁止して、平和に立派な印象を与えた。」(20) 「粗野な生活を営んでいるため、すぐ手軽に戦争を起こす気持になるこうした民族を、快適な生活を通じて平和と憩いに馴染ませるために、個人的に説得したり公的に援助したりして、神殿や市場や家を建てさせた。……酋長の子弟に教養学科 (liberales artes) を学ばせ、資性に磨きをかけた。……その結果、いままでラテン語を拒否していた人まで、ローマの雄弁術を熱心に学び始めた。こんな風にして、ローマの服装すらも尊重されるようになり、市民服 (toga) が流行した。」(21)

すなわち、ローマ人の側から恩恵として属州民に施す「ローマの平和」とは、ローマ特有の都市国家的外観であり、人文学的教養であり、ローマ的生活様式であった。別言すれば、原始的農耕牧畜民族に恵与する先進的都市文明であった。近代のイギリス人が広大な植民地の後進民族に、先進的な科学技術文明を恵贈したとして、自己の武力侵略と圧制とを正当化したように、古代のローマ人もまた四周の未開民族に古典的都市文明を恵与し、これを開化啓発したとして、自己満足に浸っていたのであろう。

このようにして、タキトゥスの『アグリコラ伝』からは、「ローマの平和」に関する善悪両面、光明の世界と暗黒の

---

(注) 21 Tacitus; Annales. XIV, 35. (引用は国原吉之助氏訳による。) ローマ軍団の虐政については、XIV.31に詳しい記述がある。

世界が観察されるのであるが、『削氏の指摘によると、いまひと別の常用<sup>ボーゼス</sup>主題が存在するという。それは「ローマの平和」を不正な支配と見做し、それを打破する正義の原理として、「独立と自由の精神 (virtus ac libertas)」を強調するものであって、かつて戦争において頑強であったガッリア人が平和の到来以後軟弱化して「独立と自由の精神」を喪失し、その弊風は今やブリタンニア人まで及んだというタキトウスの叙述 (11) の中に、如実に示されている。タキトウスとしては、諸民族の「独立と自由の精神」の喪失こそがローマの支配を安泰ならしめていると考えていたらしく、諸民族が団結して「独立と自由の精神」を回復するとき、それがローマの支配にとつていかに危険であるかを警告する」とが、かれの歴史書の主要目的であったと、『削氏は述べている。しかしこの主題は、「ローマの平和」の本質論として見た場合、当然否定論の中に包含されるべきものであり、またこれは善悪の価値判断とは異質の「自由」の問題を取り扱うものであるため、本稿では取り上げないことにする。

さて「ローマの平和」の本質論に立ち帰るが、タキトウスは未開民族の開化啓発というローマ人の積極的役割を、無条件に肯定していたのではない。アグリコラの善政について述べたあと、かれは文明開化が必然的に伴う諸々の悪徳についても言及している。「(原住民は) 次第に横道にそれ出し、悪徳へと人を誘うもの、たとえば逍遙柱廊 (porticus)、浴場 (balineae)、優雅な饗宴 (conviviorum elegantia) に耽った。これを何も知らない原住民は文明開化 (humanitas) と呼んでいたが、じつは奴隸化 (servitus) を示すひとつの特色でしかなかつた。」(21) ここで悪徳への誘惑物として、逍遙柱廊・浴場・饗宴が挙げられてくるが、これは日常生活における奢侈・安逸・遊惰・飲食への耽溺などの性向の具体的発現であって、質実剛健な有徳の人士から見れば唾棄すべき悪徳であった。しかし平和とは、本来そのような要素をも必然的に具有するものではないのか。人間存在が織りなすあらゆる事象には常に美德と悪徳とが共存するのであって、それはひとつの楯の両面であるに過ぎない。問題は絶対的善を追求することではなくて、

最大可能な善を獲得するためには、いかなる種類の悪徳を、いかなる程度まで許容し得るかということである。われわれはいま、戦乱の世の中に較べて、平和がいかに尊いものであるかを知っている。それならば最大可能な善である平和を実現するために、それまつわりつく若干の悪徳、すなわち奢侈・安逸・遊惰・飲食への耽溺を許容しなければならない。たとえそれらがタキトウスの田には「奴隸化」として映つたとしても、戦争に必然的に伴う数多<sup>あまた</sup>の禍害や不幸、すなわち破壊・殺戮・掠奪・暴力・強制・誅求・飢餓・欠乏・疫病・不安・恐怖などと較べれば、物の数ではない。従つて、アグリコラの善政に付随した若干の悪徳は、この際度外視して、「ローマの平和」による恩恵をこそ積極的に肯定すべきであろう。

「ローマの平和」を恩恵と見做す『アグリコラ伝』中のこの常用主題は、<sup>22</sup> 削氏によると、タキトウスの史書において初めて現われる比較的新しいものとの由であるが、これより數十年後の二世紀中頃、ローマを訪れたアイリオス (Ailius) のアリストイデース (*Aἰστοτεῖδης*) というギリシア人弁論家の演説『ローマ頌詞 (*ἐπικάλυμμον εἰς Ρώμην*)』において、その最高の表現を見いだすのである。すなわちかれは、ローマ人の偉大さをその巧妙適切な帝国支配の技術にあると考へ、ローマ人が諸民族の支配層にローマ市民権を惜しみなく与えて、これを帝国支配の支柱とし、全世界をいわばひとつの大きな住み家・共通の祖国にして、平和と繁栄をもたらしたことを、(演説上の修辞とは云ふ) 絶讚

(注) 22 <sup>23</sup> 削氏によれば、この指摘は次の著においてなされたことの由。

Fuchs, Harald; *Der geistige Widerstand gegen Rom in der antiken Welt*. Berlin. 1962 (2. Aufl.).

(注) 23 この演説の内容についてば、削氏の次の著者に詳しい解説がある。『ローマ帝国の國家と社会』 石波書店。一九六四年。(五〇頁以下)

してくる。同じくキリスト教の護教家であったサルディス (*Sardis*) のメロトーハ (*Melito*) や、「アウグストゥスの平和」が地中海世界における福音伝道に有利な条件を提供したと考える肯定的見解を唱へ、この見解が二世紀前半にはアレクサンダリアのオーリゲネース (*Origenes*)、四世紀初頭にはカイサレニア (*Kaisareia*) のハウセラオス (*Eusebius*) などのこねかるギリシア教父によって継承・発展された。

しかし二世紀にローマ帝国の盤石の支配は揺らぐこと、「ローマの平和」は遠く過去となり、四世紀初めキリスト教は国家権力によって公認された。も呼や国家権力に対し庇護する必要がなくなりたとき、キリスト教の護教家は、その攻撃の矛先を過去の「ローマの支配」に対して向ける。ラテン教父ラクターンティウス (*Lactantius*) はその著『神学提要 (Institutiones Divinae)』において公然とローマ帝国を批議し、その支配は自国の利益のみを貪りて、他国の不利益をもたらした故に不正であり、従ってローマ帝国は必然的に没落するに讐証した。これより一世紀後の四〇年に、「永遠のローマ (Urbs aeterna)」は蛮族西ゴートの王アラリクス (*Alaricus*) によって劫掠された。キリスト教がローマ帝国を没落させるとの異教徒貴族側の攻撃に応えて、アウグスティヌス (*Augustinus*) は『神の国 (De civitate Dei)』を著わし、ローマ帝国を没落させる原因が正に「ローマの支配」からのものとのおどりを、歴史哲学的視点から論述した。かれによれば、「ローマの支配」は神からの離反とう罪、すなわち庇護 (amor sui)・支配欲 (libido dominandi)・名譽欲 (cupido gloriae) の所産である。地上における「神の国 (civitas dei)」である故に、破滅の運命に定められたのである。これに対し天上における「神の國 (civitas diaboli)」である故に、神なる共同体である。この「神の國」における最善は、永遠の生命における「天上の平和 (pax caelestis)」であって、支配と服従の関係に基づく「地上の平和 (pax terrena)」からの影であるに思われる。このもとのがれの論証によれば、「ローマの平和」はむしろ非倫理的かつ無価値な「地上の平和」であって、ただ「神の國」に属する信

<sup>(注)24</sup> 24 例によれば、ローマの平和は、必ずしも非倫理的かつ無価値な「地上の平和」であって、ただ「神の國」に属する信

徒らが「天上の平和」を望む限りにおいてのみ、価値を有するものである、という結論になるであろう。要するにキリスト教護教神学の見地からは、「ローマの平和」それ自体の価値は永久に否定し去られたと見るべきであろう。キリスト教ヨーロッパ世界において、「ローマの支配」の評判が芳しくないのも当然である。現代のハリウッド映画においてさえ、「ローマの支配」が理不尽な強権による圧制として描かれ、キリスト信徒の群れによって否定的に処断されているのを、われわれはしばしば目にしているのである。弓削氏もまた「ローマの平和」の恩恵面については否定的であって、とりわけユダヤ人の反乱が後七〇年のイエルサレム陥落によってローマ軍に徹底的に潰滅させられた史実を詳述し、「ローマの平和」を不正な支配を正当化する勝者の論理として、筆誅を加えている。<sup>(注) 25</sup>

### 。「ローマの平和」の巨視的評価。

さて以上において、「ローマの平和」に関する賛否両論を簡略に紹介したが、その正当性を検証するのが本稿の目的なのではない。むしろ本稿の執るべき接近法は、「ローマの平和」という歴史的事実を、人類全体の歴史という長い時間的広がりにおいて眺め、その価値を判定することである。上述の賛否両論は、いずれもローマ帝国の内部に視点を据えた、内在的・微視的批判であって、その限りでは帝国の体制側あるいは反体制側の主観的・傾向的批判に陥りやすい。従つてわれわれは、歴史的現象もしくは事件を公正かつ客観的に評価するために、ローマ帝国の外部に身を置

(注) 24 主に『神国論』第一巻、第十九巻に述べられている。

(注) 25 この論調は、特に次の二書において著しい。

『地中海世界』、新書西洋史、第二巻。講談社。一九七三年。  
『永遠のローマ』、世界の歴史、第三巻、講談社。一九七六年。

く超越的・巨視的視野から、これを批判する必要があろう。すなわち、現想的な正確さを期するためには、これを人類発生以来三百五十万年の全歴史に照らして眺めるべきであろうが、それがあまりに大袈裟な言い草であれば、人間文化（農耕牧畜文化）発生以来一万年の歴史において、——しかし資料の不足・不確実から、それも困難とあれば、せめて都市文明の発生、つまり文字の発明以後五千年の射程において、——換言すれば地上の全文明の歴史を考慮に入れて、批判すべきであろう。

まず政治面の考察からはいることにしよう。「ローマの平和」が長期に亘って保持された原因のひとつは、その前に百年に及ぶ（前一二三三—一二〇）長い戦乱があつて、地中海世界の住民全体が度重なる禍害に痛めつけられ、永続的平和を希求する一般的雰囲気を醸成していたことである。このような雰囲気は軍事的天才による国家的統一を可能し、次いで政治的天才による永続的平和を容易にする。カエサルが地中海世界を武力統一し、その後継者アウグストウスが平和的体制の基礎固めに成功したのは、その故である。これと類似した実例は、前三世紀の中国においても、十六—十七世紀の日本においても、観察することができる。すなわち前者においては、秦王政（始皇帝）と漢の劉邦（高祖）が約二百年の戦国時代（前四〇〇—一二一）の後に出現し、後者においては、信長・秀吉と徳川家康とが約百年の戦国時代（一四六七—一五六八）の後に登場して、それぞれ軍事的統一と政治的基礎固めに成功している。またたとえ戦乱が短期間で終息したとしても、それによる惨禍があまりに甚しい場合には、平和に対する住民の強い願望が、比較的長い平和を招来することが多い。スペイン国民が一九三〇年代の骨肉相食む激しい内乱のあと、フランコ将軍の四十年に近いファシスト的圧制に耐えたのも、日本国民が同時期の十五年戦争の惨禍に憲りて、戦後四十年間の保守安定政権を受け入れているのも、同じ理由からであろうと思われる。そして前一世紀中葉のローマにおいても、閥族派 (optimates) と平民派 (populares) の間に地中海世界を股にかけての死闘が繰り広げられた。「アウグストウスの

「平和」を招来すべきお膳立ては、一応整っていたと言えるのである。

しかしながら、このような消極的条件のみによって、「アウグストゥスの平和」ひいては「ローマの平和」が二百年間継続したと考えるのは根拠薄弱であって、やはりそこに、それを可能ならしめた積極的条件を想定しなければならない。その積極的条件の筆頭に位するのが、前述したアイリオスのアリストイデースの『ローマ頌詞』において賞揚された、ローマ人の巧妙かつ適切な帝国支配の政治的技術であったと考えられる。ローマ人は、伝承によるとすでに前七世紀に、近郊の都市アルバ・ロンガ (Alba Longa) を征服した際、その貴族をローマ貴族として受容したと伝えられるが、前六世紀末以後は、征服・支配した他の都市国家の支配者層を懲罰または根絶することなく、寛大にもこれにローマ市民権を賦与して自「」の支配体制内に編入し、これと協力するか、あるいはこれを利用して、その都市

(注) 26 人類の最初の祖先であるホモ・ハビリス (*homo habilis*) の最古の化石骨は、数年前イギリスの人類学者リチャード・リーキー (Richard Leakey) によって、エチオピアの三五〇万年前の地層から発見された。もちろん、これより古いホモ・ハビリスが発見される可能性はある。

(注) 27 人類最古の農耕文化は、今からほぼ一万年前、東南アジア (インドシナ半島) のイモ類栽培に始まる)ことを、一九五二年、アメリカの地理学者カール・サウラー (Carl Sauer) が発見した。もともと中国や日本において、これよりも「と早い時期 (一万) 千年前) に雑穀栽培が始められたらしい証跡もある。

(注) 28 現在発見されている世界最古の文字は、紀元前三四世紀の南メソポタミアのシャメール人の都市国家キシュ (Kish) の遺跡で発掘された粘土板の絵文字である。しかし中国の山東省にある大汶口遺跡 (紀元前四五—四三世紀) から一九六一年に出土した土器 (灰陶尊) の表面に、原始文字の一種ではないかと思われる記号が印刻されており、中国文字の起源も、メソポタミアのそれに劣らず古いと推測される。

を平穏裡に統治する賢明な政策を探つた。この政策は、ローマの支配領域が近隣のラティウム地方からイタリア半島全域へ、さらに海外の広大な諸属州へと拡大して行つても、変ることなく踏襲され、アウグストゥス以後の元首政期には、この体制が地中海世界的規模で確立していったのである。それだけではない。ローマの貴族層は被征服都市の支配者層に大所有地 (*latifundium*) を賦与して経済的利益を得させ、その上かれらと庇護関係 (クリエンテーラ *clientela*、またはペトローナース *patronatus*) と呼ばれる人格的な信頼関係をも打ち立てて、二重三重の絆で以てこの支配者層を自己の体制内に繋ぎ留め、謂わば共同統治の形で帝国内の被治者層に臨んだのである。こうしてアリストイデースの言うように、かれらの全世界はひとつの大好きな家・共通の祖国となつたわけであり、帝国住民の支配者層は若干の辺境属州を除いてことごとく、帝国の平和と繁栄を維持しようとする真剣な意欲を共有し、被治者層もまた、確立したこの体制を半ば諦念を以て受容し、半ば賛意を寄せて支持して行つたものと思われる。

それではローマ帝国のこの支配体制を、徳川幕府の支配体制と比較してみるとどうであろうか。徳川の幕藩体制は、言うまでもなく徳川将軍の政府 (幕府) が帰属した諸侯 (大名・小名) を全国各地に分封し、それぞれの分国 (最初は家中、のち藩) を全国共通の制定法 (武家諸法度) によって統制した支配体制であつて、ローマ帝国のように、中央ローマが無慮二百数十に及ぶ都市国家と個別の盟約を締結することによって、扇の要のようにこれらを纏め上げた体制とは、随分趣きを異にするものようである。しかし徳川幕府もまた、共通の利害関係を有する諸藩の支配者層 (士族) と緊密に提携して、在地の民家 (農民と町人) を階層秩序的に統制・管理したのであって、これは諸都市国家の支配者層を利用して間接統治したローマ帝国の巧妙な支配技術と、揆を一にするものと言つてもよからう。この種の統治法は在地の領主・領民の郷土愛や主従の信頼関係という心情的なものを基礎とするだけに、中央政府から地方に官僚を派遣して統治する非情な権力支配よりも、遙かに長続きするようと思われる。

ところで、本稿にとって最も重要な発問であるが、「ローマの平和」すなわち「ローマの支配」は、「悪魔の国」ときめつけねばならぬほど、不正不義・無情冷酷な支配であつたろうか。それを検証するために、われわれはローマ帝国同様に広範かつ強大な支配権を行使して複数民族を統治した王国や帝国の数々を、すでに「戦争の分類」の項で取り上げた世界史上の実例の中から抽出し、比較検討しなければならない。まず古くは前一四世紀に、メソポタミア一円を征霸したサルゴン (Sargon) 王のアッカド (Akkad) 王朝や、前十八世紀にメソポタミアを再統一したハンムラビ (Hammurabi) 王のバビロン (Babylon) 第一王朝があるが、後世の帝国に比すれば小規模で、取り上げるに値しない。また前十六世紀から十一世紀まで栄えたエジプトの新王国や、前十五世紀から十二世紀まで続いた中国の殷王朝は、強大な権力を行使したことが遺跡の発掘によって知られるが、他民族を征服・支配した国家ではないので、帝国の範疇には属さない。最初の帝国の名に相応しいのはアッシリア (Assyria) 王国であつて、ティグラート・ピレスル (Tiglath-Pileser) 三世からエサルハッドン (Esarhaddon) まで五代八十年間（前七四六—六六九）の征服戦の末に建設されたが、有為な国王アッシュール・バーン・アブリ (Asshur-ban-apli) の没後、忽ちに崩壊した。歴代国王の残酷な征服と冷酷な支配が、周辺諸民族の怨恨を買つたためと言われる。次いでアカイメネース (Achaemenes) 王朝のペルシアは、キュロス (Kyros) 一世からダレイオス一世までの三代七十余年間（前五五九—四八六）に、アッシリアを凌駕する大帝国を築いたが、小国ギリシアの支配にさえ手古摺り、一五〇年後にマケドニア (Makedonia) のアレクサンドロス (Alexander) 大王に止めを刺された。民衆から浮き上った総督の官僚主義的支配と忠誠心のない異民族出身の傭兵軍の無能さが、命取りになつたと言われる。アレクサンドロスの帝国は僅か十年（前三三四—三二三）で空前の規模にまで拡大されたが、内政組織を整備しない中に大王が夭折したため、脆くも瓦解した。その廢墟に成立したヘレニズム諸王国は、相い次ぐ抗争や内紛に追われて霸権を樹立するに至らず、結局前一世紀中葉までにローマ帝

国に吸収されて消滅した。

このローマ帝国が紀元後四世紀の末、東西ローマに最終的に分裂したのち、西ローマ帝国は蛮族の絶え間ない侵入に痛めつけられて八〇年後に滅亡したが、蛮族の難を免れた東ローマ帝国の方は、なお一千余年の命脈を保つのである。しかも六世紀前半には、ユースティニアヌス (Justinianus) 大帝が積極的な対外膨脹策を執って旧ローマ帝国領の大半を回復し、いわば繁栄の極点に登りつめたのである。しかしあれは、前代の諸帝の蓄積した国庫の巨富を大規模な軍事行動と派手な土木事業によって蕩尽した上、帝国領民に苛酷な重税を賦課し、不寛容な宗教政策を強行して領民の怨恨を招き、その結果、かれの死と共に大帝国は果敢なく潰え去った。この後東ローマ帝国は、アラブ・スマラヴ・トルコなどの諸民族に侵略されながらも、なお十一世紀まで帝国の栄光を維持し続けるが、しかしその世界史上の地位は地中海東部の一隅を占める地方政権以上のものではなかった。そして十三世紀以後、細々と余端を保ったこの帝国の残骸は、十五世紀の中頃に、オスマーン帝国によって地上から一掃されてしまった。

一方、西ローマ帝国が滅亡したあとも、西ローマ帝権の亡靈は西洋世界において度々復活した。まず八世紀後半に西ヨーロッパを武力統一したフランク王国 (Regnum Francorum) のカロルス (Carolus) 一世は、ローマ教皇の慾懃により西ローマ帝国を再興したが、しかしあれの帝国の実態は有力な地方豪族の連合体を皇帝個人の力量で繋ぎ留めたものに過ぎず、かれの死後有名無実化した帝国は一世紀を俟たずに自然消滅した。このフランク王国から分離した東フランク王国では、ザクセン (Sachsen) 朝第一代のオットー (Otto) 一世がマジャール (Magyar) 族などの周辺諸民族を征服して国家統一を達成し、部族諸侯を撃討するためローマ教皇と結んで、九六二年に神聖ローマ帝国の皇帝冠を得た。この神聖ローマ帝国 (Sacrum Imperium Romanum Nationis Germanicae) は名田上は一八〇六年まで、実際に八五〇年も続くのであるが、実質的にはローマ帝国の衣鉢を継ぐというのもおなじがましい存在であった。元来東フ

ランク内に分立する諸部族の大公(Herzog)の勢力が強くて、時には帝権を凌いだうえ、十三世紀にはシュタウフェン(Staufen)朝の皇帝の怠慢からドイツ聖俗諸侯が無数の独立国を形成して、帝権を形骸化させた。ようやく十五世紀の半ば、ハーブスブルク(Habsburg)家が帝位を独占するに及んで神聖ローマ帝国はオーストリアを中心に権威を回復し、十六世紀にはヨーロッパの政治を左右する大勢力にまで発展したが、結局は各地方に分散する被支配民族を統御しきれず、ナポレオン(Napoléon)によって引導を渡された。このナポレオン一世こそは西ローマ皇帝の実質的な繼承者であって、カエサルにも勝る武力により全ヨーロッパを潛伏させ、ローマ帝国にも劣らぬ大領土を支配したが、しかしがれの帝国の命運はわずかに十年であった。征戦に次ぐ征戦を以て、二百万の青年の命を空しく戦場に散らせたばかりでなく、被支配領域の諸国民を弾圧・搾取して宥め切れぬ怨恨を招き、運命が傾き始めると一斉に決起した諸国・諸民族の抵抗の前に、敢なく没落したのである。その後二〇世紀になってヒトラーがナポレオンの後継者を気取つたが、かれのドイツ第三帝国がナポレオン以上に悲惨な顛落を見たのは、周知の通りである。

東洋世界では、前三世紀末に秦王政が塞外から南方南越に至る大帝国を樹立して始皇帝を称したが、その法治主義に基づく合理的官僚政治の行き過ぎから言論・思想を厳重に統制し、また自己権力の過信から大土木工事を強行して苛税を賦課し、四民の不評を招いたため、皇帝の没後間もなく秦王朝は覆滅した。この帝権を受け継いだ漢の劉邦(高祖)は、始皇帝の失敗に鑑みて秦の官僚的郡県制を踏襲せず、功臣や一族を諸地方に分封して帝権の藩屏とする郡国制を採用し、漢王朝永続の基礎を据えた。しかしその一世紀後、権力に奢る第七代武帝が西域・漠北・南越・朝鮮半島に遠征軍を派遣して国庫を窮乏させたのち、帝権は急速に衰え、ほぼ一世紀後に滅亡した。その後、漢土に帝国を設立したのは、六世紀末に南北中国を再統一した隋の楊堅(文帝)である。しかしこの隋王朝は、第二代の煬帝が始

皇帝をも凌ぐ大土木事業と武帝にも劣らぬ对外遠征を敢行したため、重税を恨む民衆の反抗に会って、僅か三十年の短い命数を終えた。隋滅後は混乱から崛起して天下を統一した唐の李世民（太宗）は、内政を整備してひたすら国力の充実に努め、唐帝国三百年の支配の基を固めた。第三代高宗時代の对外遠征や第六代玄宗時代の安史の大乱にもかかわらず、唐帝国が永続し得たことは、太宗の貞觀の治の収めた効果がいかに大きかったかを、雄弁に物語つている。次いで十三世紀になると、世界史上最大のモンゴル帝国が出現する。漠北の草原地帯の遊牧民族モンゴルを統一したチンギス・ハンは、余勢を駆って中央アジアを征服し、その後漢土に侵入して征戦に明け暮れる生涯を終えたが、その遺志を継いだ孫のバトゥ (Batu)、フラグ (Khulagu)、フビライ (Khubilai) が征旅を続けて、三代七十余年間（一一〇六—一二七九）（奇しくもペルシア帝国と同数世代・同数期間である）にして、空前の大帝国を打ち樹てた。本来遊牧民族であるモンゴルは、同じ遊牧系民族の国家であるイル・ハン (Ilu Khan) 国とキプチャク・ハン (Kipchak Khan) 国においては、適切な統治によってそれぞれ一五〇年と一五〇年の命脈を保ったが、しかし農耕民族たる漢民族の支配に当っては、従来の郡県制を採用したものの、モンゴル第一主義を標榜して漢民族を冷遇し、力による政治を強行したため、治世九十年にして、農民反乱の指導者朱元璋（明の太祖）に漢土を追われ、漠北に撤退せざるを得なかつた。さしもの大帝国の、まことに呆気ない幕切れであった。

このほか東洋世界においては、東アジアのイスラーム帝国（あるいはサラセン Saracen 帝国）（六一九—一二五八）とオスマーン帝国（一一九九—一九二一）、中央アジアのティムール (Timur) 帝国（一二六九—一五〇〇）、インドのムガール帝国（一五二六—一八五七）、中国の明帝国（一三六八—一六四四）と清帝国（一六三六—一九二一）など、その支配領域の面積と人口とにおいて、多くはローマ帝国を凌駕する大帝国が、次々に発生しては消滅して行つた。しかし帝国という一種の有機体の運命を占うには、前述した諸帝国の説明で一応足りると思われる所以、こ

れ以上くだくだしい検討をするのは差控えて、結論の方に進んで行こう。

簡潔に言えば、帝国が永続し繁栄するためには、帝権が支配民族からはもちろんのこと、被支配民族の大多数からも承認され、暗黙の同意を得てことが必要である。そのためには、まず適切な統治機構を整備すべきであつて、これを欠いた帝国が短命に終ることは、ペルシア、マケドニア、ランク、モンゴルの例に見た通りである。次に、たとえ適切な統治機構を完備していても、統治（主権者による人民支配）という行為そのものが公正と寛容を欠けば、やはり帝国が短期間で崩壊することは、アッシリア諸王、秦の始皇帝、前漢の武帝、東ローマのユースティニアヌス大帝、隋の煬帝、ナポレオン一世、ヒトラーなどの実例を見れば、首肯できることである。ローマ帝国は紀元前二七年から紀元後四七六年まで五百年継続したが、その長命はまず何よりも優秀な統治機構に負うている。しかしその統治の実態がカルガクスの糾弾した通りの不正と暴力の支配であつて、「破壊と殺戮と掠奪」と「徴兵と徴用と徵発」とに尽きていたならば、また「人住まぬ荒地を作つて、それを平和と詐称し」たのであれば、ローマ帝国は五百年の命数を保ち得なかつたであろうし、ましてや「ローマの平和」が二百年続くことはあり得なかつたであろう。なるほど「ローマの支配」の一齣には、東方辺境におけるユダヤ人の反乱の徹底的殲滅<sup>(注)28</sup>や西方辺境におけるブリタニア、カレードニア諸族の反乱の鎮圧があつたが、これらの軍事行動は、ローマ帝権が帝国領土内の政治的統一を達成

(注) 28 六六年から七〇年にかけての第一ユダヤ戦争と、一二二年から一三五年にかけての第二ユダヤ戦争。前者は将軍ティトゥスによるエルサレム陥落を以て終結し、後者は反乱の首領バル・コクバ (Bar Kochba) の戦死を以て終息した。以後ユダヤ人は完全に亡国の民となつた。

(注) 29 (注) 14に述べた、六一年から六二年にかけてのイケーニー族の女王ボウディッカの反乱と、八五年のカレードニア諸族の反乱。いずれも老練なローマ軍團によつて鎮圧された。

するため、自己を承認しまいとする異分子を腕で屈服させたものであつて、のちに徳川幕府が三つの島における自己主権の安泰を確保するため、九州の吉利支丹宗徒を躍起となつて叩き潰したのと、同様の国家的要請によるものではなかつたろうか。要するにユダヤとブリタニアの属州民の悲劇は、島原の叛徒の悲劇と同じく、二百年の泰平を実現するための止むを得ぬ犠牲であり、痛ましい人柱であつたと思われる。従つて「ローマの支配」そのものは、基本的には公正と寛容とを旨としていたのであって、世界史上の他の帝国の支配に較べるならば、被治者層にとって比較的堪え易い支配であつたと考えられる。

由来為政者というものは、洋の東西を問わず、公正かつ寛容な政治を行なうよう、社会通念によつて期待され義務づけられている。従つて期待通りの善政を布いても、それは当然至極なことであつて、格別民衆から褒めそやされることもなければ、その令名を竹帛に垂れるといふこともない。その反対にひと度び不正かつ冷酷な施政を敢えてすれば、悪逆無道の為政者として世人の指弾を浴び、その汚名を千載に残すことになる。フランシス・ベーコン (Francis Bacon) がいみじくも指摘したように、われわれ人間には「種族の偶像 (Idola tribus)」とも呼ぶべき偏見があつて、とかく積極的事例からのみ強い印象を受け、消極的事例を軽視または看過するのが通例である。ローマ帝国の属州統治においても、一部にはカルガクスの痛罵を浴びるような甚しい秕政があつて世人の耳目をそばだたせたであろうが、全般的には一応善政と評してよい廉潔公正な政治があつて、その方は記録に留められる事もなく、永遠の忘却の渦に沈んで行つたものであろう。従つてわれわれは、「ローマの平和」に「悪魔の国」との汚名を着せるのではなく、それがある程度「神の国」の投影である以上、帝国内の民衆にとって「平和の恩恵」であつたと認め、その功績を復権させる方が、歴史に対する素直で常識的な見方なのではなかろうか。

「ローマの平和」のみならず人間の歴史全体をも、われわれはこの「種族の偶像」という陥穀に落ち込まぬよう用心

(注)<sup>30</sup>

<sup>31</sup>

しつつ、観察する必要がある。戦争は目立った事件であり、平和は目立たない事象である。かつては人間の歴史が、戦争の経緯を綴り合わせるだけで構成されたことがあった。ヘーロドトス (*Hροδότος*) の『歴史』 (*Iστορία*) やトゥーキュディデース (*Θουκυδίδης*) の『歴史』が、その内容に従って、それぞれ『ペルシア戦争史』、『ペロポンネソス戦争史』と呼びならわされていたのも、理由のないことではない。本稿の冒頭に引用したジャン・バコンやトマス・ホッブズが人間を豺狼に等しい好戦的動物と断定する悲観的論調に終始したのも、歴史を彩る余りにも数多い戦争行為に眩惑されたためである。ジャン・バコンによると、過去三千年の世界歴史において、平和の期間は戦争の期間の僅か十一分の一に過ぎないとのことであった。しかし事実は、たとえ地球上のどこかで激しい戦争が行なわれている年であっても、大多数の国家や民族は、戦乱のない平穏無事な生活を享受していたに違ないのである。試みに本年（一九八六年）の世界を眺めると、西アジアにイラン＝イラク戦争があり、中央アジアにソ連のアフガニスタン介入戦争があり、北アフリカにアメリカ合衆国のリビュア攻撃があり、南アフリカ連邦に内乱まがいの暴動があり、中米のニカラグアに内戦があり、東アジアのフィリピンに革命もどきのクーデタがあり、東地中海にはイスラエルとアラブ諸国との恒常的対立抗争やレバノンの内戦があるといった具合で、局地戦争の絶え間がないが、しかし大多数の

(注) 30 この際ローマ帝権が問題としたのは、おそらく自己権力の承認如何だけであって、ユダヤ人とブリタンニア人の宗教信仰（ユダヤ教とドルイド Druid 教）ではなかつたと思われる。ローマ人は宗教上は諸宗混淆 (Syncretism) を建前として居り、従つて他民族の宗教に対し寛容であった。徳川幕府も吉利支丹迫害において、信仰の中味よりも幕府の主権の承認如何を問題視したのであって、ローマの場合とよく似ている。

(注) 31 Bacon, Francis; *Novum organum*. Chap. 1.

諸国は（飢饉・疫病の災厄は別として）比較的平穏無事な毎日を送っている。またトマス・ホップズによると、「万人の万人に対する闘争」が自然状態における人間の眞の姿であるということであった。しかし実態をよく見ると、たとえ人間存在の根底にそのような闘争心あるいは競争意欲が蟠つていようとも、大多数の人間はそれを抑制・克服して、平穏裡に物事を処理する道を選んできたのである。福沢諭吉によると、かれが幕末期に西洋経済学の術語であるコンペティションを「競争」と訳したところ、幕府の役人から「争いなどというキツイ言葉は穩やかではない」と咎められて削除せざるを得なかつたとのことであるが、これは既存の階層秩序の維持のためひたすら競争を避けた「徳川の泰平」の実態を示す興味深い一例である。そして、この競争を回避する伝統的精神は、現代日本の官庁・会社における年功序列制の中に、厳然と息づいているように思われる。このように見てくるとわれわれは、既に紹介したジョン・ロックの命題、すなわち自然状態における人間は自己の永続を希求する平和的存在であるというあの樂観的命題の方に、左袒せざるを得ない。人間は、本来このような平和愛好心を具えているからこそ、何がしかの努力を上積みさえすれば、二百年に及ぶ「ローマの平和」や「徳川の泰平」を実現することが可能だつたのである。そしてこの何がしかの努力とは、既に考察したように、巧妙かつ適切な統治機構と、公正かつ寛容な統治行為とであつた。

さて政治面の考察は以上に留めて、最後に、いまひとつ問い合わせを発したい。それは「ローマの平和」が帝国領土内の民衆にとって、一応の恩恵であつたことを認めた上で、果たしてそれがチャールズワースの絶讚するように「日のあたりに見る素晴らしい天福(a visible and tremendous blessing)」であつたかどうかという問題である。古来人類にとって、戦争と飢饉と疫病とは、三つの大きな災殃であった。しかしこの三大災殃は、見方を変えて言えば、人口の爆発的増加を防ぐ安全弁の役割をも果たしていたのである。既に「戦争の発生原因」の項で考察したように、人類の最も素朴かつ切実な戦争原因是経済的なそれであつて、自然条件の悪化や人口の急激な増加のため生活必需物資が

不足したとき、人間はたとえ心理の奥底に平和への希求を抱いていたにしても、生命の危険に脅かされて、富裕な地域へ戦争を仕掛けて行つたのである。その際、自然的条件の悪化は一時的なもので、数年も経てば事情が好転するのが通例であったが、人口の急増は永続的重圧であつて、これを何らかの政治の方策によつて解消することが否応なしに必要とされた。古代ギリシア人の移民活動やノルマン人の民族移動は、止むに止まれぬその解消策であつた。しかし生態学者P・B・シアーズ (Sears) によると、この重圧を自然に解消して、人類を破滅の済から救い出してくれたのが、「戦争・飢饉・疫病」という三人の恐ろしげな騎士たち」だつたのである。たとえば紀元前十世紀のこと、イスラエル人の王ダヴィデ (Dawid) は、国勢調査の結果、人口の異常な増加を知つて驚き、災厄を未然に防ぐため神に助けを求めるが、預言者ガデ (Gad) の口を通して神の言葉が伝えられ、飢饉と戦争と疫病のうちどれかひとつを選べと迫られた。ダヴィデは自らの手を下さないで済む疫病を選び、その結果七万人の民が死んだという。

このような安全弁として作用していた三人の恐ろしげな騎士のうち、戦争を除く他の二人は、果たして「ローマの平和」において活躍していたであろうか。なるほど中央においては、首都百万人の人口を養うべき食糧の確保が政府の喫緊事であつて、帝国の穀物倉と謂われるシキリア・アーフリカ（カルターニコ）・エジプトなどの属州から潤沢な食糧が海上輸送によつてほぼ円滑に供給されていたし、また疫病の方も一世紀末のマルクス・アウレーリウス (M.

(注) 32 Sears, P. B.; *Where there is Life*. 1962. (邦訳『ヒューロジー入門』柳田為正訳。講談社現代新書。二七二。一九七一年刊。)

(注) 33 Old Testament, II Samuel. Chap. XXIV. 9~15.

Aurelius) 帝の治世における疫病（たぶん天然痘）の大流行までほとんど記録されず、無事安穩に済んでいたらしい。<sup>(注)34</sup>しかし中央ローマによって搾取された地方の属州においては、チャールズワース自身が引用しているように、二世紀中頃の著名な医学者ガレーノス (*Γαληνός*) によって悲惨な状態が伝えられている。すなわち多くの属州においては、平生からローマ政府によって小麦・大麦・豌豆・扁豆などの主要食糧が徵発される上、頻発する不作の年にも他地方から食糧供給を仰ぐことができないため、困窮した農民は木の芽や草の根で飢えを凌ぎ、栄養失調の結果疾病が蔓延しているというのである。中央ローマの繁栄の蔭に、大多数の属州民の痛ましい犠牲があつたわけで、飢饉と疾病とがローマ人の平均寿命を二十一歳という低い水準に押し下げ、人口増加の重圧を自然に解消して、皮肉にも戦争のない永続的平和に貢献していたのである。要するに古代から近代に至るまでの平和とは、辛うじて戦争がなかつたといふだけのことだ、民衆は日常的には各種の疾病に苦しめられ、時折りは大規模な飢饉や疫病に痛めつけられ、ほんの小康を得た時期にのみ「中くらいの日出度さ」を楽しみ得た、あまり「素晴らしい」ない時代であつたことを、認識しなければならない。

同様のことは「徳川の泰平」についても言えるようである。われわれは江戸時代という言葉を耳にするとき、何となく陰気な映像を脳裏に思い浮かべるが、事実この時代は、戦乱こそなかつたもののあまり明るい時代とは言えず、民衆は頻発する飢饉と疫病とに苦しめられた。局地的な飢饉は数限りもないが、全国的規模にわたる大飢饉はほぼ半世紀の周期で起<sup>(注)35</sup>こつて数年間継続し、毎年何十万人という犠牲者を出した。<sup>(注)36</sup>疫病では梅毒・癰病・結核・痘瘡などが日常茶飯に見られた上、麻疹やコレラの流行では一時に数万、十数万の人間が落命した。<sup>(注)37</sup>こうして飢饉と疫病が人口爆発の重圧を除いたほかに、庶民は赤子を間引きして人為的に人口増加を喰い止め、江戸時代の人口を二千五百万から二千六百万の線にぴたりと釘付けにした。こういう時代を祝福された時代と呼ぶことはできないが、それでも庶民

は戦国時代に較べれば遙かに幸せな生活を享受していたのであって、無事の年には四季折々の風物を楽しみ、盆踊りや豊年祭に打ち興じ、元禄や化政期には上方・江戸の町人を中心に見事な芸術の花を咲かせた。要するに「徳川の太平」も、「中くらいの田出度さ」だったわけである。

### 。本稿の構想

以上の考察から明らかに、「ローマの平和」を成立させた重要な条件は、巧妙かつ適切な統治機構（支配体制）と公正かつ寛容な統治行為であった。従来のローマ史においては、「ローマの平和」成立の条件を、専ら優秀な統治機構とそれを実際に操作する強大な政治権力という積極的事例においてのみ考察してきたため、公正・寛容な統治行為という消極的事例の考察は、とかく等閑に付されてきた。しかし統治機構の整備と強大な政治権力（もちろん軍事力も含めて）だけでは、「ローマの支配」を一時的に実現することはできても、これを永続的平和へと発展させることができない。

(注) 34 中世ヨーロッパを度々騒がせた黒死病の流行は、六世紀のビザンティンの史家プロコピオス (*Προκόπιος*) の『歴史』(*Iστορικόν*) に記録されているのが最初である。ローマ帝国時代の記録には、黒死病はまだ現われていない。

(注) 35 Charlesworth; *The Roman Empire*. p. 69.

(注) 36 著名な大飢饉は、一六四二年（寛永十九年）、一六九五年（元禄八年）、一七三二年（享保十七年）、一七八二年（天明二年）、一八三三年（天保四年）に起こっている。しかし江戸末期に進むにつれて、流通経済の発達が救荒に役立ち、特に西日本では享保を最後にして大飢饉は起らなかった。

(注) 37 一八五八年（安政五年）のコレラ流行では、江戸だけで二三万八千余人が死亡し、一八六一年（文久二年）の麻疹流行では、江戸だけで二六万七千余人が落命したという。しかしこの数字を額面通りに受け取ると、江戸の人口が数年間で半減したことになり、不合理である。多分、火葬場の記録から見た死者数万人というのが、正しい数値であろう。（立川昭二著『日本人の病歴』中公新書、四四九。一九六六年刊。参照。）

できない。ローマ帝国の初代元首アウグストゥスは、軍隊の力によつて帝国を統一し、法制の力によつて帝権を確立したのではあるが、その帝国の永続化を図るためには、当然倫理的な統治理念を打ち立てねばならなかつた。その統治理念は、かれが自ら称した「元首 (princeps)」という地位の中に、集約的に表現されているように思われる。すなわち、かれは事実上帝王であり専制君主であつたが、君主の呼称をも職権をも帯びるゝことなく、飽くまでも共和制の枠内に留まつて、自ら「元老院の筆頭議員 (princeps senatus)」「ローマ市民の第一人者 (princeps civium Romanorum)」に甘んじた。かれが生前筆を執つて草案を作成したと云われる『神皇業績録 (Res Gestae Divi Augusti)』において、かれは新たに職権 (potestas) を創設することなく、権威 (auctoritas) によって統治したといふ意味のこととを述べているが、権威とは法制上の力ではなく道義上の力であつて、元首の地位はまず何よりも道徳的価値において他のすべての市民に優越する」と示していた。「ローマ元老院および人民 (senatus populusque Romanus)」がかれに贈呈した名誉は、かれの「勇気と寛容と正義と敬虔 (virtus clementia iustitia et pietas)」の諸徳を認めた上のことであると、同じ『業績録』は述べている。これらの諸徳を同僚たる元老院議員や同胞たるローマ市民に示そうと努力した元首が、属州民に対しても正反対の悪徳 (怯懦と冷酷と不正と瀆神と) を示そうと努力したと考へるゝのは、不合理である。やはりアウグストゥスの治世においては、属州民に対しても公正にして寛容な統治を励行すべし配慮ないしは統制が、原則的に確立していと見ゆべきであつて、その原則が紀元後一世紀のユーリウス・クラウディス (Julius-Claudius) 朝、フラーヴィウス (Flavius) 朝を経て、二世紀の五賢帝時代にも継承され、結果的には二百年の「ローマの平和」を実現させたと見做すのが妥当である。この間には、カリグラ (Caligula)・ネロ (Nero)・ドミティアヌス (Domitianus) のよつた暗黙もしくは狂妄な元首も居たが、かれらの治世はおこりやえローマ帝国は、廉直公正な属州総督（たとえばブリタンニア総督アグリコラの如き）に事欠かなかつた。まして属州統治への配慮を常時

身になかつたウェスパシアヌス (Vespasianus)・トライヤーヌス (Traianus)・ハドリアヌス (Hadrianus) の治世には、属州民は少なくとも前一世紀の内乱時代に比して遙かに恵まれた生活を送り、ローマの支配体制を壊す前の事として受容していたはずである。たゞ中央ローマと属州の諸都市国家との間に締結された盟約は、属州都市がこれを忠実に履行すればローマの保護を受けることがでや、これに違反すれば容赦なく懲罰されるという類のものであつて、のちにプーフendorf (Pufendorf) やシモン・ロックが君主と人民との間に想定した服従契約に該当し、ジャン・jacques Rousseau (Jean-Jacques Rousseau) が考案した対等な当事者間の社会契約では決してなかつたが、しかし属州の大多数の都市国家は、このよつた一見屈辱的な盟約をむ、ローマ帝国の保護外に置かれた場合の混乱と無秩序に較べれば、遙かに耐え易い必要悪と觀念していただことであつた。

それでは一体アウグストゥスは、この「権威において優越する元首」ところ政治的理念を、ついから手に入れたのであるつか。実せりの理念を初めて學問的に論述したのは、かれより一世代前の弁論家、兼思想家、兼政治家であつたキケロ (Marcus Tullius Cicero) である。<sup>(注)38</sup> かれはローマ東方由キロのアピヌム (Arpinum) の騎士身分 (ordo equester) の出身者で、ローマの名門に繋縁を持たぬ新人 (homo novus) であつたが、にも拘らずその卓越した

(注) 38 アウグストゥスの元首政が、キケロの『國家論』からの直接的影響を受けて成立したと主張するのは、グリュエルモ・フェッリーロ・ダニエル・マイアードだ。

Ferrero, Guglielmo; Grandezza e decadenza di Roma. 5 tomi, 1902 ~ 07. (English Translation. The Greatness and Decline of Rome. Vol. IV. p. 132)

Meyer, Eduard; Caesars Monarchie und das Principat des Pompejus. Innere Geschichte Roms von 66 bis 44 v. Chr. 1918. p. 5, p. 176.

弁舌ひとりで、前六二年にローマの最高官職たる執政官 (consul) に選出された逸材であった。しかし前五九年には第二回三頭政治派 (特にユーリウス・カエサル) に疎まれて国外追放の憂き目に遭い、帰国を許されたのち、この若い体験に基づいて、前五五年から五〇年の間に政治学の書『国家論 (De re publica)』を著わした。<sup>(注)39</sup> かれはかつて若き日に、小アジアのロドス (Rhodes) に遊学してくニーズムのストア哲学者ペセイドーイオス (Pseidōios) に師事し、この人の師であつたアテナイのストア派の学頭ペナティオス (Panaitos) の哲学を重んじたが、『国家論』を作成するに当つては、プラトーン (Platōn) の『国家論 (Politeia)』を基本に据えていた。それにヘニズム・ストア哲学の人間主義と自由主義とを綴り交ぜ、同時にローマ古来の「祖先の遺風 (mores maiorum)」を考慮に入れながら、かれ独自の「元首」論を構想したのである。すなわち、かれの理想とする国家形態はローマ古来の伝統的共和政 (res publica) であるが、この共和国は平民の自由 (libertas populi)、政務官の職権 (potestas magistratus)、有徳者の權威 (auctoritas bonorum) これら三種の機能の、有機的均衡の上に維持されなければならない。然るに、この均衡が失われて共和政が危殆に瀕したときには、(つまり「元老院平民派」の貴族である) 三頭政治派が独裁権を振るつてゐる當時は、徳と模範によつて伝統的諸制度を擁護する偉大な個人が出で、國家の後見人かつ調停者を務め、共和政を破滅から救い出さなければならぬ。この徳と模範 (つまり權威) によつて優越する偉大な個人を、キケロは「元首」と呼んだのである。その際かれが念頭に置いていたのは、前一世紀の後半にカルターナとヌマンティア (Numantia) を攻略した武名噴々たる将軍で、しかも文学の熱心な愛好者であつたスキピオ・アエミリアース (Scipio Aemilianus) (<sup>(注)40</sup> ごわゆる小スキピオ) であつた。次いで、前六二年の執政官としてカティリーナ (Catilina) の陰謀を未然に防いだ自分自身を、それに擬していたともいわれる。そして三番目には、カエサルがガッリア征服に狂奔していた前五〇年代の末、かれと手を切つて元老院閥族派の首領となつたポンペイイウス (Pompeius) に元首の役割を期

待したのであった。しかしその期待は空しく外れ、ポハペーイユスを打倒したカエサルが事実上帝王に等しい独裁者となつて共和政を蹂躪し、そのかれがブルートーウス (Brutus)一味に暗殺されたのも共和政は蘇らず、前四二年にはキケロ自身が、カエサルの後継者である第一回三頭政治派のアントニウス (Antonius) の手によって非業の最期を遂げたのである。

当時まだオクターヴィアーヌスと名乗っていたアウグストゥスは、第一回三頭政治を組織したとき、同僚のアントニウスの要求に屈してキケロを起訴し、自由を信頼してくれたいの老政治家を、いわば裏切ったのであつた。<sup>(注)44</sup> し

(注) 39 キケロの『国家論』の分析は、次の論文に詳しく述べる。

How, W. W.; Cicero's Ideal in his de republica. (J. R. S. Vol. XX. 1930)

(注) 40 共和政の伝統に忠実な元老院保守派の貴族たちの間。

(注) 41 共和政の改革を田指す元老院革新派の貴族たちの間。<sup>(注)45</sup> 民衆を権力基盤として、騎士身分その他平民階層の支持を仰いだ。

(注) 42 ブラハ・ミシェルによれば、この用語はプラトーンがソフィスマニアを倣つて、民主国家の主宰者を呼ぶのに用いた「*προστάτης*」(指導者) もこのギリシア語の翻訳であるとする。(Michel, Alain; Histoire des doctrines politiques à Rome. 'Que sais-je?' No 1442. 1971. 邦訳『ローマの政治理想』、国原吉之助、高田邦彦訳。白水社。一九七四年刊。)

(注) 43 キケロせりの小スキピオをかれの名著『ラエリウス (Laelius)』別名『友情論 (De amicitia)』において追慕し、その不朽の名声を後世に残した。

(注) 44 前四四年三月のカエサル暗殺後、その養子に指名されたオクターヴィアーヌスは、最初アントニウスと提携していたが、やがて疎懐を生じて、元老院共和派の旗頭であつたキケロに接近し、相互援助を確約していった。しかし翌四三年、ムティナ (Mutina) の戦いを境にして、再びアントニウス派へ寝返つた。

かし後年アントニウスとの決戦に勝って帝国を再統一したとき、キケロの息子を同僚執政官に選んで、かつての恩人への罪を償い、その名誉を回復したのである。プルータルコスの『キケロ伝』によると、晩年のアウグストゥスは、孫が密かにキケロの本を読んでいて上衣の下へ隠したのを取り上げ、立ったままその大部分を読んでから、「学問のある愛国者だった。」と述懐した<sup>(注)45</sup>という。キケロは独創的思想家と言つよりはギリシア思想の紹介者であつて、弁論術や哲学に関する膨大な著作を、みずからギリシア原典の複写に過ぎないと自嘲しているが、しかしその『国家論』、『法律論 (De legibus)』、『義務論 (De officiis)』などから認識されるように、かれがローマ古来の伝統や実際の体験を加味して、純粹思弁的なギリシア思想を実践可能なものに換骨奪胎した功績は大きい。その意味でかれはローマ共和政期最大の思想家であり、政敵であるカエサルでさえかれの弁論と学問を高く評価して、つねに敬意と親愛の情を示し、キケロの生涯をペリクレース (*Pερικλῆς*) のそれになぞらえて賞讃した。カエサルの養子となつたアウグストゥスが武力においても教養においても遥かに立ち勝つていた大伯父に倣つて、キケロの学問を尊敬し、その内容に聽従したであらうことは、容易に想像できる。キケロは、自身の嫌悪していた帝国の成立を見ることなく、共和政と運命を共にしたが、しかしがれが祖述したストア的徳田と人間主義とは、アウグストゥスの元首政を通して実践され、その後長年に亘つて帝国支配の実際の上に生かされ続けて行つたに違ひない。そもそもなれば、かれの著作が二千年の風霜に耐えて生き永らえ、他の凡ゆるラテン作家を凌駕して朽外れに多く現存することなど、決してあり得なかつたはずである。

現存するキケロの著作は、「ロイブ古典叢書 (Loeb Classical Library)」中に「八冊收められている。その内訳は、法廷演説が十冊、哲学論文が六冊、弁論術の論文が五冊、書簡が七冊<sup>(注)46</sup>といふ。法廷演説の中の一冊は『ウェッレース弾劾演説 (Orationes in Verrem)』に充てられており、これはキケロが前七〇年に、前シキリア (Sicilia) 州 (現

在のシチリア島) 総督ガーライウス・ウェッレース (C. Verres) の甚しい秕政をローマの元老院に告発した彈劾演説であつて、当時(「ローマの平和」に先立つて四〇年)のローマの属州統治の、恐らく最悪の実例を発いたものとして名高い。また書簡七冊のうち二冊はキケロが親友アッティクスに宛てた書簡集 (Epistulae ad Atticum)、他の三冊は親しい友人や家族に宛てた書簡集 (Epistulae ad Familiares) (『家信集』といつて訳語もある)、残りの一冊は弟のクィントウス (Quintus) と友人ブルートウスに宛てた書簡集その他となつてゐるが、この中にはキケロが前五一年から五〇年にかけて小アジアのキリキア (Cilicia) 州の総督を務めた折り、本国ローマのアッティクスや元老院議員らに宛てた書簡が多数含まれて居り、これらは当時(「ローマの平和」に先立つて四〇年)の属州統治の、恐らく最良の実例を今日に伝える貴重な第一次史料である。<sup>(注)47</sup>

本稿は年代順に従い、まず第一章において、シキリア州総督ウェッレースの秕政を取り上げ、第二章においてキリキア州総督キケロの善政を扱う。そして筆者は、これら二つの対蹠的な実例の仔細な解明を通して、属州民に対するキケロの公正かつ寛容な態度が、恐らく「ローマの平和」における属州統治の先駆的模範になつたであろうことを、実証し得るものと予想している。

(注) 45 Πλουτάρχος; Κικέρων. XLIX. "Λόγιος ἀνήρ.....καὶ φιλόπατρος."

(注) 46 キケロに次いで多いのは、リーウィウス (Livius) の十四冊、大プリニウス (Plinius Maior) の十一冊、セネカ (Seneca) とアウグスティヌス (Augustinus) の各十冊となる。

(注) 47 「ローマの平和」の期間中に属州問題を扱つた第一次史料は、僅かにひとつ、小プリニウス (Plinius Minor) の『書簡集 (Epistulae)』第十巻 (皇帝トライヤーヌスとの往復書簡、一一一編) があるのみである。

## 第一章、シキリア州総督ウラヌースの粛政

48 (331)

### 第一節、ウラヌース裁判と『弾劾演説』

1985. 9 署政と善政(一) (高田)

紀元前七〇年の一月、当時三十六歳の新進気鋭の政治家、兼弁論家であったキケロは、シキリア州から二年の任期を終えて帰国した前総督ガーラウス・ウェッレースを、「不法利得取締法 (Lex de pecuniis repetundis)<sup>(注)1</sup>」違反の廉で、首都ローマの法廷に告発し、満天下の話題をもたらした。すでにその九年前、キケロは「クィーンクティウス弁護 (Pro Quintio)」裁判に勝訴して一躍ローマ政界に名を知られ、次いで「アメリカのロスキウス弁護 (Pro Roscio Amerino)」「喜劇俳優ロスキウス弁護 (Pro Roscio Comoedo)」などの裁判にも成功して、一流弁論家たる名声を博すのに至っていた。しかも前七六年には、シキリア州の財務官 (quaestor) を勤め上げて、帰国後ローマ元老院議員の資格を得、名門貴族 (nobilitas) には所属しない地方騎士階級出身の不利な立場にありながらも、将来大政治家として雄飛するための布石を、着々と置きつゝある重要な時期に差しかかっていた。そのかれが、今度は一転して、なぜ告発人という危険な役回りを引き受けたのか。この間の事情ないし動機については、すでに柴田光蔵氏の緻密な論考がある<sup>(注)2</sup>ので、詳細はそれに譲って贅<sup>ハ</sup>を避けるが、要点のみを箇条書きにすれば、次の通りである。

(イ) 名誉欲—財務官歴任後、五年にして到達できる按察官 (aedilis) の地位を狙っていたキケロは、ウェッレース裁判に勝訴するに<sup>ハ</sup>よって大きな点数を稼ぐことができたのである、とりわけウェッレースの弁護人を買って出た雄弁家ホルテーンシウス (Q. Hortensius Hortalus) を論破すれば、当代随一の雄弁家たる名誉を獲得して、将来の出世への最短コースを歩めるばかりだ<sup>ハ</sup>た。(ロ) 先例模倣—かれ以前の大弁論家で、かれの家庭と交際のあったマールクス・アントニウス (M. Antonius) やルーキウス・クラッス (L. Licinius Crassus) は、弱冠にして積極的な法廷活

動を開始し、将来の栄職に昇る切掛けを擱んだ。下級出自のため上級貴族から好遇されぬキケロは、かれらの先例に倣つて受動的弁護よりも積極的訴追を選び、停頓した出世の道を開ける必要があった。(ハ) 保護関係—かつてシキリア州の財務官を務めたかれは、在職時に有力な属州民と保護関係を結び、特に騎士階級出身の事業家の代弁者をして任じていたので、かれらの訴えに耳を藉し、その利益をローマにおいて擁護すべき義務を負っていた。(ニ) 正義感—往年のローマの偉大な先人たちが、友好関係にある諸都市・諸国家を不正から守り、その福利への配慮をおのが任務としたことを、かれは度々想起し、属州民のために制定された不法利得取締法を遵守すべき義務を強調した。また生涯を通じて正義感を持ち続けた。(しかし、と柴田氏は付け加える。この動機が、かれの政治的利害に比べれば脆いものであったことは、同様の事件<sup>(注)3</sup>に対するかれの態度から判明すると。) 以上いずれの項目も首肯に値する動機である。ただ筆者が『ウェッレース弾劾演説』とキリキア州総督在任時の『キケロ書簡』とを通読した感想から言えば、「正義感」はもつと重視すべき動機であり、「先例模倣」は取り立てて述べるほどの動機ではないという印象を受けるが、この点については後に触れる機会があろう。

(注) 1 属州総督の非行を防止する「不法利得取締法」は、前一四九年の護民官ルーキウス・ピーソ・フルーティ(L. Piso Frugi)の提案以来、度々制定されているが、この際適用されたのは、前八〇年、スッラによって制定された「コルネーリウス不正利得法(Lex Cornelia de repetundis)」であった。

(注) 2 柴田光蔵「マールクス・トゥッリウス・キケロ——ウェッレース裁判をめぐって」(文献日録、(B) 1、第三部第二章)

(注) 3 柴田氏はその例証として、前六九年のガッリア州の前総督マールクス・フォンティウス(M. Fonteius)の弁護裁判(Pro Fonteio)と、前五九年のアシア州の前総督ルーキウス・フラックス(L. Flaccus)の弁護裁判(Pro Flacco)を挙げている。

わへ、ウェッブレース訴訟は、かれの被害者たるシキリア属州民の依頼を受けたキケロの告発によって、前七〇年一月にその幕を開けた。当時それほど珍しい現象ではなかつた一属州総督の非行の告発が、なぜこの訴訟に限つて世人の異常な関心を呼び起したのか。その点を理解するためには、まず当時のローマの政治情勢を瞥見する必要がある。

前一世紀の後半、護民官ティベリウス・グラックス (Ti. Sempronius Gracchus) が平民政治のために急激な政治・社会改革に乗り出してから、ローマの貴族は保守的な閥族派 (optimates) と革新的な平民派 (populares) に分かれて血みどろな闘争を繰り返していたが、前八二年には閥族派のスッラが平民派のマリウス (Marius) を追放して終身の独宰官 (dictator) に就任し、元老院保守派による独裁体制を確立して、長年の党争に一応の終止符を打つた。しかし西方の属州ヒスパニアでは前総督セルトーリウス (Q. Sertorius) が独自の政権を樹立してローマ元老院に反抗し、東方の小アジア半島ではスッラの死後第三次ミトリダーテー (Mithridates) 戦争が起こつて風雲急を告げ、その上前七三年にはローマに近いカプア (Capua) から剣奴スバルタクス (Spartacus) の蜂起があつて大規模な奴隸反乱ぐと発展したので、外患内憂交々至つたローマ中央政府は、非常な窮地に立たされた。この時彗星のように登場した無官の将軍ポンペイユス (Cn. Pompeius Magnus) は、セルトーリウスの乱を鎮定して武名を高め、スバルタクス征伐に大功のあつたクラッスス (M. Licinius Crassus) も組托して、前七〇年の執政官選挙に立候補し、当選した。選挙に当つてかれが民衆に確約したのは、十年余に及ぶ閥族派の腐敗した独裁政治の浄化であつて、具体的には護民官の立法権の回復、属州の不法統治の摘発、法廷からの元老院階級の排除、という三項目であつた。

属州総督の不法利得を取締る常設査問所 (quaestiones perpetuae) は、耳くも前一二九年にローマに設けられて以来、前一一三年にはアキリウス法 (Lex Aelia) が制定わへし、査問所から元老院階級の審判人 (iudex) が除外され、

審判人はすべて騎士階級出身者が独占する」とになった(*In Verr. I.51*)。この結果元老院階級出身の属州総督は、任期満了後の峻烈な告発を怖れて属州での誅求や非行を慎しみ、また査問所の審判人らも被告からの金銭による買収に応ずることなく、裁判の厳正を守ってきた(I.38)。しかるに前八〇年にスッラがこの法を廃止し、査問所から騎士階級を悉く放逐して元老院階級を以てこれに代えたとき、事態は一変し、それ以後属州総督の非行と法廷の腐敗が、互いに因となり果となって止めどもなく進行した。将来の出世のため属州民を苛斂誅求して巨万の富を集めた総督は、帰国後、同階級の審判人を買収して無罪放免を勝ち取るのが通例となつた。キケロによれば、属州総督が誅求・横領によって私服を肥やした金の、三分の一は私財蓄積のため、三分の一は弁護人と後援者の買収のため、残りの三分の一は審判人買収のためであつたという(I.40)。こうして属州総督は墮落し、査問所は腐敗し、元老院は権威を失墜し、属州は怨嗟の声に満ち溢れた(II.3; 207)。東西両地方の属州で反ローマ活動が活潑化し、ローマ共和国の存立基盤を危殆に瀕せしめたのも、理の当然であつた。この反ローマ活動を封づるのに大功があつたポンペーエウスは、諸悪の根源を除去するために、まず元老院の肅清と法廷の浄化に乗り出さざるを得なかつたのである。

長年ローマ政治を壊壊してきた元老院の閥族派と対決するために、ポンペーエウスは元老院の平民派や騎士階級と提携し、もちろん民会の後楯を確保して、まず戸口調査(census)を行なつた。すなわち以前に元老院閥族派に属しながら冷遇された一人の前執政官ゲッリウス(Gellius)とレンタルス(Lentulus)を監察官(censor)に任命し、実に六年ぶりの戸口調査を実施して元老院議員の資格審査を行ない、六四名の大量の議員を除名して、閥族派に大打撃を与えた。更に追い打ちをかけて、常設査問所の審判人構成の改革に着手し、騎士階級の復権を認めて元老院階級を排除する作業に、意欲的に取り組んでいた。このような政治情勢を背景にして、キケロのウェッレース告発が行なわれたのである。

ウェッレースは、いさまでなく元老院閥族派の一員で、名門レントウルス (Lentulus) 家を後楯に持ち、前述したスッラ体制に便乗して秕政の限りを尽くした属州総督の一人であった。帰国してキケロの訴追を受けるや、直ちに多額の金銭をばらまいて関係者を買収し (II. 3; 145)、雄弁を以て鳴るホルテーンシウスを弁護人に選んで、万全の防備態勢を整えたのである。これに対するキケロはポンペーイユスら実力派の支援を得て、腐敗した閥族派の主流派と対決し、騎士階級や平民階級の人気を博して、将来の高級政務官（特に執政官）選挙に有利な地盤を築き上げようと日論んでいた。このように両派の対決が赤裸々に反映したからこそ、ウェッレース裁判は世人の異常な関心を呼んだのである。

この裁判の具体的経過については、前掲の柴田光蔵氏の論文が詳細に記述しているので、ここで繰り返す必要はない。ただその経過の概要のみを箇条書きにして示せば、次のようになる。<sup>(注)4</sup>

- 1月初め——キケロの告発を受けた被告側は、自身の配下であるクィントウス・カエキリウス・ニゲル (Q. Caecilius Niger) を訴追者に立てたので、訴追者決定手続 (divinatio) が行なわれたが、カエキリウスは敗退し、キケロのみが訴追者として認められた。
- 1月下旬 (110日—17日頃) ——キケロは不法利得取締法と法務官とによって、現地の調査権 (potestas inquirendi) を付与された。
- 1月初旬——キケロはシキリアに向かって出発。調査期限は 110 日間であったが、かれはほぼ五〇日で調査を完了した。3月下旬に帰国。
- 七月十四日——六日頃——審判人決定の手続きが行なわれ、元老院階級としては最も優秀で清廉な審判人団 (consilium) が選出された。審判長は法務官マニウス・アキーリウス・グラブリオ (M. Acilius Glabrio) であった。

。八月五日——キケロの論告開始。これは十五日まで続く予定であり、十三日までに六〇名以上に及ぶ原告側の証人が出廷して訊問に応じた。被告は三日目（七日）に聴衆の怒号を怖れて出廷せず、以後被告不在のまま審理が進められた。

。八月十五日——開廷日延期 (comperendinatio) が通告され、第一審問は国家の祭典や競技が終ったのちの九月二〇日頃に始まることが予定された。

。九月中旬——競技開催中に、被告は形勢不利と悟ってマッシリア (Massilia) に亡命し、自らを終身追放刑に処した。  
。九月二〇日頃——法廷は被告に有罪判決を下し、損害賠償額を三〇〇万セーステルティウス (sesterius) (HS)<sup>(注)5</sup> と査定した。

以上のような経過を辿って、裁判はキケロの完勝、ウェッレースの完敗に終った。恐らくキケロはこの半年前、自己の庇護民であるシキリア州住民、特に現地の騎士階級の連中から哀訴されたとき、ウェッレースの非行の並外れた悪質さに愕然とし、自己の能弁を武器として戦えば勝訴することも困難ではないと判断して、訴追に踏み切ったのである。しかしウェッレースもまた、自己の勝算を胸に秘めていたのである。閥族派の中心勢力たるメテルス家の保護を得た上、有能な弁論家ホルテーンシウスを弁護人に擁し、しかも過去三年間シキリア州総督として積み上げた

(注) 4 裁判の各段階の日付については、ドルーマンの『ローマ史』(文献日録 (A) 15) が詳しい。なお日付に関する議論は、マリノーネ著『ウェッレースの査問所』(文献日録、(A) 18) が最終の結着をつけたといわれる。

(注) 5 ローマ貨幣の単位。略号は HS。前一六九年に初めて鋳造された銀貨で、前世紀前半には青銅貨アース (as) の四倍の比価があった。しかし前四九年、カエサルが金貨アウレウス (aureus) を鋳造したとき、セーステルティウスは青銅貨に落とされた。

不動の実績があつた。土井正興氏によれば、ウェッレースの政治的功績は、(1) スバルタクス反乱に当つて、ローマ市民の胃の腑を満たす食糧を確保したこと、(2) 奴隸の不穏な動きを抑えて、第三次シキリア奴隸反乱の勃発を防止したこと、(3) シキリア(メッサーナ海峡)に防備措置を施してスバルタクス軍のシキリア渡航を妨害したこと、(4) 海賊に対する買収工作によつて、スバルタクスと海賊の同盟を分離したこと、の四点であるという。この中、後者二点は必ずしも史料的に立証できないが、第一の点は(本章第一節において立証するように) 疑い得ない功績であつて、カンパニアから穀物供給の途絶えた首都ローマの市民に、三年間飢餓を味わわせずに済んだのは、ひとえにウェッレースの強圧政治の賜物と言つてもよかつた。このような実績を背景に、次期執政官のホルテーンシウスとクィーントゥス・メテルス、次期法務官のマールクス・メテルス、後任のシキリア州総督ルーキウス・メテルス——かれがキケロの現地調査を妨害した——などをおのれの陣営に擁して、ウェッレースは無罪放免を容易に勝ち取れるものと高を括つていたのである。そのかれが、なぜ裁判の結審も見ぬ中に早々と国外へ逃亡<sup>(注)6</sup>したのであろうか。キケロの勝因、つまりはウェッレースの敗因について、柴田氏の前掲論文は次のように断定している。キケロの勝因の筆頭は、被告側の必死の術策を破つたかれの法廷技術の巧みさにある。すなわちかれは、ホルテーンシウスの老練な術策を破る奇策を用いた上で、弁論においても巧妙な論理を案出し、元老院議員を「悪徳分子(civis improbus)」と「優良人士(omnes boni)」に峻別して、「優良人士」である当法廷は「悪徳分子」を断罪する使命があると訴えた。第一には、シキリアにおけるかれの証拠蒐集が完璧で、相手方に反論の余地を与えないほど証拠が強力だったことであるという。なるほどこのような分析は、法学者の立場からすることに尤もな解釈であつて、これらの二点がキケロの勝利に多大の貢献をしたであろうことは否定できない。但し浩瀚な『彈劾演説』を全篇通読してみた印象では、キケロのシキリアにおける証拠蒐集はかなり杜撰であつて、系統的組織的調査が行なわれたとは思われない。かれの

「第一訴訟」の最後には、シキリア州住民から不法に強奪された財貨の総額が四千万HSに達したと明記されている (I. 56) が、かれの調査資料の全体からは、それだけの損失を与えた具体的非行を悉く集計することができず、統計学的に辯證が合わないのである。ということは、証拠資料の蒐集漏れ、または記載漏れが、余りにも多かつたということに外ならない。要するにキケロにとっては、科学的厳密さを期するよりも、場当たり的に集めた多数の証拠を法廷にひとつひとつ披露し、かれ一流の美辞麗句でそれを潤色しつつ、審判人に強烈な印象を与えるべく足りたのである。その意味でかれが蒐集した具体的資料は、完璧といってよいほどの有力な攻撃材料となり得たのである。

さて柴田氏の挙げた勝因に対して、土井氏はそれだけではウェッレースの自発的流罪の説明がつかないと反論し、当時の政界の力関係の中にその勝因を探っている。詳細は土井氏の論文に譲るので、ここには再録しないが、要点のみ搔いつまんで述べれば、次の通りである。前七〇年の執政官ポンペイユスは、いわゆる実力派として、元老院の平民派および騎士階級と緩やかな連合戦線を形成し、元老院の閥族派（特に保守的な主流派）と対立した。キケロはその頃一時的に平民派に近付き、実力派のポンペイユスと近い関係にあり、ウェッレースは閥族派内の主流派の支援を受けていた。従ってウェッレース裁判の帰趨は、当時の両派の力関係によって左右されずには居れなかつた。実力派＝平民派＝騎士階級の連合戦線は、閥族派の政権独占を打破するために、戸口調査による不良元老院議員の追放や常設検問所の改革などの手を次々に打つていたが、とりわけ後者は法務官ルーキウス・アウレーリウス・コッタの主導下に意欲的に進められ、九月か十月に公布される改革案では、元老院階級の審判人が三分の一に減らされ、騎士階級と準騎士階級 (tribuni aerarii) がそれぞれ三分の一を占めることになると予想されていた。ところ

(注) 6 土井正興「スバルタクス反乱の政治史的意義」(文献目録、(B) 2、第四章)

がこれと平行して進捗したウェッレース裁判において、余りに甚しいかれの非行が民衆の憤激を招いたため、閥族派内の良識派はいたく憂慮し、もしこの儘裁判が続行されてかれの非行の全貌が暴露されれば、諸悪の根源であつた閥族派の独裁体制に一層激しい非難が集中し、元老院階級は常設査問所から完全に閉め出されることにならうと怖れたのである。事実騎士階級はそのような事態を歓迎していたので、むしろウェッレースの無罪放免を望んでいたという(II. 1, 13)。そこで閥族派内の良識派は、この裁判を有耶無耶の中に終らせることを画策し、ホルテーンシウスを促してキケロと妥協させた。その頃実力派はポンペーイユスとクラッスの確執によつて足並みが揃わなくなつたため、キケロも強い支援を当てにすることができず、結局この取り引きに応じて、ウェッレースの自発的追放刑と引き換えに、シキリア属州民への損害補償額の大削減<sup>(注)7</sup>に同意せざるを得なかつた。その値下げ幅が、四千万H.Sからその一割以下の二〇〇万H.Sへという甚しさであつたため、プルータコスが伝えるように、キケロは買収されたという非難を受けたのである。

以上が土井氏の主張の骨子であるが、その政治情勢の分析はまことに周到かつ犀利である。もつとも柴田氏からは、ウェッレースを元老院主流派が支持したという資料的証拠はないとの反論があり、また筆者もキケロが一時的にせよ平民派と氣脈を通じたという解釈には承服しかねるが、しかし事件の推移の鍵を握っていたのが閥族派内の良識派であるという見解には、全く同感である。ウェッレース裁判の審判人団は、その結成の当初、キケロから元老院階級としては最も優秀で清廉な人物たちと評価され、裁判の経過中にはキケロから「優良人士」と規定されて、正当な判決を下すことを期待されているが、かれらこそは閥族派中の良識派に属する人々であった。ローマの元老院は一時的に腐敗堕落して、一般市民あるいは属州民から糾弾を受けることがあつても、やがて倫理的に姿勢を正して、自らを肅清する自浄作用を行なつてきた。キケロがストア哲学の学徒として、正義・公正・廉直の美德を發揮せよと訴えると

き、元老院の内部には常にそれに耳を藉して同調・共鳴する分子が居たのである。むしろキケロは、この良識派の存在を確信していたからこそ、法廷においてストア哲学的理念を振りかざして大獅子吼したのである。共和政ローマが、前一世紀の内乱の危機を克服して、やがて壮大な帝国を樹立するに至るのも、この倫理的・道義的健全さを有する良識派が、ローマ政界の確乎たる底流として、力強く存続していたからであった。要するにウェッレースの敗訴は、元老院の自浄作用の一齣であって、單なる政治的駆引きの失敗や法廷技術の拙劣さによるものではなかつたと思われる。

次に、ウェッレース敗訴の第二の原因是、かれの非行の並外れた悪質さにあつたと考えられる。イタリアのチコッティ (E. Cicotti) が前世紀末に、キケロの一方的な裁判資料に反駁して、ウェッレースに同情的な見解を述べて以来、ウェッレースの非行を、当時の属州総督のありふれた不法行為の一例に過ぎないとする解釈が、かなり有力である。『パウリ・ヴィッソーヴァ古典古代学事典』の「ウェッレース」項を執筆したハーベルメール (H. Habermehl) も、その最後尾の「全体的批評」において、次のように述べている。「ウェッレースはその悪逆と腐敗の程度が並外れていたとしても、かれだけが唯一無二の例ではなかつたのであって、自分にとり不利な時点にキケロのような人物に告訴されたのが身の不運であった。明らかにかれは、腐敗して没落の定めにある社会、すなわち古い価値秩序がますます消

(注) 7 プルータルコス『キケロ伝』八章。「非難を受けた」という河野与一訳（風間喜代三氏訳も同様）に従えば、土井氏のようにキケロが裏取引きに応じたらしいという結論になるが、原語は単なる「非難」ではなく、「誤った非難、中傷」の意味で、プルータルコス自身がその噂を事実無根として否定しているのである。拙訳は後述する。

(注) 8 文献目録、(A) 6、参照。

滅し、無遠慮なお偉方が共和国の福利を等閑に付し、個人の貪欲や情熱の解放に全努力を傾注した社会の、代表的人物なのである。<sup>(注)9</sup>つまりウェッレースを、由「」責任の原則に基づく道徳的悪人とは見ず、邪悪な時代環境の産物と見做して、免責処分に付しているのである。また最近わが国で、『ローマ人の戦争』を編集した吉村忠典氏も、ほぼこの見解に添つており、ウェッレースは「」抜けた悪玉だったのではなく、悪かったのはローマの支配の体質、余りにも金のかかる闊族政治であったと述べている。<sup>(注)10</sup>この断定の後半はまことに適切であって、ウェッレースの非行は、苛斂誅求や金銭横領に関する限り、当時のローマ政界の特殊構造に由来する汚職行為であった。しかしその前半は然らず、苛斂誅求・金銭横領以外のかれの非行は、かれ自身の邪悪な人間性による犯罪行為であって、些<sup>」</sup>かも弁明の余地のないものである。『彈劾演説』を通読すれば感得できると思われるが、ウェッレースの非行は、悪徳総督の秕政に慣れた属州民や一般ローマ市民をも驚愕<sup>」</sup>せらるほど、異常かつ法外なものであった。かれの三年の悪政の結果、耕作者や牧人は逃亡<sup>」</sup>し、耕地は荒廃に任され、シキリアは当分回復できない痛手を蒙つたのであった(II. 3; 46, 3; 47, 3; 120, 3; 121, 3; 128)<sup>11</sup>。キケロ自身の記述によれば、「ウェッレースはシキリアを三年に亘つて激しく荒掠し破壊した。そのためシキリアは最早や田園に復しえぬほどであり、また他日廉潔な総督が出て長年努力しても、その幾分かを復興することも不可能なほどである」と云つ(I. 12)。ウェッレースの悪行の具体的事例の数々を検討すれば、キケロのこの表現が誇張でもはつたりでもないことが理解されるであろう。もしウェッレースの前任者たちがかれ同様の悪政を行っていたならば、シキリアは「ローマの穀物倉」の異名をとるほど繁栄した富裕な属州ではあり得なかつたはずである。要するに、キケロの現地調査の結果明らかにされたウェッレースの犯罪行為が、あまりにも桁外れの甚しさであつたため、裁判の進行につれて元老院の良識派は被告を見限り、ホルテーンシウスも不利を悟つて弁護を諦め、おそらく両者が被告に自発的亡命を勧告して元老院の権威を守つたというのが、真相ではなかろうか。

次にキケロが損害補償額を一割以下に減らすことに同意した点について触れておきたい。プルータルコスによると、「ウェッレースに有罪判決が下り、罰金を七五万（ドラクメー）と評価したキケロは、金を貰つて罰金の額を低めたという中傷を受けた。しかし実際は、シキリアの人々は感謝の念を抱き、かれが検察官になつたとき、島から沢山の家畜を連れてきたり、沢山の物資を運んできたりした。そこでかれは、全く儲けることをしないで、それだけ市場の価格を下げることに、その人々の熱意を利用した、」<sup>(注)12</sup> という。シキリアの属州民が感謝したということは、かれらが三〇〇万HSの補償額を諒解し、それで満足したということである。確かにかれらの蒙つた損失は四千万HSに達したであろうが、ウェッレースからその額を取り立てるることは全く不可能であると知っていたはずである。ウェッレスは既に審判人や有力保護者の買収に、横領金の殆ど大部分を使い果たしていた。その上、シキリアで掠奪した重要美術品は、悉く拐帶したままマッシリアへ逐電したのである。とすればローマに残されたかれの資産で没収可能なものは、何程の額にもならなかつたはずである。回収不可能な賠償金額をいくら天文学的数字にまで積み上げてみても、

(注) 9 文献目録、(A) 20. S. 1633.

(注) 10 吉村忠典「シチリアの悪総督」(文献目録、(B) 3、所収)

(注) 11 ギリシアの貨幣単位、ドラクメー (*δραχμή*) は、ローマの一デナーリウム (*denarius*) に對応する、一デナーリウムは、四セーステルティウスに當る。従って七五万ドラクメーは三〇〇万HSになら。

(注) 12 Πλουτάρχος, Κυκέρων. VII. Οὕτω δὲ τοῦ Βέρρου καταδικασθέντος, ἐβδομῆκοντα πέντε μηνιάδων υπηράμενος τὴν δῆκτην ὁ Κικέρων διαβολὴν ἔσχεν ὡς ἐπ' ἀργυρίῳ τὸ τίμημα καθηφεμένος. ὃν μὴν ἀλλ' οἱ Σικελιῶται Χάρων εἰδόντες ἀγορανοῦντος αὐτοῦ πολλὰ μὲν ἄγοντες ἀπὸ τῆς ηὔσου, πολλὰ δὲ φέροντες ἥκον, ὃν ὄνδεν ἐποίησατο κέρδος, ἀλλ' ὅσον ἐπενωμοῖσατο τὴν ἀγορὰν ἀπεκρήσατο τῇ φιλοτυμίᾳ τῶν ἀνθρώπων.

1985. 9

(それは第一次世界大戦後のドイツの賠償額一、三三〇億金マルクと同様、) 絵に描いた餅で何の足しにもなりはしない。キケロもシキリア属州民も、その辺の実情を充分に弁えていたからこそ、回収可能な三〇〇万HSという補償額で折り合い、シキリア属州民は実際にそれを手に入れて感謝したのである。キケロが補償額を下げるために買収されなければならぬ論理的必然性などは、全く考えられない。また事実キケロが終始清廉に振舞つたからこそ、シキリア属州民は多量の現物で以てキケロに感謝の意を表明したのであろう。

最後に、マッシリア亡命後のウェッレースの運命について付言しておく。亡命時四五歳であつたかれはその後実に二七年間を流謫の地で生き永らえた。当時としては珍しいほどの長寿を保つたということは、かれが強奪・横領した不動産で優雅な晩年を送つたという明白な証拠である。前四二年にかれは、往年の仇敵キケロが第一回三頭政治の実力者マールクス・アントニウスにより殺害されたという噂を聞き知つたらしく、程なくアントニウスの魔手(注) 13は、マッシリアまで伸びて老残のかれをも葬り去(注) 14ってしまった。重要美術品（コリントス製の器で、明らかにシキリアでの掠奪品）の引渡しを拒んだためアントニウス派の將軍アシニウス・ポリオ(注) 15 (Asinius Pollio) によって裁判にかけられ、死刑に処せられたという。命を捨てても捨て切れなかつた財産への執着、——の異常な貪欲をいそが、かれのシキリア州誅求の最大の活力源なのであつた。

もし、ウェッレース裁判については以上で切り上げて、次にキケロの論文である『ウェッレース弾劾演説 (Orationes in Verrem)』の方に移る。『弾劾演説』は、次の三部七巻より成り立つ。

(1) 「クィーンヌウス・カエキリウスに対する、いわゆる論追者決定の弁論 (In Q. Caecilium oratio quae divinatio dicitur)」一巻。

(2) 「ガーアイウス・ウェッレースに対する第一論 (In C. Verrem actio prima)」一巻。

(3) 「ガーエキリウス・ウェッレースに対する第一訴訟 (In C. Verrem actio secunda)」五巻。

(この資料の内容説明は、柴田氏の前掲論文が巨細に図り尽してあるので、いいでは繰り返さず、その要点のみを摘要するに留める。)

(1) 「反カエキリウス弁論」は、被告側がキケロを掣肘するため訴追者として立候補させたクィーントゥス・カエキリウス・ニゲルを相手取り、キケロがこれを回避して退けた法廷弁論である。その内容は、〔一節—九節〕キケロが訴追を引受ける理由説明、〔十節—六五節〕カエキリウスとホルテーンシウスの論破、〔六六節—七三節〕政治的考察、となっている。これに対するカエキリウスの弁論は今日に伝わらないが、かれはキケロに完全に敗れて、当初望んでいた補助訴追者の地位すら認められなかつた。裁判を有利に進めようとしたウェッレース側の画策はまずここで一頓挫したわけで、キケロの水際立つた雄弁が審判人団にどんな心証を与えたか、思い半ばに過ぎるものがある。

(2) 「第一訴訟」は、八月五日に始まり十五日に終つた第一審問において、キケロが実際に口述した論告文である。その内容は、〔一節—二節〕緒譜、〔三節—三二節〕被告の非行とその奸計の指摘、〔三三節—四一節〕以後の手続き

(注) 13 Lactantius. II, 4; 37.

(注) 14 アンソニー・トロロープ (文献目録 (C) 3) は、ウェッレースが恩赦を受けて、首都ローマへ帰つたのち、難に遭つたと記しているが、これは時間的に見て辻褄が合わない。また次に述べるボッリオがガッリアに駐屯していたことを考えて も、不合理である。

(注) 15 Plinius; Naturalis Historia. XXXIV, 6.

の概説、〔四〕〔節—五六節〕結語、となつてゐる。この論告においてキケロは、争点を明確にし、証人・私文書・公文書などによる豊富な資料を駆使し、訊問 (interrogatio)・論証 (argumenta)・説明 (oratio) という手続きを用い、被告側と交互訊問という異例の方法によつて、被告を激しく訴追した。被告は形勢不利を悟り、早くも三日目にには病いと佯つて出廷せず、弁護人ホルテーンシウスも証人訊問を試みたのち、反駁を諦めた。この論告が終つて一ヶ月後、第一審問が開かれる直前に、被告はローマを去つて自らを終身追放刑に処した。この論告においては、被告の前歴とシキリアにおける非行の概略、審判人と弁護人の買収という事実が述べられただけで、まだ被告の具体的な悪逆無道のかずかずがひとつも論及されていなかつたにも拘らず、裁判は序の口において呆気なく幕を下ろしてしまつた。もしキケロの裁判記録がここで終つていたら、ウェッレース訴訟はかれの他の小さな弁護裁判ほどにも後世の注目を引かなかつたに違ひあるまい。

(3) 「第一訴訟」は、裁判の終了後、キケロが手許にある証拠資料を整理・編集して公刊した仮想弁論である<sup>(注)16</sup>、一般に承認されている。その内容は、〔第一卷〕被告の前歴、特にローマの都市係法務官 (praetor urbanus) 在任中の訴訟指揮について、〔第二卷〕シキリア州における民事・刑事裁判について、〔第三卷〕租税管理について、〔第四卷〕美術品強奪について、〔第五卷〕シキリアの安全確保面での怠慢とローマ市民への不法行為について、となつてゐる。キケロはウェッレース裁判の経過中に按察官に当選していたが、やがて上級の政務官 (法務官・執政官) を田指していたため、曲口の功績と能力を、政務官の選出母体である民会に強く印象づける必要があり、その結果口述しなかつた論告資料まで公刊するという異例の措置を執つた。この「第一訴訟」こそは、ローマ共和政下の属州統治の実態を、いわば内側から暴露する生々しい現地報告であつて、貴重の上の上の史料である。今日われわれはこのような史料を利用し得る奇貨を、キケロの政治的野心と弁論家の虚榮心の賜物として、感謝しなければなるま

い。

この『彈劾演説』は、本節末尾に掲載した文献目録において見られる通り、十八世紀中葉以後、数多く出版されたキケロの伝記の作成に利用されたばかりでなく、十九世紀の中頃以後は、ローマ共和政末期の政治史・法制史・社会経済史の分野でも、大いに活用されてきた。文献目録（A）は西欧の学界における研究動向の大略を表示している。残念ながら筆者は、一九〇六年以前の文献については、（2）のマルクヴァーレトと（8）のリーベナム以外のものを、その古さの故に入手することができなかつた。<sup>(注)17</sup>しかし一九一一年以降の文献は、（19）のマリノーネ以外すべて、過去二十年間に入手するを得たので、これらが一九〇六年以前の文献を忠実に利用しているとの前提に立ち、かつはまたその標題より内容を類推して、分野別に整理すれば、大凡次のようになると考えられる。

(a) 法制史的研究—(1) (2) (4) (6) (8) (9) (12) (13) (19)。この中(2) (4) は属州統治制度、(1) (12) は土地制度、(8) (9) (13) は租税制度を扱つてゐる。(6) (19) は専ら「ウェッレース裁判」そのものを扱つてゐる。

(b) 政治史的研究—(3) (7) (16) (18)。ローマ属州統治の歴史の中の一齣として、ウェッレースの悪政について触れてゐる。

(c) 政治経済史的研究—(14) (15) (20)。これらはいずれも、史料として専ら『彈劾演説』を活用した最も詳細緻

(注) 16 ドルーマンによると、その発表は同年九月末であるという。

(注) 17 (6) のチコッティの書は戦後の一九六五年に再版が出たが、再三の注文にも拘らず品切れとの回答で、遂に入手することができなかつた。

密な研究であつて、(14) は主にウェッブレースの利用した租税制度の面より史実を掘り起こし、(15) (20) はウェッブレースの悪行全般を対象としている。質量ともにウェッブレース研究の決定版と言うべきであろう。

(d) 社会経済史的研究—(5) (10) (11) (17)。(5) はシキリアの住民を、(10) はシキリアの農業を、(11) はシキリアの貿易を取り扱っている。(17) はそれらすべてを網羅したシキリア社会経済史の決定版で、『彈劾演説』をふんだんに利用している。

以上の文献を通覧すると、『彈劾演説』を利用した研究題目は、今日までにすべて出尽くしたかのような印象を受けるが、しかし刮目すればなお、ウェッブレースの誅求の全貌を系統的に把握してそのからくりを突きとめた研究がないことと、『彈劾演説』を通してキケロの属州統治に関する倫理的態度を追求した研究がないことに、気付かせられる。些か落穂拾いの氣味はあるが、前者の問題を本章の第二節において、後者の問題を第三節において取り上げ、特に第三節においては、序論に述べた抱負の一端に触れたいと考えている。

## (A) 文庫叢書

- 1 Degenkolb; Die Lex Hieronica und das Pfändungsrecht der Steuerpächter. 1861.
- 2 Marquardt, J.; Römische Staatsverwaltung. Bd. II. 1876.
- 3 Arnold, W. T.; Roman Provincial Administration. 1879.
- 4 Pais, E.; Alcune osservazione sulla storia e sulla amministrazione della Sicilia durante il dominio romano. (Archivio Storico Siciliano) 1888.
- 5 Pais, E. e Beloch, K. J.; La popolazione antica della Sicilia. (Arch. Stor. Sic.) 1889.
- 6 Cicotti, E.; Il processo di Verres. 1895.
- 7 Holm, A.; Geschichte Siziliens im Altertum. Bd. III. 1898.
- 8 Liebenam, W.; decuma. (Paulys RE. Bd. IV.) 1901.
- 9 Carcopino, J.; Decumani. (Notes sur l'organisation des sociétés publicaines, in Mél. Arch. et Hist.) 1905.
- 10 Carcopino, J.; La Sicile agricole au dernier siècle de la République Romaine. (Vierteljahrsschrift für sozial-und Wirtschaftsgeschichte.) 1906.
- 11 Columba, G. M.; I porti della Sicilia. 1906.
- 12 Rostowzew, M.; Studien zur Geschichte des römischen Kolonates. 1911.
- 13 Rostowzew, M.; frumentum. (Paulys RE. Bd. VII.) 1912.
- 14 Carcopino, J.; La loi de Hiéron et les Romains. 1914.
- 15 Drummann, W.; Geschichte Roms in seinem Übergange von der republicanischen zur monarchischen Verfassung. Bd. V2. (M. Tullius Cicero) 1919.
- 16 Stevenson, G. H.; The Provinces and their Government. (CAH. Vol. IX, Chap. X) 1932.
- 17 Scramuzza, V. M.; Roman Sicily. (Frank, T. ed; An Economic Survey of Ancient Rome. Vol. III) 1937.
- 18 Stevenson, G. H.; Roman Provincial Administration till the Age of the Antonines. 1939.

## (B) 標題文獻

- 1 紫田光蔵著『ローマ裁平制度研究』主眼社。一九六八年。
- 2 売井正興著『バッカスと政治』法政大出版社。一九六九年。
- 3 相田典麿『ローマ人の裁判』「主眼の裁判」第1編。講談社。一九八五年。

## (C) 「ローマーの裁判」の記載の現状(参考文献)

- 1 Middleton, C.; *The History of the Life of M. Tullius Cicero.* Vol. I. 1741.
- 2 Forsyth, W.; *Life of M. Tullius Cicero.* 1871.
- 3 Trollope, A.; *The Life of Cicero.* Vol. I. 1880.
- 4 Strachan-Davidson, J. L.; *Cicero and the Fall of the Roman Republic.* 1909.
- 5 Petersson, T.; *Cicero. A Biography.* 1919.
- 6 Sihler, E. G.; *Cicero of Arpinum.* 1933.
- 7 Gelzer, M.; *Cicero, als Politiker.* (Paulys RE. 2. Reihe, Bd. VII. 1) 1939. (*Cicero. Ein biographischer Versuch.* 1969)
- 8 Ciaceri, E.; *Cicerone e i suoi tempi.* 1939.
- 9 Haskell, H. J.; *This was Cicero.* 1942.
- 10 Seel, O.; *Cicero. Wort, Staat, Welt.* 1961.
- 11 Smith, R. E.; *Cicero the Statesman.* 1966.
- 12 Stockton, D.; *Cicero. A Political Biography.* 1971.
- 13 Rawson, E.; *Cicero. A Portrait.* 1975.
- 14 Lacey, W. K.; *Cicero and the End of the Roman Republic.* 1978.
- 15 Mitchell, T. N.; *Cicero. The Ascending Years.* 1979.

19 Marinone, N.; *Quaestiones Verrinae, Cronologia del processo di Verre.* 1950.  
 20 Habermehl, H.; *Verres.* (Paulys RE. 2. Reihe, Bd. VII. 2) 1958.

## 第一節、ウエッレースの苛斂誅求

中京大学教養論叢

ウェッレースは、かれの誅求に痛めつけられたシキリア州諸都市の訴えによるべく、その二年間の任期中に、実に四〇〇〇万セーステルティウス (H.S) 相当の利得をシキリア全土から捲き上げて、私腹を肥やしたと謂われる。当時の通常のローマ市民夫婦の年間生活費が一、〇〇〇H.Sであることを考慮ると、この不正取得額は優に夫婦四万世帯を一年間維持するに足りる途方もない金額であった。戦乱の渦中にある属州においてならば非常時の徵発も止むを得ないと云ふようだが、あの苛烈な第二次奴隸反乱 (前104—100) が鎮圧されて以来三〇年、曲りなりにも平和を享受してきたシキリアにおいて、戦時にも勝るこのような大規模かつ没義道な汚職が行なわれたのは、異常なことじぬねばなるまい。むしろウェッレースがシキリア総督に就任した前七三年、イタリア本土においては、最後の奴隸反乱ともいいくのあのスペルタクス (Spartacus) の乱が勃発し、以後一年余にわたってローマ政界を極度の恐怖に陥れるという非常事態ではあった。スペルタクスに率いられた総勢九万人に達する逃亡奴隸の大軍は、ローマの正規軍団を度々破つたのか、前七一年にはシキリア島への渡航を企てており、その企画は海賊船団の裏切りによって実現しなかつたけれども、シキリア州総督の心胆を寒がらしめたに違いない。土井正興氏が指摘しているように、こ

(注) 1 In Verrem. I.56. 云く In Verrem ふる御館す。

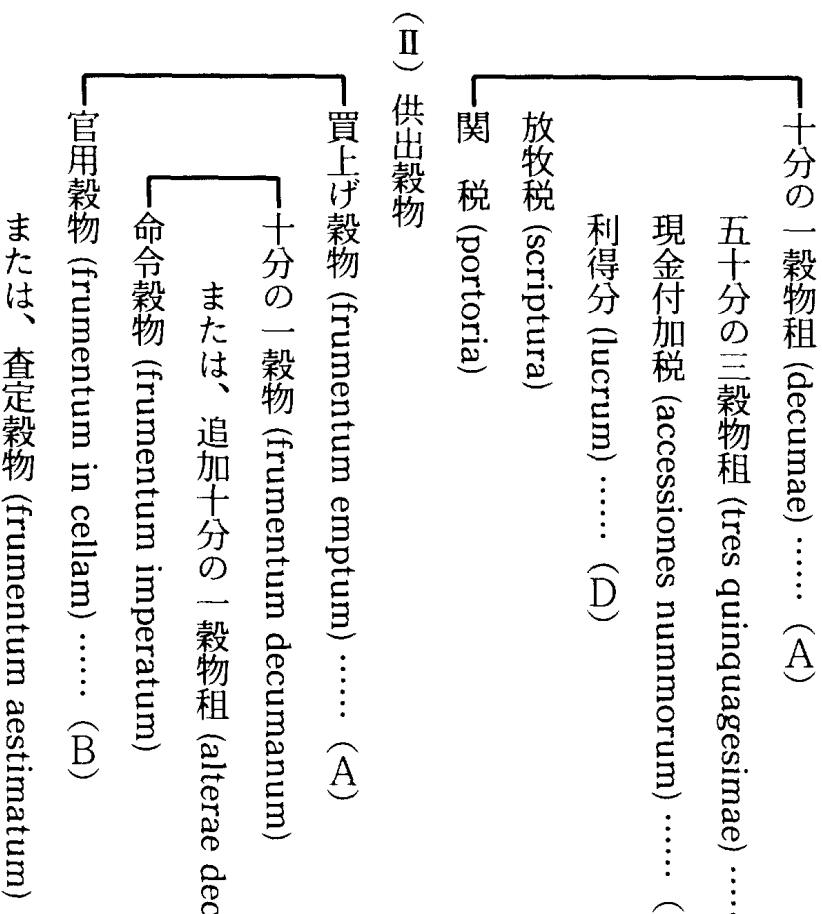
(注) 2 Cowell, F. R.; Cicero and the Roman Republic. 1956. p.10.

(注) 3 文献田舎 (註) 2, III-17-111-八頁、参照。

の国家存亡の危機に当つて、首都ローマの数十万の人口を養うための穀物を、主に供給しなければならぬシキリア州総督の政治的責任は、まことに重大であつた。ウェッレースはこの責任を十分に果たしローマ元老院の期待に応えたからこそ、能吏としての実績を高く買われて、属州住民からの怨嗟の声が多分中央ローマに届いていたにも拘わらず、ローマ元老院により再度総督の任期延長(prorogatio)を認められたのであろう。なるほどキケロが『弾劾演説』で暴露したように、ウェッレースの誅求は厳酷を極め、その不法行為は暴戾の限りを尽くしたであろうが、かれの徴収した租税および買上げ穀物は忠実にローマへ送り届けられているのであって、誅求はかれの個人的悪行というより国家的要請による職掌上の行為である。強いて非難すべき点を挙げれば、国家的要請に仮託して属州民の財物を強請し私腹を肥やしたという事実であるが、その横領金でさえもかれの後日のローマ政界における出世と身分保障のための運動資金であつて、あたかも同じ時期に小アジアにおいて、ポントス (Πόντος) 王ミトリダーテース (Μιτριδάτης) 六世と戦つた将軍ルークルス (Lucullus) <sup>(注)4</sup> が、現地で掠奪した莫大な金銀財宝で以て、後世に語り継がれるほどの豪奢な余生を送つたのとは、汚職の性格が異なつてゐるようと思われる。要するにウェッレースの汚職は、当時のローマ政界の構造汚職である。本節ではウェッレースがシキリア属州民に負わせた数々の賦課の実態を究明し、なかんずく徴収された財物の行方を（多くの場合推測の域を出ないが）可能な限り突きとめて、当時の構造汚職のからくりを明らかにしてみたい。

まずウェッレースがシキリア州住民を誅求するに当たつて利用した賦課制度を、理解の便のため一覧表として次に掲げ、しかるのちその各種の賦課目について、順次具体的に検討して行くことにする。

### (I) 間接徴収租税 (vectigalia)



(注) 4 ルークッルスが東方に転戦したのは、前73年から66年まで、カエッノースの任期と同時期に当たる。ローマはヒエリサ内憂外患交々至る混乱期で、カエッノースの秕政もその混乱に便乗したらしいがある。ルークッルスの晩年の奢侈にはじめから、ブルータルな『ルーケ・ルス』(Lucullus) など稱して、現在でも西欧に残る「ルークッルス風の」(Lucullan, lukullisch) と呼ばれて、「豪奢な」 という意味に用いられる。

(一) 間接徵収租税 (vectigalia)

この vectigalia の意味は、元来多様な意義と広範な周延とを有する概念である。今日なおこれを明確に規定すことは不可能である。しかし共和政末期の史料においては、概ねローマが毎年属州の租税賦課都市の市民から租税徵収請負人 (publicanus) を媒介として間接的に徵収した租税を指しており、租税徵収請負人の手を経ずに徵収された直接徵収租税 (tributum <sup>(注)5</sup> および stipendium) は出されず租税田である。シキリア州においては、一覧表に示したように、十分の一穀物租 (decumae)、放牧税 (scriptura)、関税 (portoria) の三種がこれに含まれる。

シキリア州には、いれらの間接徵収租税を負わされた都市と、免除された都市とがあった。本稿では仮に前者を租税賦課都市、後者を特権都市とする。シキリア州の全都市数を八五と推定する<sup>(注)6</sup>、特権都市は（後述するように）八市であるから、それを差引いた残りの五七市が租税賦課都市となることになる。租税賦課都市に含まれるのは、監察官管轄都市 (civitas censoria) と十分の一穀物租賦課都市 (civitas decumana) であるが、前者はキケロの表現によると「いく僅か (per paucae)」(3; 13) であるから多分都市と推測され、従って他の大多数、つまり五〇市ほどが後者に屬したものとされる。一方、特権都市に含まれるのは、同盟都市 (civitas foederata) の租税免除自治都市 (civitas immunis et libera) である。前者はローマとの盟約 (foedus) によって、後者は盟約なくして、自治権 (libertas) や租税免除権 (immunitas) を認められた都市である。キケロの記述から、前者にはメッシナ (Messana)、タウロメニカ (Tauromenium)、ネトゥム (Netum) の三市が、後者にはケントウリヤ (Centuripae)、ハラセ (Halaesa)、セゲベタ (Segesta)、ハリキユタ (Halicyae)、パンホルムス (Panormus) の五市があつたが、知られるところ、以上をわかつ取く一覧表に示せば、次のようになる。

租税賦課都市

監察官監轄都市 (civitas censoria)

十分の一穀物租賦課都市 (civitas decumana)

特權都市

同盟都市 (civitas foederata)

租税免除自治都市 (civitas immunis et libera)

、これらの諸都市の中、ウラシノースの誅求の対象となつたのは、全体の九割を占める、数にして約五〇ほどの（しかしキケロが実際に記及しているのは二十二回の）十分の一穀物租賦課都市であった。

もし、十分の一穀物租は、農地の耕作者（農場経営者 arator）からの収穫穀物を対象に徵収され、放牧税は国有放牧地の飼育者 (pecuarinus) からの放牧地の使用料として徵収され、關税は貿易業者 (mercator) から港の税関を通

(注) ⑤ リサヌベペリトセトマーフリカで徵収されたが、ハキコア (ルのカのトーン) では徵収されなかつた。 (In Verr. II. 3; 12) (Liebenam; decumae. Pauly's RE. s. 2307.)

(注) ⑥ II. 2; 133. はじめに、各都市は毎年直接徵取租税の額を算定する都市監察官 (censor) も「名簿」に選出した。そして 2; 137 はじめに、都市監察官に任命された者は、ハキリア州全体で二二〇名を算出したとある。従つて都市数は六五と推定されべ。 (なお、本編の元田は、せりふが 'In Verrem II' 「第1訴訟」 からのものであるから、以て 'II' をも省略し、巻の節のみを記載する。)

(注) 7 同盟都市にてこりせ、2; 160, 5; 50, 5; 51, 5; 56, 5; 133. 租税免除自治都市にてこりせ、3; 13.

る輸出入商品を対象に徴収されたものである。当時のシキリアは首都ローマへの穀物供給地として重要な役割を演じていたため、その産業は穀物栽培を主体としたことが当然推測されるが、また山間の草地を利用した羊や牛の放牧も盛んであり、海運による他地方との交易も活発であった(2; 6)ところから、放牧税や関税によるローマ政府の収益も相当な額に上ったものと推察される。しかし放牧税に関しては、ウェッレースの誅求による記載が全く見られないのと、本稿においてはこれを取扱わない。また関税に関しては、ウェッレースがシユラークーサエ (Syracuse) の港において六〇〇〇H<sup>8</sup>Sの脱税をしたとの記事(2; 185)が残っているが、これは貿易業者に対する誅求ではなく、関税請負人 (conductor portoriorum) やある国庫 (aerarium) に対する不法行為であるため、本節ではこれを不問に付すことにある。従って、(注)8)対象とするべきは、十分の一穀物租とそれに関連した一種の租税田、その他である。

#### (A) 十分の一穀物租 (decumae)

これは、前二世紀後半にシキリア島の東半を領有していたシユラークーサエ王国のヒエローン (*Ἱερόν*) 二世(前一六五頃—一一五、在位)が制定した租税田を、ローマがこの王国を占領・支配した前一一一年以後もそのまま継受したもので、その徴収手続きも、大体ヒエローナ法 (Lex Hieronica) の規定に従っていた。すなわち、租税賦課都市は毎年管轄下の耕作者数 (3; 120) および播種量 (3; 102) を確認して、これをシユラークーサエに駐在するローマ政務官(総督)のもとに申告する。ここでシキリアの全地方から十分の一穀物租請負人 (decumanus) がシユラークーサエに参集し (3; 149)、ローマ財務官立会いのもとに (3; 18)、各都市の穀物租の請負量を提示し、互いに競り合ったのち、最高の付け値によって落札する。落札した請負人は請負量だけの穀物を、所定の期日までに所定の場所において、ローマの役人に引き渡さなければならない。といふて十分の一穀物租はその名称が示す通り、収穫穀物量の十分の一を徴収するものであるから、徴収量が請負量を上回る豊作の年には、請負人はその差額だけの利益を得、その反対の

不作の年には、請負人はその差額だけの損失を蒙った。従つて個人業者の請負人が落札した場合、かれは予め不作の年の損失を避けようと配慮して、種々の名目を設けて余分の穀物を徴収したため、耕作者の蒙る損失は大きかつた。都市制度が発達して相当程度の自治を認められていたシキリアにおいては、諸都市は個人請負人の不法行為を防止するため、都市自身が入札の場に使節を派遣して自都市の穀物租徴収を請負うように努力した。しかしウェッレースは概して卑賤な階級の出身者である現地の個人業者を請負人に起用して(3; 21)、かれらの跳梁を許し、みずからは不当利益を得ていたようである。テルマエ(Thermae)の町の参事会(senatus)からシユラークーサエに派遣された使節たちが、たまたまウェッレースの配下の個人業者に轄り負けて自都市の請負権を奪われたとき、多額の貨幣と多量の穀物との提供を約してこの権利を回収しようと努めたという実例(3; 99)は、個人業者の請負人の榨取の甚しさを暗示するものであろう。

さてヒエローン法自体は、耕作者から収穫穀物量の十分の一を厳重に取り立て、違反者に対しても峻厳な罰則を以て臨むものであつて、一見苛酷な法規のように思われるが、しかし裏を返せば規定量以上の徴収を許さなかつたため、耕作者にとってはむしろ寛大な法規であつて、それがシキリア農業の発展に大いに寄与していた(3; 20)。しかるにウェッレースは、(キケロの弾劾するところによると)シキリア着任早々、ローマ元老院と民会の許可も得ずに独断で、しかもシキリア全都市の反対を押し切つて、このヒエローン法を廃止したのである(3; 19)。ヒエローン法に代わ

---

(注) 8 シキリアにおける関税は、通過商品の価格の二十分の一(3; 185)。現代の関税は、国内産業の保護のため、輸入商品にのみかけるが常識であるが、当時のシキリアにおいては港の税関を出て行く物品に対してもかけたことが、ウェッレースの脱税記事(2; 171, 2; 176, 2; 185)から明らかである。

る法規は、当然ウェッレースが次々に乱発した総督告示 (edictum) であつたと考えられるが、今日その告示の全貌を窺うことは不可能である。しかし十分の一穀物租が引き続き徴収されているという事実がある以上、その告示がヒエローン法の大部分を踏襲していたことは明白であつて、もし特記すべき変更があるとすれば、それはキケロが本文のまま引用して非難した次のような告示であつたと推察される。すなわちウェッレースは、「請負人が耕作者に納入すべし」と命じただけの量の十分の一穀物租を、耕作者は請負人に納入しなければならない」<sup>(注)9</sup> [引用一] という告示によつて、事実上請負人には十分の一の規定量を超えて過当な要求をなし得る法的根拠を与えたのである。その結果、請負人 (ウェッレースの手下) の過当な要求に反抗する耕作者 (身分の高いローマ騎士) が出ると、ウェッレースは「なんびとも、請負人との契約を結び終えるまでは、穀物を打穀場より運び去つてはならない」<sup>(注)10</sup> [引用二] という告示を発して、証拠物件の穀物を現場に釘付けにし、さらに耕作者が抵抗して穀物を雨露に曝したまま腐敗するに任せると、今度は「すべての十分の一穀物租は八月一日以前に海岸にまで搬出しなければならない」<sup>(注)11</sup> [引用三] という告示の追い打ちをかけて、飽くまで過当な要求の貫徹を図つた。しかもその一方で狡猾なウェッレースは、「請負人は過当徴収量の八倍を返還すべきであり、耕作者は不足納入量の四倍を提供すべきである」<sup>(注)12</sup> [引用四] という、一見すると請負人よりも耕作者にとって有利であるかのような告示を発したが、実態はその過不足の事実認定をなすべき法廷の仲裁審判人 (recuperator) がすべてウェッレースの配下によって止められていたため (3; 35)、この告示の適用を求める耕作者がひとりも現われず、告示自体は空文も同然であった。しかもキケロの言い分によるところのようにして請負人が余分に徴収した穀物または貨幣は、その大部分がウェッレースの掌中に帰したのであつた (3; 40, 3; 56)。

このようにウェッレースは、時と場合に応じて総督告示を恣意的に悪用した上、アプローニウス (Appronius) のような現地民の手先を用いて、耕作者たちを徹底的に痛めつけた。その非行的具体的実例は「第一訴訟」第三巻の二十六節

から一一九節にかけて列挙されてゐるが、これには耕作者個人に対するものと都市に対するもの二種類あつて、その分類の基準は必ずしも明確ではない。前者に含まれるのは、クィーントウス・セプティキウス (Q. Septicius)、マルティニウス (Martinius) などのローマ騎士と、ケントウリペヌのニンフア・ナハプォー (Nympho)、メナエ (Menaes) のクセノー (Xeno) などである。后者に含まれるのはアギュリウム (Agyrium)、ヘルビタ (Herbita)、ハリキュアヌ、セゲスタ、アエトナ (Aetna) など都合十六都市であつて、これらも土地の名望家であつて察せられる。また後者に含まれるのはアギュリウム (Agyrium)、ヘルビタ (Herbita)、ハリキュアヌ、セゲスタ、アエトナ (Aetna) など都合十六都市であつて、これらも土地の名望家であつて察せられる。また後者に含まれるのはアギュリウム (Agyrium)、ヘルビタ (Herbita)、ハリキュアヌ、セゲスタ、アエトナ (Aetna) など都合十六都市であつて、これらも土地の名望家であつて察せられる。遺憾ながらこれらの具体的な記述内容は断片的であつて、これを統計的に処理することができず、従つてこれからウェーブレースの徴収した十分の一穀物租の総量を引き出すことは不可能である。しかし後に買上げ穀物の項で詳述するように、かれが十分の一（買上げ）穀物のためにローマ政府より年々委託された九〇〇万石のうちの金額 (3; 163) から、十分の一穀物租の年間徴収総量を三〇〇万モディウス (modius)、三年間のそれを九〇〇万モディウスと推算することができる。前一世紀の首都ローマには、政府から穀物分配を受ける無産市民が、(時期によって異なるが) 十五万人から二二二万人囲集して居り、これに貴族を含む有産市民との家内奴隸を合計すれば、約一八八十万の人口が狭い市域に集中していたと思われる。スバルタクスの乱が勃発して、カンパニア (Campania) の穀物供給が途絶えたため、八十万の首都人口の食糧はもつ

(注) ⑨ 3; 25. Quantum decumanus edidisset aratorem sibi decumae dare oportere, ut tantum arator decumano dare cogeretur.

(注) 10 3; 36. ne quis frumentum de area tolleret ante quam cum decumano pactus esset.

(注) 11 3; 36. ut ante Kalendas Sextiles omnes decumas ad aquam deportatas haberent.

(注) 12 3; 34. qui in decumanos octupli iudicium se daturum.... se in aratorem in quadruplum daturum.

パラシキリア、サルディニア (Sardinia)、アーフリカ (Africa) 諸州からの海上輸送に頼らざるを得なくなつた。当時の成人一人当たりの年間穀物消費量を仮りに「100モディウスと見做す」と、ウェッレースが毎年首都ローマに供給した十分の一穀物租<sup>(注)13</sup>三〇〇万モディウスと十分の一（買上げ）穀物三〇〇万モディウス、合わせて六〇〇万モディウスの穀物は、ローマ市民の成人三〇万人を養うに足りる膨大な量であつて、ローマ元老院がこの苛酷な能吏の手腕をいかに高く評価し、かれにいかに深く感謝したか、思ひ半ばに過ぎるものがある。その元老院の評価と感謝とを断乎押し切つて、ウェッレースの国外逃亡を勝ち得たキケロの弁舌の凄まじさに、われわれは改めて敬服せざるを得ない。

さて、ウェッレースは十分の一穀物租を三年間に九〇〇万モディウスも首都ローマに送り届けたのであるが、この租税日に関連して、ほかにどんな租税を徴収したのであらうか。ここで、五十分の二穀物租と現金付加税 (accessiones nummorum)、それに正体不明の利得分 (lucrum) といふものが登場する。理解を助けるため、キケロの論述の中から、いわゆる項目が詳細な数字で以て列挙される唯一の個所を引用してみよう。それはウェッレース統治の第二年、レオンティーニー (Leontini) の地所を賃借耕作するケントウリパエの市民らに対し、ウェッレースの配下である租税徴収請負人アプローリウスが行なつた誅求の記事である。「レオンティーニーの土地の申告は、およそ三万ユーテルム (iugerum)<sup>(注)14</sup> である。これは小麦にして約九万メディムヌス、すなわち五四万モディウスである。十分の一穀物租として競売されただけの小麦二一万六〇〇〇モディウスを差引くと、残りの小麦は三万四〇〇〇モディウスである。(これに) 総量五四万モディウスの五十分の二を加算していただきたい。なぜなら、すべての者からなお五十分の三ずつが徴収されたからである。それは小麦三万二四〇〇モディウスになる。おここれらは(合わせて) 小麦およそ三六万モディウスとなる。しかしあたし(キケロ)は、利得分四〇万(モディウス)が徴収されたと言わなかつたか。それは(一ユーテルムにつき)二メディムヌスずつに(契約量を)決めることで容赦してもらえなかつた人々

を、この計算の中に入れていかなければならぬ。しかし、この計算においてわたしの約束の全部を果たすために（申し述べる）、一メデイムヌずつに亘りて納入の人々は、一HSの、また別の人々は、一・五HSのうちの（現金）付加税を納付するものに強要されたのである。最少額を（強要された）額で、（HSの）手への現金を。最少額に従つとしゆ、——われわれは九万メデイムヌ（ふつう穀物徵収量）を（先に）挙げたのであるから、——」の最悪の新例によつて、九万HSが付け加えられるに至る（である）〔石田H〕。ふつうに頭脳のシキリアにおける小麦の相場は、一メデイムヌ八十五Hの（3; 84, 3; 90）、「あなたが一メデイカス卅二」・五Hのであつたから、九万Hのは小麦に換算すると三万六〇〇〇メデイカスとなる。従つてアプローリウスの利得分は、キケロの表現通り、約四〇万モディウスとなるのである。以上をわから易く表示すれば、次のやうにだ。

(注) 13 一メデイカスは六分の一メデイムヌ (medimus) なるべく、一メデイムヌはギリシアのマッティケー地方で約五一リットルである。成人一人あたりの年間小麦消費量を一石八斗九升、一斗〇升をもととする。従つて、

$$1 \text{ modius} = 1/6 \text{ medimus} \approx 9 \ell. \quad 180 \div 9 = 20 \text{ (modius)}$$

(注) 14 地積の単位。約二〇〇升 (一斗五升) なるべく。

(注) 15 3; 16. Professio est agri Leontini ad iugerum xxx; haec sunt ad tritici medium xc; id est mod. dxxx; deductis tritici mod. cxxvi, quanti decumae venierunt, reliqua sunt tritici cccxixii. Adde totius summae dxxxx milium mod. tres quinquagesimas; fit tritici mod. xxxvcccc (ab omnibus enim ternae praeterea quinquagesimae exigebantur); sunt haec iam ad ccclx mod. tritici. At ego cccc lucri facta esse dixeram; non enim duco in hac ratione eos quibus ternis medium non est licitum dedicere. Verum ut hac ipsa ratione summam mei promissi compleam, ad singula medium multi HS binos, multi HS singulos semis accessionis cogebantur dare; qui minimum, singulos numeros. Minimum ut sequamur, quoniam xc med. duximus, accedant eo novo pessimoque exemplo HS xc.

540,000 MOD.....	十分の一穀物租という名目の徴収量「9万 MED」。
-) 216,000 .....	実際に政府に納入した十分の一穀物租。
324,000 .....	余分徴収量。
+ ) 32,400 .....	五十分の三穀物租。
(356,000) .....	「小麦約36万 MED」と言っているもの。
+ ) (36,000) ? .....	現金附加税。「9万HS」。
(392,400) ? .....	利得分。「約40万 MOD」と言っているもの。

(括弧内の数値は、キケロの軒次によるが、筆者の推定計算によるもの。)

この表を念頭に置いて上記、「一種の租税田による利得分の実体を追究してみよう。

#### (B) 五十分の三穀物租(tres quinquagesimae)

『彈劾演説』中この租税田が記載われてゐるが、ノモンティエリーの一例のみである。〔弔用四〕の文面よりすれば、これは租税徴収請負人が十分の一穀物租と云々名田で徴収した穀物のほかに、その徴収量の五十分の三、つまり六%を追加徴収したものであると解釈される。H・G・グリーンウッド(Greenwood)は、キケロがこの租税田について何一つ評言を加えていないことから、これをすでに先例のある周知の租税田と見なし、恐らく徴収穀物の不良分に対する請負人の予備的保障であらうと臆測しているが<sup>(注)16</sup>、史料的根拠はない。一方、G・H・ステイヴァンソン(Stevenson)は、これを「請負人の正当なる利益」と断定したが<sup>(注)17</sup>、その主張を裏付ける史料が明示されていなかったため、当否の判定は差控えねばならない。ただし、請負人が十分の一穀物租を徴収する場合に、自己の入札量と実際の徴収量

との差額という不安定な利益以外に、何か手数料のような安定した利益を正当な権利として要求したであらうことには当然考えられることがある。その種のものを『彈劾演説』の中に求めるならば、この租税目をおいて外にならぬつである。またウェッレースが個人の請負業者を自己の代理人として利用した際に、かれらの余剰所得を悉く巻き上げずには相当の営業利潤を供与したであらうことも考えられるが、しかし一切は消極的事由による推測の域を出ない。

(C) 現金付加税 (accessiones nummorum)

この租税目は、単に accessiones という表現で史料に現われる場合が多い。これが徵収された記録は、『彈劾演説』中に、次の三例のみである。

〔表一〕

都 市 名 • 年 次	金 額	十 分 の 一 穀 物 租 徴 収 量	典 拠
ヘルビタ、二年目	一一〇〇〇 HS	一一五、八〇〇 MOD.	3 ; 7 6
アケスター	一、五〇〇 ?		3 ; 8 3
レオンティイニー、三年目	(九〇〇〇〇) HS	一一六、〇〇〇 MOD.	3 ; 1 1 6

キケロはウェッレースが、「先例にも拘らず権限もなくして」(3; 118) 「この最悪の新例」(3; 116)を開いたことを非難するが、新例設定の動機なし口実については何も言及していない。グリーンウッドはこれを徵収穀物の検査料であると推測している。その史料的根拠は不明であるが、アギュリウムにおけるウェッレースの誅求を述べたキケ

(注) 16 Cicero; The Verrine Orations. Vol. II, translated by H. G. Greenwood; 1960. p.136, footnote (a).

(注) 17 文藝田賦 (A) 16° p.470.

(注) 18 Cicero; Ver. Ora. by Greenwood. Vol. II, p.138, footnote (a).

ロの次の言葉が、その論拠であるかも知れない。すなわち「アプローニウスが提供された」の穀物（利得分）を調べるために、ウェッレースは「メディムヌス当り」HSをアプローニウスに提供するよう、アギュリウム市民に命令した。これは何か。これほど多量（二万二〇〇〇メディムヌス）の小麦を利得分という名目で命令・強奪した上、あらに穀物を調べるために金錢（nummi）が強要されたのか」<sup>(注)19</sup>〔引用六〕という記述において、一メディムヌス当り一HSの割合で徵収された金錢（nummi）や、accessiones nummorumも同義に解するならば、グリーンウッドの推測にも首肯すべき点がある。

この租税田は、その動機・口実だけでなく、その性格・内容・規模についても、キケロの断片的記述から明らかになし得る所は甚だ少ない。まず〔表一〕に挙げた二例の中、レオンティーニーの場合を取り上げてみよう。これに関するキケロの記述は、既に〔引用五〕において紹介したが、その内容を要約すれば、次の通りである。……現金付加税は、アプローニウスにより十分の一穀物租の徵収量一メディムヌスについて、一HS、一・五HS、一HSの三通りの場合で徵収され、一年間の徵収額は、キケロの推算によると、九万HSであった。……これより少し後の箇所で、キケロは再び現金付加税について述べている。「実際」の延違にじみた男（アプローニウス）は、十分の一穀物租を請負つた場合に、個々の十分の一穀物租について現金付加税を施行し、多額ではないが、一〇〇〇（HS）か、あるいは、三〇〇〇（HS）の金錢を付加した。それは二年間で、凡そ五〇万HSになる<sup>(注)20</sup>〔引用七〕。いに記された二種の数値、すなわち「一人当りの徵収額」〇〇〇または二〇〇〇HS、三年間の徵収総額五〇万HSという数値は、前掲の〔引用五〕の諸条件によって数学的に検証される場合、大体におこして立証される。すなわち十分の一穀物

(注) 19 3; 73. Vt probaret Apronius hoc triticum quod ei dabantur; imperat Agyrinensibus Verres ut in medimna singula dentur Apronio HS. Quod est hoc? tanto numero frumenti lucri nomine imperato et expresso nummi

*praeterea exiguntur ut probetur frumentum?*

(注) 23 3; 118. *Iam iste homo amentissimus in vendundis decumis nummorum faciebat accessionis ad singulas decumas, neque multum; bis aut terna milia nummum addebat; fiunt per triennium HS o milia fortasse.*

(注) 21 ニの題は、拙稿「ウラジーリス弾劾演説の懸念性に関する考察」(「西洋古典学研究」第一五卷所収。石波書店。一九六六年刊。)に詳述したが、簡単に繰り返しておく。

ノヤンティニーの第三年の作付面積は二万ユーテルムであり(3; 116)、耕作者数は二十一人である(3; 120)から、一人当たりの作付面積は九三ハユーテルムとなる。十分の一穀物租の徴収量は九万メディムヌスである(3; 116)から、作付面積一ユーテルム当たりの徴収量は二メティムヌスとなる。従って一人当たりの十分の一穀物租徴収量は約二ハ一四メティムヌスとなる。したがて現金付加税は二通りの割合で徴収された(3; 116)が、キケロ自身が推定計算に用いた一メティムヌス当たり一HSのうちの割合を一般的なものと仮定して、ニの割合で計算すると、一人当たりの現金付加税は約二ハ一四HSとなる。これはあくまで平均値であるから、耕作者各人に對して、端数のない二〇〇〇Hのとか二〇〇〇Hのとかの金額が課せられたと考えられるることは妥当である。

したがて、ウラジーリス統治第一年の同市の耕作者数は八四人であったが、かれの秕政に耐えかねて、年々農地を捨てて逃亡する者が相次ぎ、第二年には二十一人に減小した(3; 120)。第二年の耕作者数の記載はないが、毎年同じ割合で減少したと仮定して推算すると五十一人となるので、二年間の延べ耕作者数は一六八人である。耕作者一人当たりの作付面積および単位面積当たりの十分の一穀物租徴収量が毎年同様であったと仮定して計算すると、二年間の延べ作付面積は一五万七四五五〇ユーテルム、延べ十分の一穀物租徴収量は四七万二六五〇メティムヌスとなる。ニの計算の過程は省略し、結果のみを表示すれば、次表のようになる。

年 次	耕 作 者 数	作 付 面 積	十 分 の 一 穀 物 租 徴 収 量
一	八 四 人	(七八、八〇〇) H D G.	(二三六、四〇〇) M E D.
二	(五 二)	(四八、七五〇)	(一四六、二五〇)
三	三 二	三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
合 計	(一六八) 人	(一五七、五五〇) I D G.	(四七二、六五〇) M E D.

(括弧内の数値は、キケロの言及によらず、筆者の推定計算によるもの。) さて現金付加税は、一メデイムヌス当り一HSの割合で徴収されたと仮定すると、三年間で四七万二、六五〇HSになる。故に「およそ五〇万HS」というキケロの数値は正しい。

租一メデイムヌス当り一HSの割合で徴収されたと仮定した場合に限り、一人当りの平均徴収額は約一、八〇〇HS、三年間の推定徴収総額は約四七万HSとなって、〔引用七〕の数値に近似するのである。

レオンティーニー以外の例に目を轉ずると、この現金付加税は〔表一〕に示したように、なおヘルビタ、アケスタ(Acesta)両市で徴収されており、さらに〔引用六〕によると、アギュリウムにおいてもそれらしきものが徴収されている。この町の場合は利得分徴収量一メデイムヌス当り一HSの割合であつて、これはレオンティーニーの場合とほぼ一致するが、ただし十分の一穀物租の記載がないので、十分の一穀物租との関係は不明である。アケスタの場合も、十分の一穀物租の記載がないので、十分の一穀物租を請負つたとき、「……住民は小麦の利得分」<sup>(注)22</sup>一萬一、〇〇〇モディウスと付加税二、〇〇〇HSとをかれに納付するよう、公けに強要された〔引用八〕。これによると、十分の一穀物租徴収量は二万五、八〇〇モディウス、すなわち四、三〇〇メデイムヌスであり、利得分徴収量は二万一、〇〇〇モディウス、すなわち二、五〇〇メデイムヌスであつて、いずれの場合にも一メデイムヌス当りの現金付加税徴収額を端数なしに算定することが不可能である所から、ヘルビタの現金付加税が穀物供出量とは無関係に徴収されたことが明白である。元来ヘルビタとアケスタの付加税は、ともに当該市民全體に一括して賦課されたものであつて、耕作者個人を対象に一定率を以て賦課されたレオンティーニーのそれとは、性格を異にするのであろう。さらに徴収の口実に関しても、常にグリーンウッドの如く検査料であろうと推定することは、これが穀物供出量と無関係であるとの一事を以て、

不合理と見做されるべきである。以上の考察から、この租税目について、およそ次のような定義を与えることができよう。……現金付加税は、ある場合には穀物検査料として、大体一メディムヌス当たり 1 HS の割合で、他の場合には請負人の恣意的口実により穀物供出量とは無関係に、個人単位または都市単位で徴収された金錢である。……

ヒュード、シキリアにおけるこの付加税の徴収範囲や徴収総額については、キケロは黙して語らない。ただしかれが、ウェッレースの誅求の苛酷をもとに特筆したレオンティーニーの場合에서도、この付加税を「多額ではない (neque multum)」(3; 118) と断わってことと思えば、その徴収総額はウェッレースの横領した四、〇〇〇万 HS の極く一部分に過ぎなかつたと考えてよい。むしろキケロの非難の矛先が向けられたのは、元老院と民会に請訓を仰がずには「先例による (neque exemplo)」(3; 118) 新税を制定したウェッレースの専横と、この新鋭徴収に関する報告書を中央政府に提出しなかつたかれの怠慢とに対するのであつた。

#### (D) 利得分 (lucrum)

この *lucrum* とこういふ葉は、時には *lucra* (3; 89, 3; 91, 3; 100) とこういふ複数形で、『彈劾演説』中にしばしば現われる概念である。本稿では仮に「利得分」と訳出しだが、その語義は明瞭でない。この利得分徴収の実例としては、穀物によるもの六例、金錢によるもの七例、都合十三例が得られる。この中アギュリウムとアエトナの三年田の場合には、穀物と金錢の双方にわたっている。以上の実例を、十分の一穀物租の契約量と共に示すのが、次の表である。(史料中、メディムヌスによって表わされる数値は、モディウスに換算して、△印を付した。)

---

(注) 22 3; 76. Anno secundo cum emisset Apronius decumas tritici modium xxv dccc..... populus publice coatus est ei conferre lucri tritici modium xxi et accessionis HS ∞ ∞.

〔表二〕

都 市 名 ・ 年 次	利 得 分	十 分 の 一 谷 物 徴 収 量	典 抛
アギュリウム ヘルビタ、 ヘルビタ、 ティッサ、 アエトナ、 レオンティニー、三年目	△一九八、〇〇〇 三八、〇〇〇 一一、〇〇〇 一二、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇 三三四、〇〇〇	M O D. 一八、〇〇〇 二五、〇〇〇 3 ; 72 3 ; 75 3 ; 76	3 ; 72 3 ; 75 3 ; 76
アギュリウム リバラ ティッサ、 アメストラトウス、三年目	△三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 一一、〇〇〇 一、〇〇〇 五二、〇〇〇 一五、〇〇〇 五〇、〇〇〇	H S △三、〇〇〇 △五、〇〇〇 △一八、〇〇〇 △六〇〇	M O D. 3 ; 73 3 ; 84 3 ; 86 3 ; 89 3 ; 90 3 ; 91 3 ; 106
利得分合計 〔谷物、八九万三、八〇〇 金錢、一九万九、五〇〇 H S M O D.			

以上十三例の中、レオンティニーの三年目の例は、すでに〔引用五〕において紹介済みであるが、この際の利得分とは、請負人が十分の一穀物租の徴収総量から国庫に納入した分を差引き、それに五十分の三穀物租と現金付加税と

を加えたものであつて、要するに最終的に請負人の手許に残つた利得としての穀物および金錢である。しかしヘルビタの二年田の例を見ると、ここでは利得分と現金付加税とが別個に記載されており、それ故に利得分には現金付加税を含まない場合もあることがわかる。また五十分の三穀物租については、七例の金錢利得分がこれを含まないことは当然であり、さらに、レオンティーニー以外の五例の穀物利得分も五十分の三穀物租を含むと仮定すれば十位の端数が出るはずであるが、すべてその整数が百位か千位で終つてゐる点から見て、五十分の三穀物租を含んでいないことが明白である。従つてレオンティーニーの場合は、例外的な特殊用例と見做さるべきである。以上の考察により定義を下せば、次のようになる。……利得分とは、請負人の手許に最終的に残つた利得としての穀物または金錢であつて、五十分の三穀物租と現金付加税を含まないのが通例である。……ただしキケロは買上げ穀物（後述）の場合にも、公金横領によつてウェッレースが得た利益を指してこの *lucrum (lucra)* (3; 174, 3; 177) という言葉を使用しているので、あるいはこの言葉は術語として定義付けることの無意味な、普通名詞であるのかも知れない。

次に、この利得分が耕作者に与えた負担は、どの程度であつたらうか。いま〔表〕の十二例の中、十分の一穀物租の明記された七例について、穀物収穫量に対する利得分徵収量の割合を調べてみると、次表のようになる。（穀物収穫量は十分の一穀物租契約量の十倍であると仮定して計算し、またリパラ (*Lipara*) 以下四例の金錢利得分は、一メ

(注) 23 キケロの説明によると、レオンティーニーの土地一ユーテルム当たりの播種量は、一メディムヌス（＝六モディウス）であり、収穫量は平年でハメディムヌス（＝四八モディウス）、豊年で一〇メディムヌス（＝六〇モディウス）である。(3; 112) しかし V・M・スクラムツツア (*Scramuzza*) は、コルメツラの『農業譜』 (*Columella; De re rustica.*) の記述によつてこの数字を修正し、一ユーテルム当たりの播種量を五モディウス、収穫量を平年八〇モディウスとする。(文献叢録 (A) 17。p. 260.) レオンティニーの農地は三万ユーテルムであるから、その平均収穫量は、キケロによると一四四万一一八〇万

ディムヌス当り二・五H.Sの相場に従つて穀量に換算したもの。)

(表三)

都 市 名	年 次	利 得 分	穀 物 収 穫 量 (推 定)	利 収 穫 量 に 対 す る 利 得 分 の 比 率
ヘルビタ、	一年目	三八、八〇〇	一八〇、〇〇〇	二二 %
ヘルビタ、	二年目	二一、〇〇〇	二五八、〇〇〇	八
レオンティイー、	三年目	三一四、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	一五
リバラ			三六、〇〇〇	
アメストラトウス、	二年目	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	
ペトラ		M O D.		
ハリキュアエ		二〇、八〇〇	一八〇、〇〇〇	
		六、〇〇〇	六、〇〇〇	
		一〇〇	一一二	

この表によると収穫量に対する利得分の比率は八%から一〇〇%までの間に広く分布しており、これから利得分徵収の大凡の基準を導き出すことは不可能なように思われる。しかしへルビタの三年目は前年度より収穫が急増したの

モディウスとなり、スクラムツツァによると二四〇万モディウスとなる。他方十分の一穀物租は二二万六〇〇〇モディウス(3,116)であつて、この量は前者に対しても多過ぎ、後者に対する少な過ぎる。しかし入札で耀り上げられた十分の一穀物租は、耕作者の申告量により幾分上回るのが常識であり、逆に耕作者の申告量は実際の収穫量より幾分下回るのが通例であるので、両者相殺して、大体収穫量を十分の一穀物租の契約量の十倍と見做すのが妥当である。

ではなく、収穫量算出の基礎たる十分の一穀物租の徴収量が不當に釣り上げられた結果に過ぎないのであるから、収穫量を前年度と同じに修正して計算すると、その比率は一二%となる。またハリキュアエの場合は、この特権都市の農地を賃借耕作する他都市の市民に課せられたもので、本来特権都市の所有地という特殊事情から十分の一穀物租の割合が遙かに低く、従つて実際の穀物収穫量は、六〇〇〇モディウスを大幅に上回っていたと想像されるので、この考察の対象から外すのが妥当である。このような操作を行なうと、利得分徴収率はすべて一二%から三三%までの間に分布して、一応納得の行く割合を示すことになる。

さて前述したように、ヒエローン法が収穫穀物量の十分の一を厳重に取り立てる一方で、それ以外の徴収を一切差控えたのに対し、ウェッレスが十分の一穀物租のほかにこれだけの割合の利得分を徴収したことは、シキリアの耕作者に甚だ苛酷な負担を強いたものと言わねばならない。遺憾ながら、具体的な数量を伴う利得分の記載は上掲の十三例のみであつて、すべての租税賦課都市に対する誅求の全貌を把握することも、利得分の徴収総額を算定することも共に不可能であるが、しかし〔表二〕に明記された利得分の徴収総額だけでも、穀物八九万三、八〇〇モディウス（金銭に換算すると一四八万四、五〇〇HS）、金銭一九万九、五〇〇HS、都合一六八万四、〇〇〇HSに達することや、またキケロが弁論上の高度の技巧を駆使して、この賦課目を繰り返し非難している所から、この利得分はウェッレスの不法取得の重要な部分を占めていたであろうことが明らかである。

## (II) 供出穀物

供出穀物という用語で以てここに纏められたのは、属州総督の権限において徴収されローマの国庫より代価を支払われた賦課穀物のことであつて、これには十分の一穀物、命令穀物、公用穀物の三種がある。これらは強制的に徴収

されたという点で一種の賦課であるが、代価を支払われたという点で租税ではない。前二者の穀物は、首都ローマの住民の食糧として、シキリア州においてのみ徵収された特殊な賦課目であり、後者は属州駐在のローマ官僚の食糧として、シキリアに限らずあらゆる属州において徵収された(3; 192)と見られる一般的な賦課目である。さればキケロも、供出穀物に関するウェッレースの誅求を告発するに当り、十分の一穀物と命令穀物とを「穀物の買上げ」の項に纏め、官用穀物を「穀物の査定」の項に置いて、両者を区別している。従つて本稿も、キケロの区分に倣つて、論述を進めることにしよう。

#### (A) 買上げ穀物 (*frumentum emptum*)

十分の一穀物と命令穀物という両賦課目を纏めて、キケロがこれに買上げ穀物という名称を与えていることは、史料的に立証される。すなわちキケロは、十分の一穀物租に関するウェッレースの誅求から、穀物の買上げに関するそれへと告発を進めるに当つて、「審判人諸君、これに引き続いてわたしは、買上げ穀物に関し、また極めて大規模で破廉恥な窃盗行為に関して、諸君にお伝えしたい」<sup>(注)24</sup>〔引用九〕と前置きし、次いで「穀物の買上げには二種ある」として、十分の一穀物と命令穀物とを挙げているのである。

しかし史料を読み進んで行くと、次のような実例にも出会う。「十分の一穀物租という名目で、アプローニウスの意思が奪い取るだけの量（の穀物）が徵収された。追加十分の一穀物租および買上げ穀物の代価としては、何も与えられなかつたか、あるいは他の書記たちの提供しただけの（金）額が与えられた」<sup>(注)25</sup>〔引用十〕。この場合、追加十分の一穀物租（つまり十分の一穀物）と並記された買上げ穀物は、明らかに命令穀物を指している。もう一例を挙げると、「諸君（審判人、ひいてはローマ市民一般）は十分の一穀物租を課する。かれら（耕作者たち）はそれを甘受する。（諸君はまた）追加十分の一穀物租を（課する）。かれらは、諸君が困つてているときには奉仕すべきだと考える。さらに諸

君が望むない、かれらは買上げ穀物を納入すべしである」、また納入するであろう」<sup>(注)26</sup> [古田十一]。後の例では frumentum と云ふ言葉が省略されたが、emptum は明らかに alteras と対比的に用ひられており、従つて前の例と同様に命令穀物を指すと考えぬべしである。以上の考察から、買上げ穀物とは、広義では十分の一穀物と命令穀物とを指し、狭義では命令穀物のみを意味する術語であることがわかる。<sup>(注)27</sup> たゞ、ニアヒム・マルクヴァールト (Jochim Marquardt) は、「追加十分の一穀物租、すなわち買上げ穀物」と解説し、スクラムツィアも「追加十分の一穀物租またの名は買上げ穀物、十分の一穀物」と述べ、固有の買上げ穀物の概念を史料的に正しく把握していないのは、遺憾である。

さて、この両賦課田に関するキケロの基本的解説を概要してみる。「ウルシニアスは元老院決議およびテレンティウス＝カッシウス穀物法 (lex Terentia et Cassia frumentaria) によると、シキリアにおいて穀物を買上げる義務があつた。買上げには一種類あつた。ひとつは十分の一(穀物)であり、他のひとつは、あるいは諸都市に対しても等しく割り当たされたもの(命令穀物)であつた。前者の十分の一(穀物)の量は、第一の十分の一穀物租から(引かれた)だ

(注) 24 3; 163. Sequitur ut de frumento empto vos, iudices, doceam, maximo atque impudentissimo furto;

(注) 25 3; 198. Decumarum nomine tantum erat ablatum quantum voluntas tulerat Aproni; pro alteris decumis emptoque frumento aut nihil datum aut tantum datum quantum reliqui scribae fecerant.

(注) 26 3; 199. Imponitis decumas; patiuntur; alteras, temporibus vestris serviendum putant; dent emptum praeterea, dabunt, si voletis.

(注) 27 文献田録、(A) 2° p. 189.

(注) 28 文献田録、(A) 17° p. 262.

けの量であり、後者の命令(穀物)の量は、毎年小麦八〇万モディウスであった。ところで規定価格は、十分の一(穀物)において一モディウス当たり三H.S.であり、命令(穀物)において三・五H.S.であった。かくて命令穀物について毎年二八〇万H.S.、追加十分の一穀物租については凡そ九〇〇万H.S.を、耕作者たちに支払うべきことが、ウェッレースに對して決定されていた。このように、三年の間、このシキリアの穀物買上げのために、(毎年) 凡そ一、二〇〇万H.S.が支給された」<sup>(注)29</sup>〔引用十二〕。この解説においては、十分の一穀物の買上げ量が明記されていないが、これは「モディウスの値段三H.S.の相場によって、簡単に三〇〇万モディウスという答えを出すことができる。(この三〇〇万モディウスという数量は、同時に十分の一穀物租の徵収量でもある。) 以上の内容をわかり易く表示すれば、次のようになる。

〔表四〕

命 令 穀 物	十分の一 穀物	国庫の支出総額		買上げ価格	買 上 げ 量
		H.S.	M.O.D.		
合 計	一一、八〇〇、〇〇〇	H.S.		三・〇 H.S.	(三、〇〇〇、〇〇〇) M.O.D.
三年間合計	三五、四〇〇、〇〇〇	H.S.		八〇〇、〇〇〇	(三、八〇〇、〇〇〇) M.O.D.
					(三、八〇〇、〇〇〇) M.O.D.

の〔引用十一〕においては、これらの買上げ穀物がどの都市に賦課されたかと云ふ点についての記載がなく、ただ単に命令穀物が「諸都市に対して等しく割り当たられた」とことを述べるのみである。ただし、十分の一穀物が追加十分の一穀物租という別名を有するように、すべての十分の一穀物租賦課都市 (civitas decumana) から買上げられたいと、従って十分の一穀物租を納付しない特権都市がこれを免除されたに違いない」<sup>30</sup> も然推測できぬ。一方命令穀物は原則として特権都市に賦課され、なおも不足する場合にのみ、租税賦課都市の一部に負わされたものと考えられる。<sup>30</sup>

さて本題にはいって、買上げ穀物に関するウエッレスの不法行為について述べよう。キケロはかれの不法行為の概略を次のように報告している。「この公金（買上げ穀物購入資金）には、以卜のような三種の窃盜行為がある。第一に、金が例の組合に付託われてこねば、かれ（ウエッレス）は、百分の一の利子を取った。金はその組合から支払われたのである。次に、極めて多くの都市に対して、かれは（買上げ）穀物の代金を全然支払わなかつた。最後に、ある都市に支払つたとしても、かれは自分に好都合なだけの金額を差引いて、当然払つぐべき金額をどの都市にも渡さ

- (注) 29 3; 163. Frumentum emere in Sicilia debuit Verres ex senatus consulto et ex lege Terentia et Cassia frumentaria. Emundi duo genera fuerunt, unum decumanum, alterum quod praeterea civitatibus aequaliter esset distributum; illius decumani tantum quantum ex primis decumis fuisse, huius imperati in annos singulos tritici mod. nccc; pretium autem constitutum decumano in modios singulos HS iii, imperato HS iiii. Ita in frumentum imperatum HS duodetriciens in annos singulos Verri decernebatur quod aratoribus solveret, in alteras decumas fere ad nonagiens. Sic per triennium ad hanc frumenti emptionem Siciensem prope centiens et viciens erogatum est.
- (注) 30 いの推論の経緯は、拙稿「ウエッレス弾劾演説の懸念性に関する考察」(注21参照) に詳述した。

なかつた」<sup>(注)31</sup>。「引用十二」。この報告においてウェッレースの不法行為は三種に分類されているが、不法行為の被害者を基準にして考えると、租税徵収請負人組合 (societas publicanorum) に対するもの（第一）と、諸都市に対するもの（第二、第三）との二種に分かれる。この中、前者は、厳密に言えばウェッレースの「誅求」には含まれないため、これを簡略に済ませ、専ら諸都市に対する非行の方に重点を置いて述べることにする。

### (1) 租税徵収請負人組合に対する不法行為。

穀物買上げのため国庫からウェッレースに付託された資金は、シキリアにある租税徵収請負人組合に一旦預けられ、買上げが済んだのち、組合から耕作者に支払われる仕組みになっていたようである。この種の組合は、他の多くの属州においては、十分の一穀物租・放牧税・関税などの間接徵収租税を一手に扱っていたが、シキリアにおいては、十分の一穀物租の業務を都市自身または個人業者に委ねていたため、専ら放牧税・その他六種の国税 (publicum) の徵収に当っていた (3; 167)。それと同時に組合は、金融業も営んでいたりしく、国庫からの預金に対して利子を支払った。この組合の預金・資金に対する利子率についての記載はないが、共和政末期のローマ世界における資金の利率は、月利<sup>(注)32</sup>「百分の一から百分の一、つまり年利六%から十一%というのが常識であつたから、この組合も大体その利率に従つたものと想像される。そして預金の利率が貸金の利率より一%程度低いのも、当然の常識である。従つてこの組合がウェッレースに支払うべき利子は、年十%程度が妥当であつたろう。しかるにウェッレースは、月利百分の一、すなわち年利二四%という高利を強要したのである。それだけではない。一般に総督が組合から受取った利子は本来国庫へ納入すべきものであり、もし納入しない場合には組合へ還付して租税徵収請負人に利益を得させるべきものであつた (3; 167) が、ウェッレースはいざれの道をも選ばず、受取った利子を着服したのである。キケロによると、これはローマ政務官として前例のない不法行為であり、とりわけ元老院でさえ庇護している租税徵収請負人の階級 (す

なわち騎士階級) から利子を強奪するのは、許し難い非行であった(3; 168)。同じ騎士階級の出身者たるヤケロでは、この種の不法行為に、ひとしお甚しき義憤を覚えたのであらう。

といふで、この事例による組合の損失は、その位の額に達したのであらうか。前掲の〔表四〕によると、ウニッコー<sup>ス</sup>が穀物買上げのため国庫から預託された金額は年間一、一八〇万HSである。仮りにこの金額を組合に預金したとすれば、年利11%で、一八三万1'〇〇〇HSの利子を生む。三年間同額の付託を受け、その金額を預金したとすれば、利子の総額はおよそ八五〇万HSに達する。その上〔元用十一〕記されたように、「極めて多くの都市に対しても、穀物の代金を全然支払わなかつた」というキケロの言葉を額面通りに受取るならば、一年田の預金は三年間、一年田の預金は一年間据置かれ、やがてに数百万HSの利潤を生んだりむじなるが、後に書記科の項で述べるよひに、〔元用

---

(注) 31 3; 165. In hac pecunia publica, ..... haec insunt tria genera furtorum: primum, cum posita esset pecunia apud eas societates unde erat attributa, binis centesimis faeneratus est; deinde permultis civitatibus pro frumento nihil solvit omnino; postremo, si cui civitati solvit, tantum detraxit quantum commodum fuit, nulli quod debitum est redditur.

(注) 32 ルークシルスは毎七年、小アシタリヌコト、貸金の利率の最高を、月利四分の一(わざねの年利十一%)に制限する命令を発した(Πλουτάρχος; Λοικουλλος, XX, 3)。またキケロの書簡によると、年利六%(Ad Fam. V, 6; 2)、十一%(Ad Att. I, 12; 1)、四十九%(Ad Att. IV, 15; 7)などの例がある。中でも最も悪辣なのは、あの廉潔公正を以て知られるガイウス・マリウス・ブルートゥス(C. Iunius Brutus)が、代理人を通してキュプロス島のサラミス(Salamis)市民がハ年利四八%という過度もない高利を取立てるやうに、軍隊まで出動させて、キケロの失望を買つてゐる(Ad Att. VI, 1; 5~6)。帝政期には、年利十一%が通例であった。ちなみに現代では、アメリカ合衆国の開拓途上国への融資の利子は年10%と云々であるが、日本のそれは年10%以下といふ低率である。

十二] の表現は誇張に過ぎないと解釈されるため、この増加分を加えることはできない。しかしながらウエッレスは、買い上げ資金預入れの操作だけで、最低八五〇万HSの利鞘を稼いだのであった。一方組合は、年利十%で支払った場合の三年間合計三五四万HSに対して、約一と五〇〇万HSの損失を蒙ったのであった。

## (2) 諸都市に対する不法行為。

[引用十二]によると、この不法行為には、穀物の代金を支払わなかつた場合と、代金を支払いはしたが種々の名目を設けて、支払金からそれを差引いた場合とがある。

### (a) 穀物の代金を支払わなかつた場合

キケロの叙述によれば、ウエッレスは「バラエサ (Halaesa)、テルマエ (Thermae)、ケペロニアディウム (Cephaloedium)、アメストラトゥス (Amestratus)、ティンダリス (Tyndaris)、カルビタ、その他多くの都市（の穀物）を拒否し」<sup>33</sup> [引用十四]、「その都市に（提供するように）命じた穀物量を購入するのに十分なだけの資金を、それら（の都市）から強要し」<sup>34</sup> [引用十五]、「法によって査定されたシキリアの（命令）穀物の価格である（一メディムヌスにつき）一一HS<sup>35</sup>（すなわち一モディウスにつき）・五HS）を、（支払わずに、自分の手許に）畱めて置いた」<sup>36</sup> [引用十六] のである。これらの断片的記述は、いかなる実態を示唆しているのであらうか。理解を進めるため、キケロが代表的事例と見做すバラエサの場合を取り上げてみよう。

バラエサの町は、毎年六万モディウスの買上げ穀物を供出するよう、ウエッレスから命ぜられた(3; 170)。この町は租税免除自治都市(3; 13)として特権都市に属するため、その買上げ穀物は命令穀物であり、本来ならば一モディウスにつき二・五HSの価格で買上げられ、一一万五、〇〇〇HSの代金が支払われるはずであった。しかるにウエッレスはこの供出穀物を受納することを拒否し(3; 170)、その代わりに六万モディウスの穀物を（恐らく他の

都市から) 当時の相場 (一モディウス当り1・五一HS) で購入する (3; 173) を口実にして、十五万HSの金錢を徴収したのである。買上げ穀物の受納を「拒否する (improbare)」という表現が、どんな事實を指すか審かないが、多分買上げ穀物の品質検査を施行し、ローマへ送付するのに不適当と認めた劣質の穀物を受納しなかつたとするべしとであろう。」のよつた品質検査の存在は、ウェッレースが買上げ穀物の支払い代金から「検査料 (spectatio)」(3; 181) なる名目を控除を行なつたことや、またかれが十分の一穀物租としては合格と認めたその同じ穀物を買上げ穀物として拒否した事実 (3; 173) から<sup>(注)37</sup>、確認される所である。そして總督は、受取りを拒否した場合、それに代わる同量の良質穀物を他都市から購入すべき資金を (恐らく一時的借款として) 当該都市から徴収する便法が、認められていたのである。しかしウェッレースは、バラエサより徴収した資金で以て他都市からの穀物購入を行なわず、首都ローマには自分の手持ちの穀物を送り届け (3; 171)、国庫から付託された買上げ資金は手許に留めたまゝ、バラエサへの

(注) 33 3; 172. Improbas Halaesum, Thermitanum, Cephaloeditanum, Amestratinum, Tyndaritanum, Herbitense, multarum praeterea civitatum.

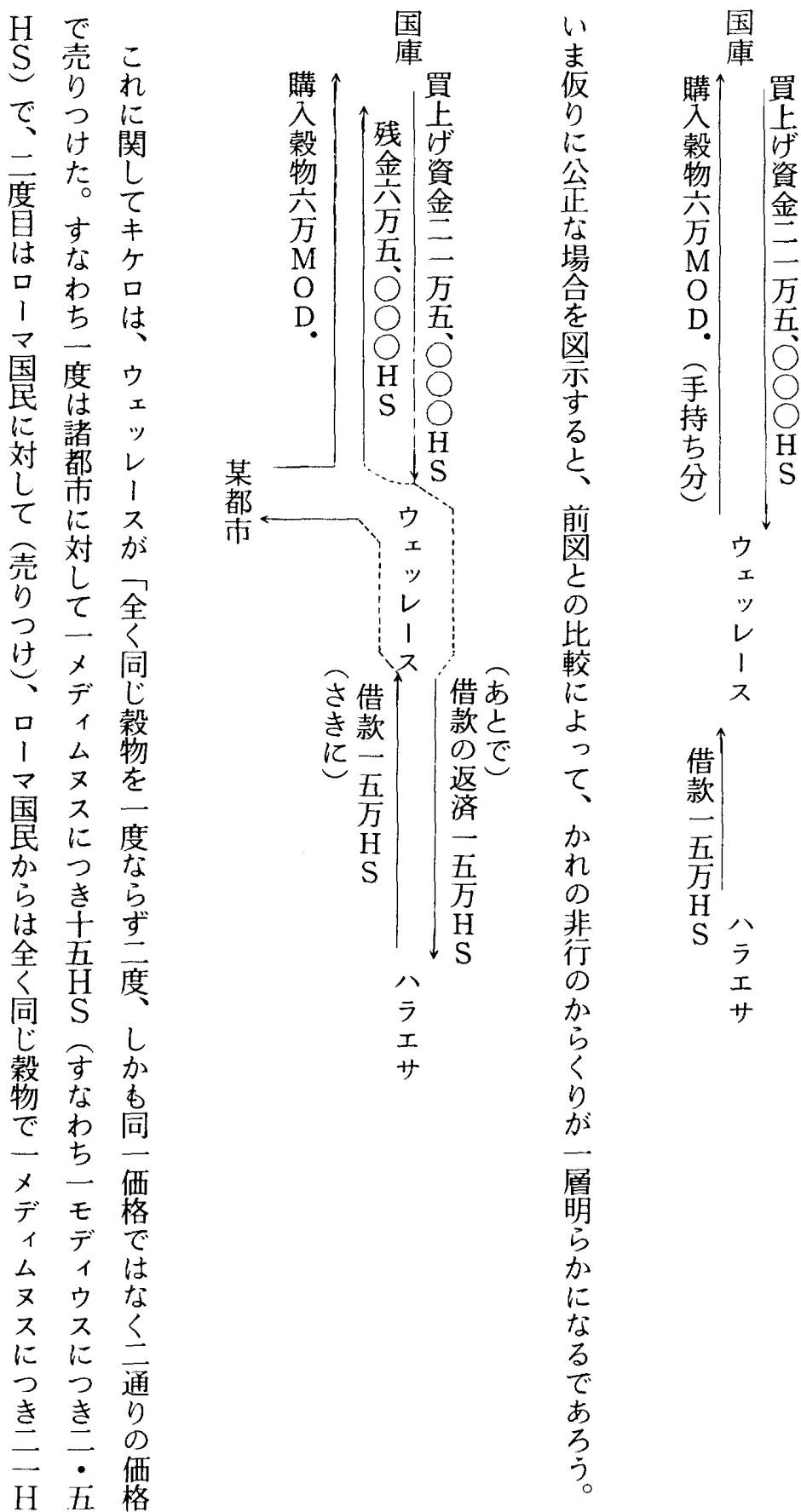
(注) 34 3; 173. ab iis quos repudias exigis tantum pecuniae quantum ad eum numerum frumenti satis sit quem ei civitati imperas emendum.

(注) 35 「れば特權都市の場合」。租税賦課都市の場合は、一メティムヌスにハシナベHS、すなわち一モディウスにハシナベHS である。(〔表団〕 参照)

(注) 36 3; 174. retines HS xxi; tanti enim est frumentum Siciliense ex lege aestimatum.

(注) 37 十分の一の穀物租は劣悪な品質の穀物でも收納され、それをローマの無産市民への穀物分配に充て、買上げ穀物は優良な品質のもののみを選別して、それを貴族を含む有産市民の食糧に当たるのではないか。

借款返済に当たることなくこれを着服した(3:171)のである。従つてかれは、ハラエサ一市の場合のみで、穀物購入を口実とする借款十五万HSと、国庫より付託された買上げ資金二一万五、○○○HSと、合わせて三六万五、○○○HSの金を横領したことになる。<sup>(注)38</sup>以上の経緯をわかり易く図示すれば、次のようになる。



いま仮りに公正な場合を図示すると、前図との比較によつて、かれの非行のからくりが一層明らかになるであろう。

これに関してキケロは、ウェッレースが「全く同じ穀物を一度ならず二度、しかも同一価格ではなく二通りの価格で売りつけた。すなわち一度は諸都市に対して一メディムヌスにつき十五HS (すなわち一モディウスにつき一・五HS)で、二度目はローマ国民に対して(売りつけ)、ローマ国民からは全く同じ穀物で一メディムヌスにつき一一H

S (すなわち一モディウスにつき三・五HS) を奪い取<sup>39</sup>た」〔引用十七〕と非難している。「全く同じ穀物を一度売った」という表現は、ウェッノースがハラエサなどの都市から他都市での穀物購入を口実に金銭を徴収したときの値段と、ローマ国民（すなわち国庫）に現物を納入したときの値段とが異っていたことを、比喩的に述べたものと解釈される。ついにおたキケロは、ウェッノースがローマへ送付した手持ちの穀物をドリから入手したのかと詰問し、かれが多量の穀物を「封鎖し差押えたまま確保して<sup>40</sup>いた (clausum et compressum possidebas)」事実を暗示する(3; 179)。<sup>(注)39</sup>の穀物は、十分の一穀物租に付随して徵発された穀物利得分であつたろう。かれが手持ちの穀物によつて肩代りさせた買上げ穀物は(ハラエサの六万モディウス以外に、数量の明記された実例を見受けないが、)恐らく八〇万モディウス程度であつたと推定される。他方穀物利得分は数量の判明している分だけでハ九万モディウスに

(注) 38 ハラエサは毎年六万モディウスの提供を命ぜられて<sup>41</sup>いた(3; 170)のであるが、毎年このよつた被害を蒙つたと仮定するといふ、被害総額は一〇九万五、〇〇〇HSの上<sup>42</sup>。

(注) 39 3; 179. non semel sed bis; neque uno sed duobus pretiis unum et idem frumentum vendidisti, semel civitatibus HS xv in medimum, iterum populo Romano, a quo HS xxi in medimna pro eodem illo frumento abstulisti.

(注) 40 国庫からウェッノースに委託された穀物買上げ資金の中、支出されなかつた金額は一九〇万HSのと推算される。(「書記料」の項参照) ひのくハラエサの分は、二年間同額であつたと仮定すれば、六四万五、〇〇〇HSのである。

$$215,000 \text{ (HS/年)} \times 3 \text{ (年)} = 645,000 \text{ HS}$$

故に他都市の分は、一一一五万五、〇〇〇HSのである。他都市はすべて租税賦課都市であるから、一モディウス当り二、二HSの穀物購入されるはずである。(〔表四〕参照) 従つて穀物量に換算すると、七五万モディウスである。

$$2,255,000 \text{ (HS)} \div 3 \text{ (HS/MOD.)} = 750,000 \text{ (MOD.)}$$

これらの穀物に関しても、ウェッノースがハラエサの場合と全く同じ手口の非行を働いたと仮定するならば、かれがローマへ送付しなければならぬ手持ち分の穀物は、ハラエサの六万モディウスを加えて、約八〇万モディウスとなる。

達する（〔表〕二 参照）のであるから、買上げ穀物の肩代り分は、それで十分賄い得たはずである。もしかすると、ウェッレースは買上げ穀物の肩代り分として穀物利得分を徴収し、それを現金収入に換えたのだということも、考えられないことではない。

最後に、以上のからくりによつてウェッレースが横領した金銭について考えてみよう。上述したように、かれはハラエサ一市における一年間の命令穀物の買上げから、三六万五〇〇〇H.Sの金銭をくすねたが、キケロの論述によれば、かれは「ハラエサ、テルマエ、ケパロエディウム、アメストラトゥス、テュンダリス、ヘルビタ、その他の多くの都市（の穀物）を拒否した」〔引用十四〕のであるから、この奸策による横領額は優に一、〇〇〇万H.Sを超えたのではないかと想像したくなるが、しかし「書記料」の項で述べるように、〔引用十四〕の表現はキケロの弁論的技巧による誇張に過ぎず、恐らくこの種の不法を蒙ったのは上記六市のほか若干の都市に留まると推測されるので、横領総額も多分五〇〇万H.S程度であつたろうと考えられる。

(b) 穀物の代金を支払つたが、種々の名目を設けて支払い金から差引いた場合。

ウェッレースは、「ケントウリパエ、アグリゲントウム (Agrigentum)、その他恐らく」「三の（都市の）穀物を認めて、これらの市民に代金を支払つた」〔注〕<sup>42</sup>〔引用十八〕が、しかし種々の名目による控除を行なつた。種々の名目とは、（1）検査料 (spectatio) と両替料 (collybus)、（2）封印料 (cerarium)、（3）書記料 (scribae) である。これらに関するキケロの記載を引用してみよう。「君（ウェッレース）が耕作者に支払うべきであつたすべての代金から、一定の名目で控除が行なわれるのが常であつた。第一に検査と両替のため（の控除）、その次に、得体の知れぬ封印料のため（の控除であった）。これらはすべて、明白な事物の（名称）ではなくて、不正極まりない窃盜行為の名称である。その理由は、すべての人が一種類の貨幣を使用している場合に、両替などあり得ないからである。ところで封印料だが

一体これは何か。なぜこんな名田が、政務官の決算書 (rations) や公金に組みつけられたのか。これに対し、あの第一種の控除は、あたかも許容し得るだけでなく当然であるかのような、また当然であるだけでなく明らかに必要であるかのような、外見をとつていた。書記料といつた名田で、すぐその代金から五〇分の一が差引かれた。誰が君にこんなものを許したのか」<sup>(注)44</sup> [引用十九]。

まことに検査料から見ていくと、キケロはそれに関し何の言及も批判も行なって居ないため、その実態を窺ふるに

(注) 41 国庫からの委託金の横領額は一九〇万匁のであり、バラヨサよりの借款は三年間で四五万匁のである。バラヨサ以外の諸都市から貰て上げるはずの穀物の量は約七五万モディウスであり(注39参照)、これがバラヨサの場合と同様、一モディウスにつき一・五匁の相場で、他都市からの代替穀物の購入資金とこう名田で借款し横領したとすれば、その金額は約一九〇万匁のである。<sup>(注)45</sup> 相合計すれば、五一五万匁の、すなわち約五〇〇万匁のである。但し、この金額は、他都市もすべてバラヨサ同様の手口で横領されたとの仮定に立つたる、信頼度はあまつ高くな。

(注) 42 3; 180. frumentum Centuripinorum et Agrigentinorum et non nullorum fortasse praeterea probasti et his populis pecuniam dissolvisti.

(注) 43 1; 36 リモベヌ' rationes せ、財務官が元老院へ提出する國庫の決算書である。

(注) 44 3; 181. Ex omni pecunia quam aratoribus solvere debuisti certis nominibus deductiones fieri solebant; primum pro spectatione et collybo, deinde pro nescio quo cerario. Haec omnia, . . . non rerum certarum, sed furtorum improbissimorum sunt vocabula. Nam collybus esse qui potest, cum utuntur omnes uno genere nummorum? Cerarium vero—quid? quo modo hoc nomen ad rationes magistratus, quo modo ad pecuniam publicam allatum est? Nam illud genus tertium deductionis erat eius modi quasi non modo licet sed etiam oportaret, nec solum oportret sed plane necesse esset. Scribae nomine de tota pecunia binae quinquagesimae detrahebantur. Quis hoc tibi concessit?

とは難しいが、多分これは買上げ穀物の品質検査の手数料であろうと思われる。この検査を実際に行なったのは、買上げ穀物の購入、代金の支払い、穀物の輸送など一連の業務を管掌した請負商人 (*manceps*) (3; 175) であつて、かれらは（キケロの主張によると）ウェッレースと近い関係にあつたので、検査料設定の背後で糸を引いていたのは、ウェッレースに違いあるまい。次に両替料は、検査料と一括して言及されている所から察すると、やはり請負商人が関与した控除名目であるうが、一種類の貨幣のみが流通しているシキリアにおいては貨幣の両替はあり得ぬことであり、従つて両替料徴収は不法行為であるとキケロは論難する。また封印料も政務官（この場合は財務官）の決算書や公金の取扱いに当つて不必要であつたとキケロは指摘するが、この控除名目がどんな手続きで何者により徴収されたかは全く不明である。これら二種の名目は、なるほどキケロの力説するように、不合理かつ不法なものであつたかも知れない。しかしその控除率、徴収総額などの具体的な内容に関する記述が全くない点から察すると、この件でのウェッレースの非行は不問に付して差支えないと考えられる。

これに対して、書記料に関する記載は、遙かに詳細である。すなわちウェッレースは、買上げ穀物の代金支払いに際し、その金額の五十分の一を書記料として例外なく差引いたのである。そもそも書記 (*scriba*) たちは、騎士階級と平民階級の間に位して「名望ある階級 (*ordo honestus*)」を構成し、政務官の公文書や裁判記録を作成・管理することによつて、高額の俸給 (*merces*) を与えられていた (3; 183)。従つて、キケロの言い分によると、俸給以外に書記料と称する報酬を与えられる必要は全くなかったのである。もともかれらの俸給は、公文書や裁判記録の作成・管理という本務に与えられるのであって、穀物買上げなどの副務については書記料という特別手当が与えられて然るべきとの考え方もあるが、しかしキケロ自身は、かつて（前七五年）、この同じシキリア州の財務官を務めたとき、廉正なる書記一名を使って穀物を買上げ、支払い代金の一部を書記料その他の名目によつて控除したことは決してなかつた

ところ(3; 182)をしてもしきの書記料が道理に合うならば、穀物の支払い代金の運送に当つた驃馬追いも、代金の到着を伝えた飛脚も、代金の搬入を命じた伝達係も、それを実際に運び入れた使丁や神殿奴隸も、等しく手数料を差引くべきではないか(3; 183)という。要するに先例がなく道理に合わぬという二つの理由から、キケロはこの書記料を不法ときめつけたのである。

さてウェッレスの書記たちがこの名目で横領した金額は、キケロによると二三〇万HSであった(3; 184)。しかるものこの金額は、買上げ穀物の代金として三年間に支払われた金額の五十分の一であった。これら二つの数値から、ウェッレスが買上げ穀物の代金として実際に諸都市に支払った金額を算出することができるのである。

$$1,300,000 \text{ (HS)} \times 50/2 = 32,500,000 \text{ (HS)}$$

すなわち、二三一五〇万HSのである。一方、ウェッレスが買上げ穀物のために元老院から委託された金額は、三年間で二、五四〇万HSである([表四] 参照)から、かれが実際に支払ったのはその中の九二%、着服したのは残りの八%、すなわち一九〇万HSのである」とが明らかとなる。もしシキリアのすべての都市がほぼほぼ同量の買上げ穀物を提供したと仮定すれば、代金の支払いを受けた都市は全体の九二%、すなわち六〇市であり、支払いを受けなかつた都市は八%、すなわち五市である。(注5参照)(すべての都市の買上げ穀物の量が全く千差万別だったとしても、任意に九二%分を抽出すると、大体六〇市を覆う結果になるはずである)従つてキケロが前者について、「ケントウリペエ、アグリゲントウム、その他恐らく「城下の(城下) (nonnullorum fortasse praeterea)」[引用十八]と述べ、

---

(注) 45 セーステルティウスのほか、デーナーリウス(denarius) (=四セーステルティウス) も銀貨単位として使用されていた(3; 188~214)が、両者とも銀貨である故に、キケロは「一種類の貨幣を使用する」と書いたのであるうか。

後者について、「バラニサ、テルマエ、ケパロエディウム、アメストラトゥス、テュンダリス、ヘルビタ、その他多くの都市 (multarum praeterea civitatum)」〔市田十四〕と述べてゐるのは、眞実を伝えていないということにならう。

### (B) 官用穀物 (frumentum in cellam)

属州に駐在する政務官とその属僚の食糧に充てるため、現地で買入れられた穀物を官用穀物と称するが、これは元老院によって買入れ価格を査定されたので、査定穀物 (frumentum aestimatum) とも呼ばれる。この官用穀物を利用してのウェッレースの非行について、キケロは次のように述べてゐる。「元老院決議および諸法律によつて、官用穀物を買入れることがかれ (ウェッレース) に許されており、その穀物を元老院は次のように小麦一モディウスを四HS<sup>(注)46</sup>、大麦一モディウスを2HSに—査定したのに、かれは大麦の数量を小麦の全量に加え、耕作者らに対し、小麦一モディウス当り二デーナーリウス (すなわち十一HS) に査定した」〔引用1〕〇)。 「かれの咎は、査定 (そのもの) や三デーナーリウス (の査定価格) に基づくのではなく、穀物相場と査定 (価格) との関係に基づくのである。」〔引用1〕。これらの文面を正確に理解するためには、官用穀物買入れの仕組みについて、以下に述べる数項の命題を承認しなければならない。

(1) 元老院が査定した買入れ価格は、上限価格である。—小麦一モディウス当り四HSと云ふ元老院査定価格は、当時のシキリアの小麦相場が二HSから精々三HSであった(3; 189)ことを考えれば、現地の耕作者らにとって意外に有利な高値であるように見える。その理由のひとつは、スクラムツツアが推測するように、耕作者が総督の指定する引渡し地点まで自弁で穀物を運搬する義務を負つたという特殊事情にあるのかも知れない。しかしキケロは、ルーキウス・ピーン・フルギ (L. Piso Frugi) の名を想起して、ピーンが官用穀物を元老院査定価格よりも安い現地相場で買入れ、その差額を国庫へ返納したことを賞揚している(3; 195)。この事例によると、元老院査定価格は、総督

がその支払いを義務づけられたる固定価格ではなく、その支払いを許容される上限価格であると推定される。従ってウエッソースは、官用穀物を「モティウス」の現地相場で買入れて、「Hのないし」の差額を国庫に返納しなければならなかつたのである。

(2) 元老院は政務官との厘僚の人数に応じて、現地での小麦と大麦の買入れ量をも決定した。官用穀物の買入金の額は、買入れ価格と買入れ量との積として与えられる。従つて、元老院は、買入れ金を国庫より支出するに当り、買入れ価格の査定と同時に、現地のローマ官僚の人頭に貢合つだけの買入れ量をも決定したはずである。しかもその買入れ量を小麦と大麦に分けて別々に定めたといふ、「呂用」の記述より明らかである。しかるにウエッソースは、大麦の買入れ量をも小麦のそれへすり替へぬといつ不法を敢えてしたのである。

(3) 総督が現地で行なつた査定は、元老院の査定とは別物である。—キケロは「呂用」において、元老院の価

(注) 46 購入は穀物の購入には専ら emere が用いられ、官用穀物の購入には sumere が用いられるので、前者の「賃上げ」へ区別して、後者には「賃入」の訛語を使用する。

(注) 47 3; 188. cum ex senatus consulto et ex legibus frumentum in cellam ei sumere liceret idque frumentum senatus

ita aestimasset, quaternis HS tritici modium, binis hordei, iste hordei numero ad summam tritici adiecto tritici modios singulos cum aratoribus denariis ternis aestimavit.

(注) 48 3; 189. hoc crimen est, . . . non ex aestimatione neque ex ternis denariis pendere crimen sed ex coniunctione annonae atque aestimationis.

(注) 49 文献叢書、(A) 17° p. 268.

(注) 50 前1世紀のローマの政治家。前149年、護民官となつて、最初の「不法利得取締法(Lex de pecuniis repetundis)」を提案した。前133年、執政官。ローマ史の著述『年代記(Annales)』は有名である。(但し既存本無き。)

格決定（一モディウス当り四HS）とウェッレースのそれ（一モディウス当り三デナーリウス）とを、共に「査定する(aestimare)」といつ言葉で表現し、両者を区別していないが、この場合後者を仮りに総督查定と名付けて前者の元老院査定と区別しなければ、実態の正確な把握は困難である。総督查定の由来について、キケロは次のように述べている。「しばしば多くの善良・堅実・潔白な人々（総督）が、買入れるべきであった官用穀物（の価格）を、耕作者たちや諸都市に対して査定し、穀物の代わりに金銭を取り上げた」〔引用二二〕。<sup>(注)51</sup>「この査定は、初め法務（代理）官や執政（代理）官（すなわち総督）たちの便宜のためではなく、耕作者たちや諸都市の便宜のために設けられたものである。：かれ（耕作者または都市）が穀物を売却してしまったか、それを貯えようとして望んだか、それとも命ぜられた場所へ運搬することを欲しなかつたかした場合、（総督の）恩恵および好意として、かれは穀物の代わりに、その穀物の価格（だけの金銭）を納付することを許されたいと請願した」〔引用二三〕。これによると、総督は官用穀物の提供を欲しない耕作者や諸都市に対して、それを免除する代わりに、その穀物を他都市から購入する資金（実際には差額だけ）を徴収する臨時措置を認められていた。その際、他都市から買入れる穀物の価格を決定したが、それが総督查定価格である。この総督查定価格は元老院査定価格をかなり上回ったはずである。なぜならば、他都市の官用穀物を肩代わりして負担する都市は、自己の割当量をすでに元老院査定価格で売却したあとであるから、割当量以上の負担に対しても、元老院査定価格より高い価格で代金を支払われねば、辻褄が合わない道理だからである。しかしウェッレースのように一モディウス十二HSという総督查定価格は、シキリア州一円の小麦相場が二HSないし三HS、元老院査定価格が四HSであった当時、法外な高値と見做されたことであろう。ただし、この総督查定という便法を採用した総督は從来数多くあつたという〔引用二二〕の記述から分る通り、ウェッレースが査定を適用したこと自体は何ら批議すべきことではなかつたのである。（〔引用二二〕参照）

(4) 耕作者または諸都市が提供した金銭は、総督查定価格から元老院査定価格を差引いた差額だけである。— [引用1][11] によると、耕作者または諸都市が割当られた官用穀物の代わりに「その穀物の価格だけ（の金銭）(quantum frumentum esset)を」納付する」とが述べられているが、もしこれを字義通り解釈して、総督查定価格による他都市での穀物買入れの金額を提供したと見るならば、官用穀物が本来代価を支払われる供出穀物ではなく、無償で提供する穀物租と同様のものとなり、不合理である。従つてかれらが提供したのは、自己の割当て量を元老院査定価格で買入れられるはずであった金額と、その割当て量を総督查定価格で他都市から買入れるのに必要な金額との、差額だけであつたと考えねばならない。つまりウェッブースの場合には、かれらは割当て量の一モディウスにつき、四HSの元老院査定価格と十一HSの総督查定価格との差額八HSを提供したのであつて、決して十一HSを提供したのではない。事実キケロは、一モディウスにつき八HSの割りで金銭を徴収された耕作者の実例を書き留めてゐる(3; 197)。[引用1][11]におけるキケロの法廷演説には、明らかに被告の非行を一段と悪辣なものに見せかける技巧が働いている。

(5) 耕作者または諸都市が穀物代わりの金銭提供を希望したのは、総督查定価格から穀物相場を差引いた差額よりも、一モディウス当たりの穀物運送費が高くなつた場合である。— [引用1][11] によると、耕者は総督の指定した場

---

(注) 51 3; 188. multos saepe viros bonos et fortes et innocentes cum aratoribus et cum civitatibus frumentum in cellam quod sumi oportaret aestimasse, et pecuniam pro frumento abstulisse.

(注) 52 3; 189. haec aestimatio nata est initio, . . . non ex praetorum aut consulum sed ex aratorum et civitatum commodo. . . . cum aut frumentum vendidisset aut servare vellet aut in eum locum quo imperabatur portare nolle, petivit in beneficii loco et gratiae ut sibi pro frumento quanti frumentum esset dare licet.

所まで自弁で穀物を運送する義務を負わされていたことがわかる。いまある耕作者が官用穀物の提供を命ぜられたと仮定すると、かれは「穀物運送費」(略号、PP)を支出して、「元老院査定価格による代金」(略号、AS)を受け取る。かれが官用穀物売却によって得た「収益」(略号、L')は、「元老院査定価格による代金」から「穀物輸送費」を差引いた金額として計算される。

$$L' = AS - PP$$

反対に、かれが穀物代わりの金銭を提供したと仮定すると、かれは「総督查定価格による代金」(略号、AP)と「元老院査定価格による代金」との差額を支出し、手持ちの穀物の方は、(もし売るとすれば)現地の穀物相場で売却して代金を受け取ることになる。従ってかれの収益は、「穀物相場での売却費」(略号、PF)から、「総督查定価格による代金」と「元老院査定価格による代金」との差額を、差引いたものになる。

$$L' = PF - (AP - AS). \quad \therefore L' = PF - AP + AS$$

耕作者が金銭提供を希望するのは、後者の収益(L')が前者の収益(L)を凌駕する場合である。従って、数式で示せば次のようになる。

$$L' > L. \quad PF - AP + AS > AS - PP. \quad \therefore PP > AP - PF$$

すなわち「穀物運送費」が、「総督查定価格による代金」から「穀物相場での売却費」を差引いた差額よりも大きい場合、言い換えると、一モディウス当りの穀物運送費が、総督查定価格から穀物相場を差引いた差額よりも高い場合である。

ところで、面積狭小なシキリア島においては、最も内陸にある都市ヘンナ(Henna)からでさえ、海岸の指定場所まで穀物を運送するのに一日で足りたのである(3; 192)から、運送費は些少な額で済んだものと思われる。従ってシキ

リア州の耕作者が金銭提供を望むか否かは、運送費よりも穀物相場の高低に依存したであらう。穀物相場を基準にして考えるならば、総督查定価格から「モディウス」の運送費を差引いた金額よりも穀物相場の方が高い場合にのみ、耕作者は代替金の提供を望んだことになる。やつともキケロの申し立てによると、地域によって穀物相場の著しく異なる属州（例えばアーシアやヒスペーリア）においてこそ、この総督查定という臨時措置は効果的であったが、シキリアのように穀物相場が全島同一で、耕作者が穀物提供を厭わぬ属州においては、本来無意味かつ無益な措置な

(注) 53 略記は次のよつた語葉の頭文字によつた。

PP … pecunia portationis frumenti

AS … pretium per aestimationem senatus

L … lucrum

AP … pretium per aestimationem proconsulis (vel propraetoris)

PF … pretium frumenti locale

(注) 54 両時の穀物（小麦）相場は、大体「モディウス」・五Hのやつた。通常の総督查定価格が「元老院査定価格（即Hの）セヌセナリコヘト」、五Hの「仮定する」（ウムルヌースの十）Hのは論外である。

$$PP > 5 \text{ (HS)} - 2.5 \text{ (HS)} \quad PP > 2.5 \text{ (HS)}$$

シキリアの耕作者は、「モディウス」の運送費が「一・五Hの以上の場合にのみ、穀物代わりの金銭提供を望んだ」とがわかる。

(注) 55 「ハナから二方の海辺までの距離は六〇キロから八〇キロメートルであるから、『一町の中に運送する』と云ふキケロの表現は、やや誇張である。二道の川もあり、一町かかるのが妥当である。

のであった(3; 192)。<sup>(注) 56</sup>

さて以上において、官用穀物と査定との実態を究明したが、これによると、ウェッレースの執つた措置の違法性は次の諸点にあることが明らかとなる。(a) かれは運送費も安く穀物相場の変動も少なくて、穀物提供を望んでいた耕作者らに対し、査定を適用して金銭提供を強要した。<sup>(注) 57</sup> (b) 現地の穀物（小麦）相場が「モディウス」当り「H.S.ないし三H.S.」の時期に、かれは十二「H.S.」という法外な総督查定価格を決定して、その差額を異常に釣り上げた。（〔引用二〕）はこの点を指摘するもの。）(c) かれは元老院が決定した大麦の買入れ量をもすべて小麦のそれにすり替えて、徴収する代替金の増加を図った。

このほか、ウェッレースは官用穀物を提供した諸都市に対して、国庫から付託された買入れ金を支払わずに着服した廉で、キケロにより糾弾されている(3; 197)。ところで、ウェッレースがこの賦課目によって得た金銭の不法取得額は、どの位であつたろうか。元老院の決定した穀物買入れ量が明記されていないため、それを数量的に突きとめることは不可能だが、シキリア現地のローマ官僚の人員は（戦時でもなければ）知れたものであるから、官用穀物の買入れ量も、それによる不法取得額も、さほど多くはなかつたと推断してよからう。

#### ○結語

以上煩を顧みず、ウェッレースの三年間に及ぶ苛斂誅求の実態を、できる限り具体的な数値を基にして検証してきたが、もとより一千年前のローマ人の書いた告発記録に、科学的実証性や統計的厳密さを求めるのは、無理な相談といふものである。当時の裁判における告発人ないし弁護人は、事の理非曲直の闡明を一応尊重はしたが、それよりも、陪審の主觀的情感に訴えて勝訴を挽回する方が主要関心事だったのであつて、当代随一の教養人キケロでさえその完全な例外ではあり得なかつた。膨大な『ウェッレース弾劾演説』の中で、「第二訴訟」第三巻のみは総督の租税管理面

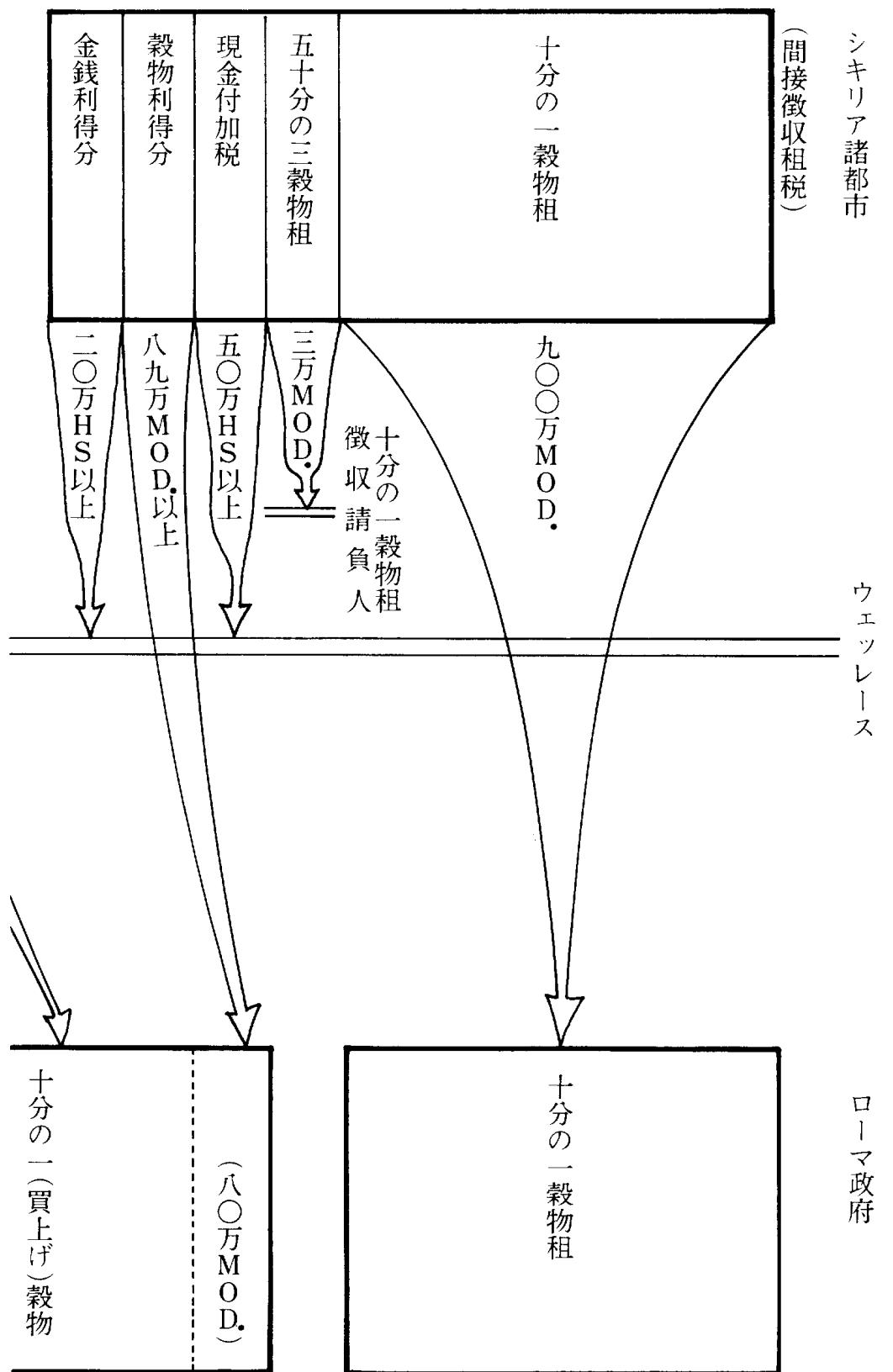
での非行を比較的手際よく纏めているが、（そのお蔭で、本節が扱った程度の事実の究明が可能だったのであるが、）他の巻は、極言すればウェッレースの具体的な非行の纏まりない羅列である。著者キケロは、記録全体を論理的に整理して陪審の理性的思考に訴えようという姿勢を見せていないし、まして後世の研究者に都合のよい体裁をとろうなどとは夢にも思わない。という訳でいささか頼りない第一次史料ではあるが、本節で検討した成果を一覧表にして示せば、ウェッレースの誅求の実態が幾分なりとも把握し易くなると思われる。（次頁の〔表五〕を参照）

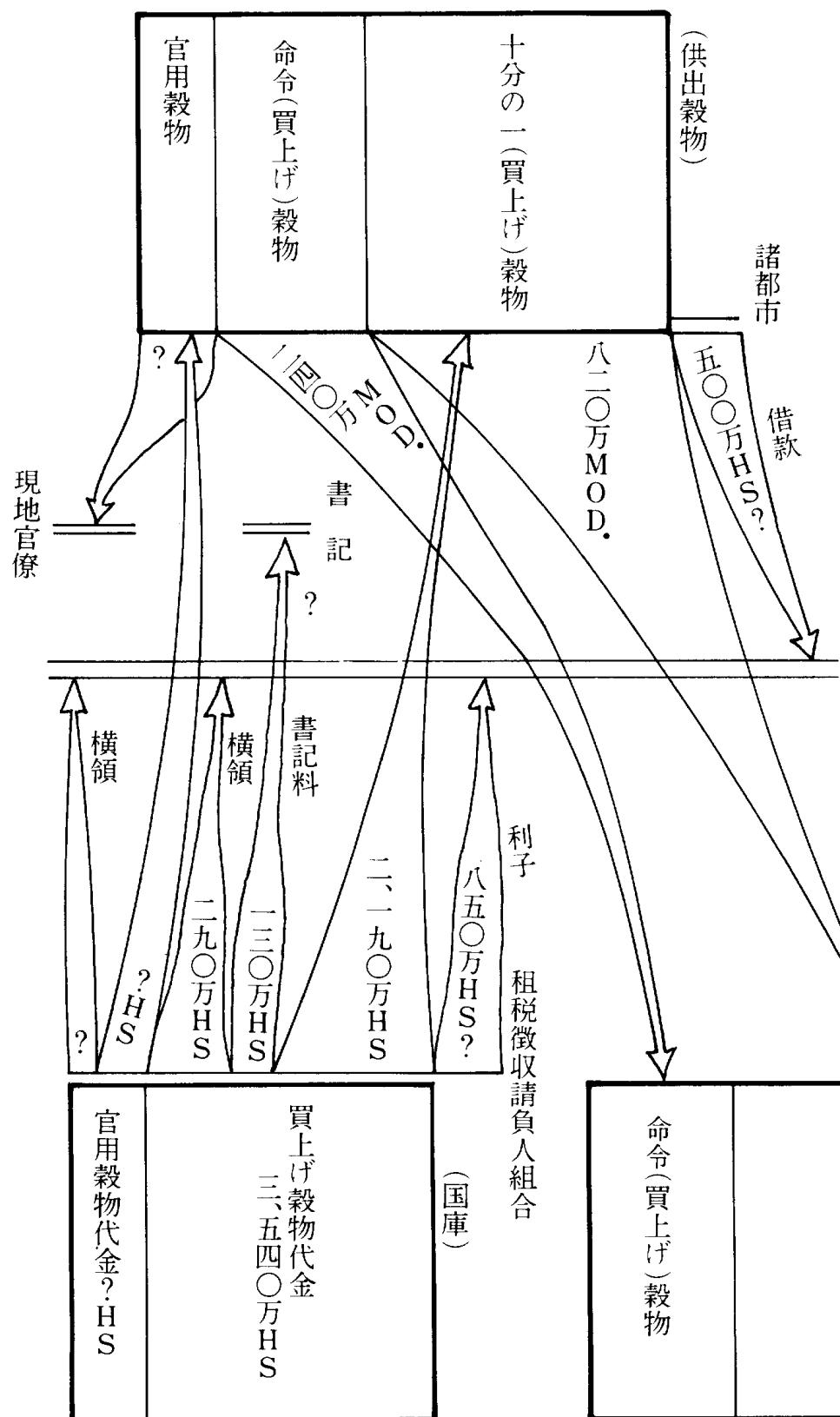
この一覧表を瞥見して直ちに読み取れることは、次の二点である。（1）ウェッレースは徴収した穀物租および買上げ穀物を、忠実に首都ローマへ送付していること。——ウェッレースの政治的功績として、かれがスバルタクスの反乱中、ローマ市民の食糧を確保したという仮説を、土井氏は立てている（第一節参照）が、この仮説はこれで統計的に実証されたことになる。（2）ウェッレースの横領したものが最終的には金銭であって穀物ではないこと。——ウェッレースは非行の中途の過程でしばしば穀物を強奪したが、とどのつまりはそれを金銭に換えており、任終えて

(注) 56 序論においてタキトウスの『アグリコラ伝』十九、の一部を引用したが、そこに記された表現「ローマ人が私腹を肥やすために考へ出していた手段で、現地人には課税そのものよりもいつそう堪え難い負担であったもの」の一つが、正しくこれに当たる。「総督の名でもって指定されるのは、いつも回り道と遙かに遠い地域であった。そのため、たとえすぐ近くにローマの常設陣営があつても、道のない遠隔の地の陣営へ、供出穀物を運んで行かねばならなかつた。」その結果、現地人は労役を避けて金銭提供を望んだのであって、ウェッレースの後一世紀半経つても、なお辺境属州ではこのような不法行為が横行していたと知れる。

(注) 57 エンテッラ(Entella)の市民たちは、ウェッレースの査定に従うくらいなら、公用穀物を無償で提供する方がましだと言っている。(3; 200)。

(表五)





ローマに帰るとき運び易い形にしたことがわかる。ローマに持ち帰られた貨幣は、出世のための選挙資金と、自己の非行を裁く法廷の審判人の買収費に当てられる予定であつたろう。正しく当時のローマ政界の構造が、属州総督の苛斂誅求を必然的に誘発していたのである。(3) 誅求を通してかれの得た利得は、横領全体の凡そ半分にしか達しなかつたこと——かれの横領した金銭の額は、確実に分っているものが約三六〇万HS(現金付加税、金銭利得分、それに買上げ穀物代金の横領)、ほぼ確実と推定されるものが約一、三五〇万HS(租税徴収請負人組合からの利子と、諸都市からの穀物購入のための借款の横領)、合計一、七〇〇万HS以上となる。これに官用穀物代金の横領、検査料・両替料・封印料など得体の知れない控除分を加えると、二千万HSに近い額になつたであろうと想像される。しかしこれでもなお、かれが三年間にシキリア住民から捲き上げた横領額四千万HSの半分にも満たない。要するにかれの苛斂誅求による横領額は、その外見の凄まじさに比して割合に少なく、かれの非行の半ば以上は、住民の財産没収や重要美術品の掠奪などにあつたと思われる。これらの非行は「第二訴訟」の第二巻・第四巻が取り上げているので、本稿は節を改めてこの問題を論及するつもりである。

(続く)